

# 自己点検・評価報告書

2017年8月29日

創価大学大学院法務研究科

研究科長 署名欄

加賀讓治 印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	3
第1分野	運営と自己改革	3
1-1	法曹像の周知	3
1-2	特徴の追求	6
1-3	自己改革	9
1-4	法科大学院の自主性・独立性	14
1-5	情報公開	17
1-6	学生への約束の履行	19
第2分野	入学者選抜	20
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	20
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	28
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	32
第3分野	教育体制	35
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	35
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	38
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	40
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	42
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	44
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	45
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	48
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	51
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	51
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	56
第5分野	カリキュラム	61
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	61
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	65
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	69
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	70
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	73
第6分野	授業	76
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	76
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	78
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	82
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	86

6-4	国際性の涵養	90
第7分野	学習環境及び人的支援体制	92
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	92
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	94
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	95
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	97
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	100
7-6	教育・学習支援体制	102
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	103
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	106
第8分野	成績評価・修了認定	109
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	109
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	113
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	117
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適格認定)	120
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	120
別紙2	6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係	129

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 創価大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務専攻
3. 開設年月 平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者  
氏名 加賀 讓治  
所属・職名 法学部・教授  
(法務研究科長)  
連絡先 042-691-6968
5. 認証評価対応教員・スタッフ
  - ① 氏名 尹 龍澤  
所属・職名 法務研究科・教授  
(前法務研究科長)  
役割 自己点検・評価副責任者  
連絡先 042-691-6968
  - ② 氏名 島田 新一郎  
所属・職名 法務研究科・教授  
(法務研究科長補佐)  
役割 自己点検・評価副責任者  
連絡先 042-691-8109
  - ③ 氏名 清水 一成  
所属・職名 法科大学院事務室・事務長  
役割 事務責任者  
連絡先 042-691-9476  
kshimizu@soka.ac.jp  
〒192-8577 八王子市丹木町1-236

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

### 1 自己点検・評価体制

項 目	責任者	担当者
全 体	加賀 讓治	尹 龍澤、島田新一郎
第1分野：運営と自己改革	藤田 尚則	
第2分野：入学者選抜	佐瀬 恵子	
第3分野：教育体制	藤井 俊二	
第4分野：教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	花房 博文	
第5分野：カリキュラム	島田新一郎	田村 伸子
第6分野：授業（別紙2を含む）	田村 伸子	
第7分野：学習環境及び人的支援体制	阿部 英雄	土平 英俊
第8分野：成績評価・修了認定	小嶋 明美	
第9分野：法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）	島田新一郎	黒木 松男

### 2. 2016年～2017年における認証評価のスケジュール

月 日	会 議 名	内 容
11月18日	法務研究科委員会	全体スケジュールの報告
11月29日	全学自己点検・評価委員会	認証評価実施大綱の承認
12月23日	法務研究科委員会	自己点検・評価実施委員会結成の承認
		自己点検・評価報告書作成開始の承認
2月14日	法務研究科委員会	修了予定者アンケート実施の報告
3月3日	法務研究科委員会	教員個人調書作成要領の提示
3月30日	第1回検討会	自己点検・評価報告書素案の検討
5月9日	全学自己点検・評価委員会	認証評価実施日程の承認
6月2日	第2回検討会	自己点検・評価報告書素案第2稿の検討
6月23日	法務研究科委員会	教員アンケート・学生アンケート実施の報告
7月3日		教員個人調書及び教員一覧・学生数の学内承認
7月6日		自己点検・評価報告書別冊（教員個人調書・教員一覧・学生数等）の提出（発送）
8月7日	法務研究科委員会	自己点検・評価報告書最終案の検討、承認
8月29日	全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書の承認
8月29日		自己点検・評価報告書（含む添付資料）の提出（発送）

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

###### 1 現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

創立者池田大作先生（以下「創立者」という。）が創価大学の建学にあたり示された「人間教育の最高学府たれ」・「新しき大文化建設の揺籃たれ」・「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神<sup>1</sup>、及び創立者が本法科大学院の紀要である「創価ロージャーナル」創刊号への寄稿文で示された「邪悪を正す冷徹な知性と人間を愛する温かな慈愛、そして勝利を決する強靱な魂を併せ持った法律家を育成することは、人類と地球の未来への平和の準備の聖業にほかならない」との指針<sup>2</sup>を基に、養成しようとする法曹像をより明確にするために、2014年度から以下のとおりディプロマ・ポリシーを制定し、2017年度に一部改正を行った。

###### ○ディプロマ・ポリシー<sup>3</sup>

創価大学のディプロマ・ポリシーに基づき、法科大学院の理念を実現し、教育目標を達成するために、次のような法曹教育を行います。

###### 1 他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹（人間力）

生命の尊厳性と人権の大切さを理解し、すべての他者への深い理解と思いやりをもつ法曹、とくに民衆の幸福を第一義に考える法曹の育成を目指します。民衆一人ひとりにはかけがえのない人生を生きる人々であり、その喜びや悲しみに対して深く共感できる豊かな人間性をもった法曹を育成します。

###### 2 平和に貢献する国際性を備えた法曹（国際力）

創価大学には「人間の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神があります。この建学の精神を実現するために、平和に貢献する法曹の輩出は不可欠です。創立者は、三つの精神を併せもった法律家を育成することは、「人類と地球の未来への『平和の準備』の聖業」にほかならないと述べています。法律の世界において、日本及び世界の平和に貢献できる国際性を備えた法曹を育成します。

###### 3 堅固な基盤の実力を備えた法曹（法律力）

現実社会の中に飛び込み、困難を乗り越えて価値を創造しゆくためには、

<sup>1</sup> 創価大学ホームページ参照 (<http://www.soka.ac.jp/about/intro/spirit/>)

<sup>2</sup> 資料 A32「創価ロージャーナル創刊号」1頁～3頁、資料 A2「法科大学院パンフレット 2018」4頁。

<sup>3</sup> 資料 A2「法科大学院パンフレット 2018」5頁。

徹底した学問的努力に裏付けられた基礎力、つまり堅固な基礎となる実力が不可欠です。人類の英知を結集した制定法、そして裁判官の法的思考が凝縮した判例を学ぶことにより、思考力の強い法曹の育成を目指します。

## (2) 法曹像の周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像：ディプロマ・ポリシー（以下「法曹像」という。）は、創価大学法科大学院ホームページ<sup>4</sup>（以下「ホームページ」という。）を中心として、法科大学院パンフレット等で公開をして学内外へ周知を行っている。さらに、具体的には、次のような取り組みがなされている。

### ア 教員への周知，理解

法曹像は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て、決定したものである。その後、研究科委員会や各種委員会等において、教学に関わるさまざまな議論をする中で、継続的な議論がなされている。事務職員もこうした会議には出席しているため、法曹像について共有している。また、兼任教員や非常勤講師に対しても、年2回開催している教員研修懇談会への参加要請を行うとともに、各種資料の配布、意見交換などを通じて、法曹像の周知を図っている。

### イ 学生への周知，理解

学生に対しては、各学期の開始・終了時に行われるガイダンスをはじめ、履修選択や進路選択の場面で、教職員により、法曹像のさらなる周知がなされ、これに沿った指導・助言や情報提供が行われている。

さらに、本法科大学院では、学生の将来の進路にあわせ、展開・先端科目群を設置し、その中で、法曹像の実現に向けた助言・相談と支援がなされている。

### ウ 社会への周知

法科大学院志願者に対しては、年数回本学で開催するオープンキャンパスや全国の主要都市（東京、札幌、名古屋、新潟、大阪、熊本など）で開催する入試説明会等を通して、法曹像の周知を行っている。また、入学予定者に対しては、入学予定者説明会や入学予定者事前研修を開催し、法曹像の周知を図っている。さらに、ホームページや各種印刷物等で、常に法曹像の広報を行うとともに、マスコミ等の取材に積極的に応じ、法曹像を含む基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。

こうした周知により、入学後に志望する法曹像とのミスマッチを訴る学生はいない。

---

<sup>4</sup> 創価大学法科大学院ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/grad-law/>)。



(3) 特に力を入れている取り組み

大学全体の諸行事（入学式、卒業式等）を通して、常に建学の精神の再確認が行われている。また、創立者の「創価ロージャーナル」創刊号への寄稿文や法曹像については、学生独自の学習会が行われている。

(4) その他

2 点検・評価

本法科大学院で養成しようとする法曹像は明確であり、周知徹底されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

## 1-2 特徴の追求

### 1 現状

#### (1) 貴法科大学院の特徴

本法科大学院は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下の3点を教育の特色としてきた<sup>5</sup>。

- 1 理論と実務を架橋する授業
  - ・実務家教員の充実
  - ・要件事実教育の充実
  - ・演習科目等における架橋
- 2 きめ細かな学修指導
  - ・少人数制による演習中心の授業
  - ・学修サポート体制の充実
- 3 徹底した法文書作成能力の養成
  - ・多角的な機会と丁寧な添削

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

##### ア 理論と実務を架橋する授業

###### (ア) 実務家教員の充実

各分野における実務の最先端で活躍する経験豊かな実務家教員による授業を多く設置している。専任教員15人中、6人が検察官、弁護士の実務経験をもつ実務家教員となっている。

###### (イ) 要件事実教育の充実

実務的にも法理論的にも非常に重要な考え方である要件事実や事実認定の基礎を学ぶ科目を2年次科目として配当している。特に要件事実の基礎を学ぶことによって、民事実体法の理解とともに、理論と実務の関わりについての理解を深めさせている。

###### (ウ) 演習科目等における架橋

2年次以降の法律基本科目と法律実務基礎科目の多くは、研究者教員と実務家教員が協働しながら、多彩な判例・事例を題材として演習を実施している。理論的な学修はもちろんのこと、豊富な経験に基づく実務家の観点を織り交ぜながら、法理論と法実務の双方の理解を深めるとともに、両者を架橋している。

##### イ きめ細かな学修指導

###### (ア) 少人数制による演習中心の授業

演習科目は、15名未満の学生でクラス編成された少人数制での授業が中心で、教員と学生の人的ふれあいを密にした授業を実践している。双方向・他方向の討論を通じて専門的な法知識を修得しつつ、

<sup>5</sup> 資料A2「法科大学院パンフレット2018」7頁。

法的分析能力、法的議論の能力はもとより、批判的検討能力、創造的思考力など、実務法曹として不可欠な能力を育成している。同時に、教員と学生の人間的ふれあいの中から、人間性を磨き、法曹としての生き方などを学ぶ機会の提供を行っている。

(イ) 学修サポート体制の充実

授業の教育効果を十分にあげられるように、教材や資料の事前配布やオフィスアワーの実施はもとより、学習支援システム（以下「ポータルサイト」という。）<sup>6</sup>の活用、チューターによる土曜補習の学修支援、進路相談などのきめ細やかな対応を行っている。

また、授業とは別に、専任教員がアカデミック・アドバイザーとなって、学生に対し個人指導を実施している（106頁～108頁参照）。

ウ 徹底した法文書作成能力の養成

(ア) 多角的な機会と丁寧な添削

「法文書作成」という科目を設置するほか、多くの演習科目でレポート課題や起案（自宅起案・即日起案）を実施している。実施された課題や起案については原則として丁寧な添削をしたうえで返却し、学生一人ひとりの法文書作成能力の養成に努めている。また、チューターが担当する土曜補習においても法文書作成の機会を設け、入学から修了に至るまで、徹底した法文書作成の訓練を行っている。

(3) 取り組みの効果の検証

上記の特徴を追求・徹底するための取り組みは、2004年の法科大学院開設以来継続的に取り組んできたものであり、学生への授業アンケートや司法試験合格者からのヒアリング等の結果からみても肯定的な評価を受けている。また、研究科委員会において、各担当科目の授業状況等を適宜報告してもらっただけでなく、アカデミック・アドバイザーにより個々の学生の生活状況や学修状況まで把握するなどして、本法科大学院の取り組みがどのような効果をもたらしているかを検証するよう努力している。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、小規模法科大学院であるところから、そのサイズメリットを生かして、上記の特徴の追求を積極的に行ってきた。特に少人数制授業や学修サポート体制の充実、丁寧な添削等は本学の特色にもなっていると自負している。今後も本法科大学院にしかできない特徴の追及に力をいれていきたい。

---

<sup>6</sup> コンピュータネットワークを利用した学修支援のWEBシステム（PLAS/PORTAL for LEARNING ASSISTED SERVICE）。全学において使用する本学独自のシステムである（学内限定）。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院で追求している特徴は明確であり、特徴を追求・徹底するための取り組みは適切である。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

## 1-3 自己改革

### 1 現状

#### (1) 組織・体制の整備

##### ア 法科大学院

創価大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条第5項第1号<sup>7</sup>により、自己点検・評価は研究科委員会の審議事項と定められている。さらに、本法科大学院における自己点検・評価を目的とした組織としては、大学院学則第50条第6項及び創価大学法科大学院各種委員会規程<sup>8</sup>に基づき、研究科委員会の下で、「自己点検委員会」が設けられている。自己点検委員会は、①自己点検・評価の実施に関する事項、②外部評価機関による認証評価に関する事項、③その他自己点検に関する事項の審議検討、実施の任にあたる。また、FD委員会を初めとする各種委員会においても自己点検・評価に関する事項を審議している。

##### イ 大学全体

大学全体では、大学院学則第2条、第3条及び創価大学自己点検・評価実施規程<sup>9</sup>に基づき自己点検及び第三者評価を実施するために、「全学自己点検・評価委員会」が組織されている。この下に、大学院の各研究科は評価分科会を置くことになっており、法科大学院では自己点検委員会が分科会に充当している。

#### (2) 組織・体制の活動状況

自己点検委員会は、基本的には月例の研究科委員会の開催日に合わせて年6回程度開催されている。議論のテーマは、自己点検・評価の課題とその進捗状況、第三者評価への取組み等である。2017年度の委員は専任教員6名であり、それにオブザーバーとして法科大学院事務室事務長が加わっている。こうした自己点検委員会の議論を基に、研究科委員会で自己点検・評価に関する事項の検討及び課題への対応を行っており、その結果は年度ごとに作成する自己点検・評価報告書に反映し、ホームページ<sup>10</sup>に公表している。

#### (3) 組織・体制の機能状況

##### ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

前回（2012年度）の認証評価以降に自己点検・評価を行った結果、把

---

<sup>7</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」14頁参照。

<sup>8</sup> 「創価大学法科大学院各種委員会規程」第3条第6項参照。  
（資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」1頁収録）。

<sup>9</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」4頁収録。

<sup>10</sup> 資料A30「年次自己点検・評価報告書」及び法科大学院ホームページの認証評価の頁  
（<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/accredit/>）参照。

握した課題については、常にその改善へ向けた進捗状況を点検し、改善がなされた課題は、年度別自己点検・評価報告書に記載してきた。

①教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

カリキュラムや授業については、教務委員会や研究科委員会で、教員体制については、人事委員会や研究科委員会で問題の把握や検討を行ってきた。詳細は、それぞれの分野（第3分野～第5分野）で後述するが、例えばカリキュラムについては、2016年度に改正を行った。

②入学者選抜における競争倍率の確保

本法科大学院は、以下のとおり過去5年間で常に競争倍率2倍以上を確保してきた。全国の法科大学院の中で5年連続競争倍率2倍以上の法科大学院は、入試を行った43法科大学院中15法科大学院（34.88%）である。自己点検委員会では、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「法科大学院等特別委員会」という。）が毎年5月に公表する全国の入試実施状況を基に、入学定員充足率と併せて比較検討を行っている。

・過去5年間の入学者競争倍率（2-1に記載いただく表と同じです）

	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2013年度	87	35	2.49
2014年度	97	39	2.49
2015年度	68	34	2.00
2016年度	102	35	2.91
2017年度	75	36	2.08

③定員充足率の確保

以下のとおり、過去5年間で入学定員充足率は96%から64%の間であり、5年間平均では76.2%となっている。5年間の平均入学定員充足率が70%以上の法科大学院は、入試を行った43法科大学院中14法科大学院（32.56%）であり、そのうち5年連続競争倍率が2倍以上でもある法科大学院は、本法科大学院を含めて9法科大学院（20.93%）である。

・過去5年間の入学定員充足率（7-2に記載いただく表と同じです）

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2013年度	35人	23人	65.7%
2014年度	30人	25人	83.3%
2015年度	30人	22人	73.3%
2016年度	28人	27人	96.4%
2017年度	28人	18人	64.3%
平均	30.2人	23.0人	76.2%

なお、5年間の入学者における出身大学では、創価大学出身者が115人中104人（90.43%）を占めている。

#### ④公開された情報に対する評価や改善提案への対応

前回（2012年度）の認証評価で指摘された公開された情報に対する評価（課題）については、研究科委員会及び自己点検委員会で検討、改善を行ってきた。また、年次自己点検・評価報告書をホームページで公開しており、ホームページ等に寄せられた意見等は検討課題としている。さらに、教員の相互授業参観や学生アンケートで提案された改善課題にも対応している。

#### ⑤法曹に対する社会の要請の変化

法曹に対する社会の要請は、近年大幅に変化してきている。そのため法曹養成制度改革連絡協議会、文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室及び法科大学院等特別委員会が公表する通知、提言及び資料等は検討、分析を常に行っている。さらに、法科大学院協会、日本弁護士連合会及び他の法科大学院の動向も注視している。こうした検討、分析を基に自己改革を行っている。

#### イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取り組み状況

司法試験の過去5年間の結果は以下のとおりである。本法科大学院は、5年間の平均合格率で21.62%であり、これは全国平均の24.17%を下回っているが、全国平均の半分以上の合格率は確保している。また、個別年においても、毎年全国平均の半分以上の合格率である。さらに、累積合格率でも45.34%であり、全国平均の51.81%は下回っているものの、74法科大学院中20番目の率である。本法科大学院の司法試験における特徴は、直近の修了者（修了後1年目の受験者）の合格率が高いことで、2016年は47.06%（全国平均30.92%）となっており、5年間の平均合格率でも33.87%と全国平均の34.34%を若干下回る程度である。さらに、5年連続で受験者数が100人未満でありながら、10人以上の合格者数を確保している法科大学院は、本法科大学院を含めて2法科大学院しかない。

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率
2013年度	88人	57人	22人	25.00%	26.77%
2014年度	70人	43人	18人	25.21%	22.58%
2015年度	78人	44人	14人	17.95%	23.08%
2016年度	67人	39人	13人	19.40%	22.95%
2017年度	67人	34人	13人	19.40%	25.86%

修了生の進路については、本法科大学院として、在学生及び修了生対象の就職ガイダンスや公務員ガイダンスを毎年開催して、修了後の進路に対処している（107頁参照）。また、年数回進路調査も行っており、事務システムや修了生リスト<sup>11</sup>で進路掌握にも努めている。

#### （４）特に力を入れている取り組み

2013年度以降毎年度自己点検・評価報告書を作成して、ホームページに公表してきた。作成の過程で課題や問題点が明確になり、改善に向けた進捗状況や成果を把握できるようになった。

#### （５）その他

法科大学院事務室としてのSD（スタッフ・デベロップメント）は、事務職員対象で以下の取り組みを行っている。

ア 法科大学院等特別委員会の資料を中心として、全職員が参加をして学習会を月1回程度開催している。特に5月に公表される全国の法科大学院の入試状況や9月に公表される司法試験の状況は分析を行っている。

さらに、法科大学院全国統一適性試験（以下「適性試験」という。）の任意化と法学未修者入試の改変、共通到達度確認試験の導入、文部科学省の公的支援見直し・加算プログラム等でも職員間で意見の交換を行っている。

イ 法科大学院協会等の各種団体が開催する講演会に職員の代表が参加している。

ウ 他の法科大学院の動向、マスコミ報道等の情報を職員で共有している。これとは別に大学全体でも以下の取り組みを実施している<sup>12</sup>。

エ 全教職員対象で、その年度の教育ビジョンを紹介する「学校法人創価大学事業計画説明会」を毎年4月に開催していて、今年度は4月28日に開催した。

オ 全職員対象で「SD講演会」を年1回開催していて、今年度は1月23日に小林浩リクルート進学総研所長を招いて開催した。

カ 職員の役職別、入職年次別に学内で研修を行っている。

キ 日本能率協会「大学SDフォーラム」や筑波大学「大学マネジメント人材養成」等に職員の代表が参加している。

## 2 点検・評価

本法科大学院における自己改革を目的とした組織・体制は、十分に整備されている。その組織・体制の機能及び成果については、着実に根付いている。

<sup>11</sup> 資料 A33 「法科大学院修了生リスト」参照。

<sup>12</sup> 資料 A34 「全学SD関係資料」参照



3 自己評定  
A

4 改善計画  
特になし

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

### 1 現状

#### (1) 研究科委員会の権限

大学院学則第50条第3項<sup>13</sup>に基づき、研究科委員会は、法務研究科長(以下「研究科長」という。)及び所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成される。研究科委員会では、①学生の入学、課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④教員の教育研究業績の審査に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとなっている。さらに、①自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項、②FDに関する事項、③学位論文の審査及び最終試験に関する事項、④研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項、⑤研究科科目等履修生及び研究生に関する事項、⑥学生の厚生補導に関する事項、⑦学生の賞罰に関する事項、⑧学長の諮問事項、⑨その他研究科に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べるものとなっている。このように最終決定者は学長となっているが、研究科委員会の審議結果が覆されることはなく、研究科の自主性は確保されている。

また、研究科委員会での意思決定は、各種委員会での検討を踏まえて行われている。例えばカリキュラムの制定・変更は、教務委員会で検討を重ね原案を作成し、研究科委員会で決議している。教員人事は、人事委員会の審議を経て、研究科委員会で審議・決定している。

法科大学院の予算の作成、高額の前算執行は、法人本部に権限があるので、学校法人創価大学の理事会で決議され、その面で形式的には独自性・自立性を発揮することはできないが、事実上の慣行として、法科大学院の予算編成の過程において研究科委員会が要望を申し入れ、理事会は、これについて最大限の配慮をしたうえで予算を決定している。なお、法科大学院図書室予算は、別立てで図書館管轄予算となっているが、図書委員会において購入希望図書やデータベースなどについて決議しており、それに対応する十分な予算措置が講じられている。

#### (2) 理事会等との関係

##### ア 大学院委員会との関係

大学院学則第49条<sup>14</sup>に基づき、大学院委員会は、大学院全般にわたる教育及び研究に関する審議機関とされており、学長、各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各2人等で構成されている。大学院委員会は、①学生の入学、課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④教員の人事に関する事

<sup>13</sup> 資料 A3「2017 年度法科大学院要覧」14 頁参照。

<sup>14</sup> 資料 A3「2017 年度法科大学院要覧」14 頁参照。

項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとなっており、さらに、①大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項、②研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項、③各種委員会の設置及び廃止に関する事項、④学長の諮問事項、⑤その他大学院の研究及び教育に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることとなっている。大学院委員会は、大学院全体としての重要事項を審議するが、各研究科委員会相互の関係等を調整する必要があるほかは、教育活動等の教務事項及び教員人事等については、研究科委員会での決定が大学院委員会において覆されることはなく、実質的独立性は保持されている。

#### イ 理事会との関係

学校法人創価大学寄附行為及び学校法人創価大学常任理事会規程に基づき<sup>15</sup>、理事会及び常任理事会は、①学校法人の業務、②教職員の人事、服務及び給与に関すること、③予算、事業計画及び予算執行に関すること、④学内諸規程の制定、改廃に関すること、⑤資産運用に関すること等を審議決定するが、教員人事は、研究科委員会の決定が理事会で覆されることはなく、研究科委員会における決定どおりに承認されるのが、本学における確立した慣行である。したがって、これらの事項については理事会との関係で、実質的独立性を保持している。

#### (3) 他学部との関係

本法科大学院専任教員のうち5人は、大学院法学研究科博士後期課程の教員を兼ねている。また、法学部所属教員の兼任教員が12人いるが、本法科大学院では法学研究科や法学部の運営に左右されることなく、自主独立で運営されている。時間割決定の際に、兼任教員の出講日や教室の確保などの調整の必要が生じることがあるが、自主決定に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

#### (5) その他

### 2 点検・評価

法科大学院の教育活動に関する重要事項は、実質的にみて法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

### 3 自己評定

合

---

<sup>15</sup> 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」9頁～23頁収録。

4 改善計画  
特になし

## 1-5 情報公開

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容

本法科大学院では、大学院学則や教員数、在籍学生数、修業年限等の基本情報のほか、教育活動等に関する情報として、①養成しようとする法曹像等（ディプロマ・ポリシー、教育の特色）、②入学者選抜に関する事項（アドミッション・ポリシー、入学試験要項、入試配点、受験料、入試説明会、入試結果、過去問等）、③教育内容等に関する事項（カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、科目一覧、シラバス、時間割、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容、入学予定者事前研修の内容、チューターによる学修支援等）、④教員に関する事項（教員一覧、教育研究業績、プロフィールと担当科目等）、⑤成績評価・修了者の進路等に関する事項（成績評価基準、修了認定基準、修了者数、修了率、司法試験結果、進級率、留年者数等）、⑥学生の学修環境に関する事項（学生の声、模擬法廷教室、法科大学院図書室、自習室、学生寮、授業料・入学金、奨学金等）、⑦自己点検・評価の取り組み（年次自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）、⑧修了生サポート（各種説明会やジュリナビ等）、⑨法科大学院関連規程などが公開されている。

また、法科大学院図書室や法科大学院要件事実教育研究所（以下「要件事実教育研究所」という。）の利用案内や概要も公開している<sup>16</sup>。

#### (2) 公開の方法

本法科大学院は、基本的にはホームページで上記の情報を公開している。その他紙媒体として法科大学院要覧、法科大学院パンフレット、入学試験要項を刊行しているが、これらはホームページにデジタルパンフレットやPDFファイルで添付されている<sup>17</sup>。ただし、教員の教育研究業績については、全学共通の「研究者情報データベース」<sup>18</sup>で公開している。

また、教員や学生に対しては、上記の公開情報に加えて学内限定の情報をポータルサイトで公開している。その内容は、①教育内容等に関する事項（履修状況、授業課題、授業アンケート、定期試験解説・講評など）、②教員に関する事項（出講・休講、教員連絡先など）である。

#### (3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院では、学内外からの質問があった場合、法科大学院事務室に

<sup>16</sup> 図書室のホームページ (<http://lib.soka.ac.jp/houka/>) 及び要件事実教育研究所のホームページ (<http://www.soka.ac.jp/rieuf/>) 参照。

<sup>17</sup> ホームページでのアドレスは、要覧 ([https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170426\\_163616.pdf](https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170426_163616.pdf))、パンフレット (<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/2149233181/index.shtml?rep=1>) 入学試験要項 ([http://www.soka.ac.jp/files/ja/20170706\\_173448.pdf](http://www.soka.ac.jp/files/ja/20170706_173448.pdf))

<sup>18</sup> 創価大学研究者情報データベース (<https://fpes.soka.ac.jp/>) 参照。

においてメール・電話・窓口などで対応している。

学生からの質問や提案については、授業アンケート（中間・期末）への回答のほか、授業でなされる質問や提案についても、個別対応だけでなく、共通性のあるものについては適宜、教務委員会等各種委員会などで取り上げて検討している。

また、文部科学省や法務省等の官公庁による各種状況調査には、その都度迅速に対応するほか、法科大学院協会や日本弁護士連合会、マスコミ、他の法科大学院等からの調査・質問についても適宜対応している。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の情報は、ホームページに集約するように努めてきた。ホームページの最大の利点は検索機能であり、情報が所在している場所が判らなくても情報検索により必要とする情報を入手することができる。法科大学院要覧、法科大学院パンフレット、入学試験要項のような紙媒体は、それぞれに刊行する意義があるが、これらを閲覧しなくてもホームページで対応できるようにしている。

#### (5) その他

### 2 点検・評価

本法科大学院の基本的な情報は、ホームページを通して、広く学内外へ公開されている。さらに、毎年の自己点検の中で、情報公開も点検されており、入試配点や成績評価基準等を学外にも公開するようにしてきた。このように本法科大学院の情報公開は、十分であると思われる。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

更なる情報の公開について、自己点検委員会等で今後も検討していく所存である。

## 1-6 学生への約束の履行

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した教育活動等の重要事項としては、①適切な科目開設と教員の配置、②授業の充実（理論と実務を架橋、法文書作成能力養成、少人数制、教材や資料の事前配布、定期試験答案の添削返却）、③学修サポート体制の充実（オフィスアワー制度、アカデミック・アドバイザー制度、土曜補習）、④充実した学習環境の整備（自習室、図書室、学生寮）、⑤経済的な支援体制の確立（奨学金制度の拡充）、⑥修了生対策などを挙げることができる。

#### (2) 約束の履行状況

上記①から⑥については、ほぼ完全に実施している。体制の確立だけでなく、実際に問題なく履行されているか否かを、オフィスアワー制度やアカデミック・アドバイザー制度等で常に点検しており、学生アンケート等でも確認をしている。そのため必要があれば、その都度教務委員会や学生委員会、学修支援委員会等で議題として取り上げ、研究科委員会での審議を経て、改善を行ってきた。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

特になし

#### (4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生の声に応える対策を行ってきた。特に希望者がほぼ入寮できる学生寮、学生全員が自分の座席を持っている自習室、24時間開館の図書室、充実した奨学金制度等は、学生の声を反映した結果である。

#### (5) その他

### 2 点検・評価

本法科大学院における学生への約束は、十分に履行されている。さらに、学生からの意見等で、新たな約束事項が生じた場合は、速やかに対応している。

### 3 自己評価

合

### 4 改善計画

特になし

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

#### 1 現状

##### (1) 学生受入方針

###### ア ディプロマ・ポリシーについて

本法科大学院は、本学の建学の精神を踏まえ、具体的な本法科大学院のディプロマ・ポリシーとして、第一に「他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹」（人間力）、第二に、「平和に貢献する国際性を備えた法曹」（国際力）、第三に「堅固な基盤の実力を備えた法曹」（法律力）を掲げており、これらの実力を有する法曹養成に努めている（詳細は3頁～5頁参照）。

###### イ アドミッション・ポリシーについて

本法科大学院の入学者選抜においては、志願者が、人間力、国際力、法律力をはじめ、本学の目標とする法曹像に向けて十分な資質や特色を備えているかを基準に選考を行っている。具体的には、次に掲げるアドミッション・ポリシー<sup>19</sup>に基づき選考している。

- 1 法科大学院における法曹教育に対応できる、読解力・理解力・分析力・論理的思考力・表現力などの基礎学力を十分備えていること。
- 2 法曹職に対する強い意欲をもっていること
- 3 法律学の学修に謙虚に取り組み、努力を継続できる粘り強さを備えていること
- 4 生命や人権の大切さを理解し、他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えていること
- 5 世界平和に貢献する意欲と国際的な視野や発想力をもち、その実現にふさわしい語学力を有していること
- 6 法科大学院での学修や法曹資格取得後に活かすことのできる豊かな社会経験・活動経験を有している者
- 7 弁護士過疎地域的偏在の解消に資する地域的基盤を持ち、法曹として地方創生に寄与することのできる能力・資質及び意欲を有する者
- 8 法学未修者においては、自然科学、人文科学等の、法律学以外の分野について、優れた知識と能力を有し、もしくは特色のある研究をしている者
- 9 法学既修者においては、憲法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者、もしくはこれに準ずる知識と能力を有している者
- 10 学部において優秀な成績を修めた早期卒業業者であって、法科大学院

<sup>19</sup> 法科大学院ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/grad-law/about/policy/admission/>) 参照。  
2017年度にアドミッション・ポリシーの改正を行っている。



における学修に意欲を有する者

## (2) 選抜基準と選抜手続

### ア 入学試験の日程と種類・区分

本法科大学院においては、現在9つの入学試験を実施し<sup>20</sup>、2016年度より入学定員を30名から28名に変更して入学者選抜を行っている<sup>21</sup>。

本法科大学院の入試日程は、S日程、A日程、B日程の3期に区分され、各日程において実施している入学試験の種類・区分は以下のとおりである<sup>22</sup>。

日程 区分	S日程 (8月実施)	A日程 (9月実施)	B日程 (2月実施)
法学未修者 入学試験	スカラシップ入学試験	未修者入学試験	未修者入学試験
	法科大学院未設置地域 出身者向け未修者特別 入学試験 <sup>23</sup>	社会人・非法学部出 身者特別入学試験	社会人・非法学部 出身者特別入学 試験 <sup>24</sup>
法学既修者 入学試験	/	既修者入学試験	既修者入学試験
		早期卒業生向け既修 者特別入学試験 <sup>25</sup>	/

なお、A日程及びB日程においては、S日程の入学試験の合格者を対象とする「法学既修者認定試験(法律科目試験)」が同時に実施されており、合格すれば法学既修者として入学することができる。

### イ 入学者選抜手続と選抜基準について

#### (ア) 法学未修者入学試験の選抜手続と選抜基準(配点)について

法学未修者に関する入学試験の選抜手続と選抜基準は以下のとおりである。S日程・A日程・B日程における法学未修者入学試験では、①適性試験(第1部～第3部・S日程とB日程では第4部も含む)を含む提出書類による審査(以下「書類審査」という。)、②小論文試験(A日程入試の

<sup>20</sup> それぞれの試験概要及び出願資格については、資料A7「2018年度入学試験要項」2～6頁参照

<sup>21</sup> それぞれの試験の募集人員については、資料A7「2018年度入学試験要項」1頁参照

<sup>22</sup> 2016年度入試から、法科大学院未設置地域出身者向けの特別入試(未修者入試及び既修者入試)をA日程入試にて実施し、その後、2018年度入試から「法科大学院未設置地域出身者向け未修者特別入学試験」のみをS日程入試に移行し、「法科大学院未設置地域出身者向け既修者特別入試」を廃止した。

<sup>23</sup> 「法科大学院未設置地域出身者向け未修者特別入学試験」とは、出願時に法科大学院未設置県(募集停止を含む)に住んでいる者及び高校卒業時に法科大学院未設置県に住んでいた者(高校在学時に保護者が未設置県に住んでいた者を含む)で、当該未設置県に戻って法曹として活躍することを強く希望する者を対象とした特別入学試験である。2016年度入試では、「出願時に法科大学院未設置県(募集停止を含む)に住んでいる者」に限定していたが、2017年度入試から「高校卒業時に法科大学院未設置県に住んでいた者(高校在学時に保護者が未設置県に住んでいた者を含む)」という要件を加え、本学学生であっても、出身が法科大学院未設置県であれば出願ができるように対象者を拡大した。

<sup>24</sup> 2014年度入試より「法学既修者入学試験」のみの実施であったB日程入試に「法学未修者入学試験」及び「社会人・非法学部出身者特別入学試験」を導入した。

<sup>25</sup> 2016年度入試より、A日程入試に「早期卒業生向け既修者特別入学試験」の実施が開始された。

み)、②対面による審査（以下「面接試験」という。）を実施している。

法学未修者 入学試験		①書類審査				②小論文 試験	③面接 試験	合計
		適性試験		提出書類				
		1～3 部	4部	自己推 薦書他	学部 成績			
S 日 程	スカラシップ入 試	100	100	30	20		100	350
	法科大学院未設 置地域特別入試	100	100	30	20		100	350
A 日 程	未修者入試	100		30	20	100	50	300
	社会人・非法学 部特別入試	100		30	20	100	100	350
B 日 程	未修者入試	100	100	30	20		50	300
	社会人・非法学 部特別入試	100	100	30	20		100	350

(イ) 法学既修者入学試験の選抜手続と選抜基準（配点）について

法学既修者に関する入学試験の選抜手続と選抜基準は以下のとおりである。A日程・B日程における法学既修者入学試験では、①適性試験（第1部～第3部）を含む提出書類による書類審査、②法律科目試験（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）、③面接試験を実施している。なお、法学既修者認定試験は、法律科目試験のみを実施している<sup>26</sup>。

法学既修者 入学試験		①書類審査			②法律科目試験		③面接 試験	合計
		適性試験	提出書類					
		1～3部	自己推 薦書他	学部 成績				
A 日 程	既修者入試	100	30	20	憲法 60	合計 300	50	500
	早期卒業者 特別入試	100	30	20	民法 60 商法 40		50	500
B 日 程	既修者入試	100	30	20	民訴法 40 刑法 60 刑訴法 40		50	500

(ウ) 各審査の概要と選抜基準

本法科大学院では、法学未修者・法学既修者のいずれの入学者選抜においても、前述のアドミッション・ポリシーに適った者であるかを、以下の

<sup>26</sup> 資料A7「2018年度入学試験要項」10頁参照。なお、「法学既修者入学試験」及び「法学既修者認定試験」の詳細は、28頁～30頁にて後述している。

審査を通じて選抜することとしている。

可否の判定は、法学未修者の場合は、①書類審査、②小論文試験、③面接試験の総合点の高得点順に、法学既修者の場合は、①書類審査、②法律科目試験、③面接試験の総合点の高得点順に、それぞれ順位を決定して行う。

#### ① 書類審査

書類審査は、志望動機の明確さや本法科大学院のアドミッション・ポリシーにかなう人物か否かをみるものであり、人物審査と能力審査を行っている。適性試験を含む書類による審査は、一定量の記述を求める自己推薦書をはじめ、受験者の能力を適確かつ客観的に判定するために参考となる資料を総合的に評価することにより、人物審査の要素も含めて多様な観点から受験生の資質を評価している。

書類審査は入試委員会が行っており、予め入試委員会及び研究科委員会で審議された「書類審査基準<sup>27</sup>」及び「成績評点化基準<sup>28</sup>」に則って適正に得点の計算を行っている。

#### ② 小論文試験

小論文試験は、本法科大学院での教育に対応できる文章読解力、論理的思考力、文章構成力等を審査するものであり、法律知識の有無や多寡を問うものではない。試験時間は90分である。

小論文試験の採点は、小論文の作題者が作成した採点基準に基づき、採点者を3人1組あるいは2人1組にし、同一の答案を2人以上で採点して平均点を出すことでその公平性を担保している。

#### ③ 法律科目試験

法学既修者として1年次配当の法律基本科目の履修免除にふさわしい基本的知識の修得と体系的理解を修得しているかを審査するものである。詳細は28頁に後述する。

#### ④ 面接試験

各入試日程における面接試験では、原則として学習意欲等を問う人物審査と、表現力や思考力など本法科大学院で学習する適性をはかる能力審査が行われている<sup>29</sup>。なお、面接試験で出題される内容は、法律知識の有無・多寡等を問うものではない。

S日程における面接試験では、上記審査に加えて、奨学生にふさわしい資質を有するか否かも審査する。受験生1名に対し、面接員2名で20～30分程度の面接試験を実施している。

A日程・B日程における法学未修者入試、法学既修者入試における面

<sup>27</sup> 資料 A35「入学試験書類審査基準」参照。

<sup>28</sup> 資料 A36「成績評点化基準」参照。

<sup>29</sup> 資料 A10「面接審査基準」参照。

接試験では、受験生1名に対し、面接員2名で15分程度の面接試験を実施している。なお、社会人・非法学部特別入試における面接試験では、志望動機や学修意欲や、表現力、思考力等を問うことに加えて、職業上・社会活動上の経験や実績（社会人の場合）、法学以外の学問の学習・研究活動の概要（非法学部生の場合）なども審査し、法科大学院で学修する適性を審査する。受験生1名に対し、面接員2名で20～30分程度の面接試験を実施している。

なお、面接員は、予め入試委員会及び研究科委員会で審議された「面接審査基準」に則って適正に得点の計算を行っている。

(エ) 適性試験の利用について

本法科大学院における適性試験結果の利用については、すべての入学試験において第1部から第3部までの成績である得点（300点満点）を100点に換算し、書類審査の配点に加えている<sup>30</sup>。なお、適性試験の第1部から第3部までの得点が総受験者の下位から概ね15%にあたる得点を入学最低基準点とし、入学最低基準点未満の者は出願資格がないことを入学試験要項等に記載して周知させている。また、本法科大学院における適性試験の入学最低基準点は、適性試験管理委員会による適性試験結果の情報開示後速やかに入試委員会で検討し、入学試験要項等に掲載する等公表している<sup>31</sup>。

さらに、2014年度入学試験より、S日程における「スカラシップ入学試験」と「法科大学院未設置地域出身者向け未修者特別入学試験」、及びB日程の「法学未修者入学試験」と「社会人・非法学部出身者特別入学試験（未修のみ）」においては、適性試験第4部「表現力を測る問題」を審査対象として加えており、A日程入試での「法学未修者入学試験」における小論文と同等の配点（100点）を加えて評価している。<sup>32</sup>

(オ) 入学試験選抜手続の変更点について

これまで、すべての入学試験において、第一次選考としての書類審査（適性試験の結果を含む）を行い、第一次選考の合格者に対して、第二次選考である集合試験（小論文試験・法律科目試験・面接試験）実施する選抜をしていたが、2014年度入試からA日程及びB日程入試の第一次選考を廃止し、2018年度入試からはS日程入試においても、第一次選考を廃止した。その結果、全入学試験で、①書類審査、②小論文・筆記試験（法学既修者については法律科目試験）、③面接試験といった複数の幅広い情報から受験者を総合的に評価して可否を決定することとなった。

<sup>30</sup> 資料A7「2018年度入学試験要項」7～10頁参照。

<sup>31</sup> 資料A7「2018年度入学試験要項」5頁参照。

<sup>32</sup> 資料A7「2018年度入学試験要項」7・9頁参照。

#### (カ) 飛び入学制度について

飛び入学制度については、出願資格としては認めているが<sup>33</sup>、これまで受験者はいない。ただし、学部早期卒業者（3年で卒業）については、これまで19人の入学者<sup>34</sup>があり、「早期卒業者向け既修者特別入学試験」も実施している。また、飛び入学及び早期卒業者に対して独自の選抜基準は設けておらず、他の入学試験の基準と同一である。

#### (3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院の目指すべき法曹像の養成に適合する人物を選考すべく、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーを明確にし、これを法科大学院ホームページや入学試験要項に明示し、学生の受入方針を明らかにして公開している。

また、本法科大学院の選抜基準、選抜手続の内容、各入学試験の内容や評価対象の配点を入学試験要項に記載（毎年6月頃配布）して公表するとともに法科大学院ホームページでも公表している<sup>35</sup>。ただし、「書類審査基準」、「面接審査基準」及び「成績評点化基準」そのものは公表していない。

なお、入学試験の結果に対して、学生から成績開示の請求があった際には、請求した学生に対し、入試成績の開示を行っている。

これらの情報は、上記の方法で公開するほかにも、6月から7月にかけて施される入試説明会<sup>36</sup>（2018年度入試においては、本学、札幌、東京（2会場）、新潟、大阪（2会場）、名古屋、熊本の9会場で開催した。下線会場は辰巳法律研究所及び法科大学院協会主催の合同説明会への参加。大阪は本学独自の説明会も開催。）において、入試要項や法科大学院パンフレットを配布して受験生等に開示をするとともに、そこでの参加者からの質問等にも答えている。

#### (4) 選抜の実施

##### ア 選抜の実施

可否の判定は、前述のとおり、法学未修者の場合は、①書類審査、②小論文試験、③面接試験の総合点の高得点順に、法学既修者の場合は、①書類審査、②法律科目試験、③面接試験の総合点の高得点順に、それぞれ順位を決定して行う。

可否判定の手続は、各入学試験において総合点が算出された段階で、拡大入試委員会（入試作題者、採点者、面接監督者等の入試担当の教職員が対

<sup>33</sup> 資料 A7 「2018 年度入学試験要項」 5 頁の 4 出願資格の中の⑧に該当する。

<sup>34</sup> 資料 A33 「法科大学院修了者リスト」 参照。現在の在籍学生には早期卒業者はいない。

<sup>35</sup> 法科大学院ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/admissions/graduate/hoka/exam>) 参照。

<sup>36</sup> 資料 A37 「2018 年度入試説明会について」 参照。

象)を開催して合否判定表を審議の上作成する。研究科委員会は、合否判定表に基づき合否を決定する。

#### イ 選抜の状況

過去 5 年間の入試競争倍率は、以下のとおりである。受験者数が少ない年度があったものの、毎年 2 倍以上の適正な倍率を確保しており、5 年間平均でも 2.40 倍となっている。これまで、入学者選抜についてのクレーム等は、とくに寄せられていない。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013 年度	87	35	2.49
2014 年度	97	39	2.49
2015 年度	68	34	2.00
2016 年度	102	35	2.91
2017 年度	75	36	2.08

#### (5) 特に力を入れている取り組み

法科大学院未設置地域出身の学生を対象とした「法科大学院未設置地域出身者向け特別入学試験」を 2016 年度入試から実施したこと、及び「早期卒業生向け既修者特別入学試験」を 2016 年度入試から実施したことが挙げられる。

「法科大学院未設置地域出身者向け特別入学試験」については、これまで実施していた本法科大学院主催の入学説明会の開催県に、法科大学院未設置地域県（これまで埼玉・山梨・新潟・熊本で実施）を加え、そこで開催される入学説明会の中で周知を行っている。「早期期卒業生向け既修者特別入学試験」については、ホームページに公表するだけでなく、入試説明会等において周知を行っている。

#### (6) その他

### 2 点検・評価

本法科大学院においては、学生受入方針が明確にされており、それに合致した公正・公平な選抜基準・選抜手続が取られている。また、法学未修者選抜において法律知識を問うことはない。現段階においては、適性試験の利用についても適切である。

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

2019 年度入学試験から適性試験の利用が任意化されたことに伴い、適性試験の利用に換えた本法科大学院独自の入学試験の実施を検討している。

2019 年度以降の入学試験では、法学既修者入学試験においては、これまでと同様、法律科目試験、書類審査、面接試験に基づき選考を行うこととするが、法学未修者入学試験に関しては、すべての日程において、適性試験の利用に換えて「小論文・筆記試験」を導入し、小論文・筆記試験、書類審査、面接試験に基づき、入学者選抜を行う予定である。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

### 1 現状

#### (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者選抜試験は、9月に行われるA日程入試で「早期卒業者向け既修者特別入学試験」及び「法学既修者入学試験」を実施し、2月に行われるB日程入試で「法学既修者入学試験」を実施している。募集人員は、A日程の「法学既修者入学試験」で8人、その他は若干名となっている。

さらにS日程入試合格者を対象に「法学既修者認定試験」を実施しており、合格すれば法学既修者としての入学を許可している。

イ 試験は、法律科目試験、面接試験に加えて、適性試験結果、大学における学業成績、志望動機や学業以外の実績等を含む自己推薦書並びにその他の任意提出書類などの書類審査の結果などを総合的に評価して選抜する。配点は、適性試験結果が100点、法律科目試験が300点、面接試験が50点、大学における学業成績（20点）を含む志望動機や学業以外の実績等を含む自己推薦書並びにその他の任意提出書類などの書類審査が50点で、合計500点となっている。なお、「法学既修者認定試験」は、300点満点の法律科目試験のみを実施している。

ウ 法律科目試験の内訳は、憲法（60点）、民法（60点）、商法（40点）、民事訴訟法（40点）、刑法（60点）、刑事訴訟法（40点）である。憲法・民法・刑法の基本三法は、事例問題を中心として論述式の問題を出題している。商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は、各科目の基本的な概念や論点について簡潔な説明・記述を求める論述式の問題を出題している<sup>37</sup>。なお、「早期卒業者向け既修者特別入学試験」及び「法学既修者認定試験」における法律科目試験問題は、「法学既修者入学試験」と同一である。

この問題の回答を通して、修得したものとみなす1年次の法律基本科目の習熟度（得点）を判断基準としている。

また、法律科目試験の採点では、各科目について2人の採点委員を選任し、その2人が同一答案を採点して平均点を出すことで、評価の公平性を確保している。

エ 法学既修者の基準については、「大学院学則」<sup>38</sup>第8条第4項で修業年限の1年間短縮を、第18条第1項第4号で1年次に設置する法律基本科目群に属する科目36単位を修得したものとみなすと規定されている。修得したものとみなす1年次の法律基本科目群における科目及び単位数は、大学院学則別表（11）法務研究科法務専攻専門科目表で、以下のとおり明示されている。

<sup>37</sup> 資料A8「2017年度入学試験問題」参照。

<sup>38</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」5頁、7頁、18頁参照。



科目名	単位数	科目名	単位数
憲法Ⅰ（基本的人権）	4	民法Ⅴ（担保物権法）	2
憲法Ⅱ（憲法総論・統治機構論）	2	民法Ⅵ（法定債権）	2
民法基礎演習Ⅰ	1	民事訴訟法Ⅰ（上訴再審を含む）	3
民法基礎演習Ⅱ	1	商事法Ⅰ（会社法）	4
民法Ⅰ（民法総則）	2	刑法Ⅰ（刑法総論）	3
民法Ⅱ（債権総論）	2	刑法Ⅱ（刑法各論）	3
民法Ⅲ（契約法）	2	刑事訴訟法Ⅰ	2
民法Ⅳ（物権法）	2	刑事訴訟法Ⅱ	1

さらに、「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」<sup>39</sup> 第15条第2項で、法学既修者が修了に必要な単位数68単位に該当する科目群ごとの単位数を明示している。

オ 法学既修者に対しての飛び入学制度は、25頁に記載したものと同一である。

カ 法学既修者入学者の質の確保については、法学既修者入学試験における法律科目試験の配点の比重を重く（全体の6割）し、すべて論述式試験とすることで、修得したものとみなす1年次の法律基本科目の免除にふさわしい質の確保に努めている。

## （2）基準・手続の公開

法学既修者の選抜については、2018年度入学試験要項8～10頁及びホームページに開示している。開示時期は、概ね毎年6月上旬である。また、大学院学則等の法学既修者の根拠規定もホームページで公開している。

さらに、B日程入試実施前に、本学学内で「B日程入試個別相談会」を開催（2017年度入試は2016年12月16日（金）に実施）し、本法科大学院所属教員がB日程入試に向けた相談を学生と行う機会を設けている。その内容の多くは、A日程入試で法学未修者入学試験に合格したが、法学既修者入学試験に不合格だった者から、B日程入試の法学既修者入学試験に関する相談が多いため、法学既修者入学試験に関する意見を聴取する機会としている。ただし、入学希望者や学生から、現行の法学既修者入学試験に対し変更すべき意見は特に聴取されていない。

## （3）既修者選抜の実施

過去5年間の法学既修者選抜試験の実施状況は、以下のとおりであり、平均倍率は2.96倍と適切な倍率を確保している。

<sup>39</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」25頁参照。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013 年度	24	8	3.00
2014 年度	31	11	2.82
2015 年度	25	10	2.50
2016 年度	32	5	6.40
2017 年度	21	11	1.91

※上図の人数には法学既修者認定試験の受験者及び合格者は含まれていない。

過去 5 年間の法学既修者の入学状況は、以下のとおりであり、学生数に対する 5 年間の平均割合は 37.39%である。

		入学者数	うち既修者数
2013 年度	学生数	23 人	9 人
	学生数に対する割合	100%	39.13%
2014 年度	学生数	25 人	9 人
	学生数に対する割合	100%	36.00%
2015 年度	学生数	22 人	10 人
	学生数に対する割合	100%	45.45%
2016 年度	学生数	27 人	6 人
	学生数に対する割合	100%	22.22%
2017 年度	学生数	18 人	9 人
	学生数に対する割合	100%	50.00%

#### (4) 特に力を入れている取り組み

本学法学部は、2014 年度から法曹を目指す学生のために Global Lawyers Program<sup>40</sup>を設置している。このプログラムは、1 年次から 4 年次までの演習を中心とした少人数の法曹養成プログラムであり、法学部から法科大学院への有機的な連携によって、優秀な法曹を継続的に養成する取組である。

これには本法科大学院の実務家教員による法務演習科目も配置されており、法科大学院へは法学既修者として入学することを意図している。この一環として「早期卒業者向け既修者特別入学試験」を実施することにより、学部入学から 5 年での司法試験受験を可能とするシステムも構築している。

#### (5) その他

## 2 点検・評価

<sup>40</sup> 法学部ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/law/course/legal/#anchor11>) 参照。

以上のように法学既修者選抜は、公平・公正に行われ、選抜基準・選抜手続も明確であり適切な時期及び方法で広報されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

学士（法学）を授与していない学部、学科、専攻を卒業した者または入学年度が始まるまで（2018年度入試の場合は2018年3月末日まで）に卒業見込みの者。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

大学卒業後1年以上の社会経験を有する者。2014年度入試までの実務等経験者の定義は、「最終学歴卒業後3年を経過した者またはこれに準ずる者（社会経験を3年以上有したのちに大学に入学した者等）」としていたが、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の申請の際に、文部科学省の示す社会人の定義である「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者<sup>41</sup>」に合わせて2015年度より定義を変更した。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者※	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者・ 他学部出身者※
入学者数 2013年度	23人	4人	1人	5人
合計に対する割合	100.0%	17.39%	4.35%	21.74%
入学者数 2014年度	25人	9人	0人	9人
合計に対する割合	100.0%	36.00%	0.00%	36.00%
入学者数 2015年度	22人	3人	1人	4人
合計に対する割合	100.0%	13.64%	4.55%	18.18%
入学者数 2016年度	27人	2人	0人	2人
合計に対する割合	100.0%	7.41%	0.00%	7.41%
入学者数 2017年度	18人	3人	0人	3人
合計に対する割合	100.0%	16.67%	0.00%	16.67%
5年間の入学者数	115人	21人	2人	23人
5年間の合計に対する割合	100.0%	18.26%	1.74%	20.00%

※実務等経験者の人数は、2014年度以前も含めて社会経験1年以上とした定義による。

41 平成27年5月27日付文部科学省事務連絡文書3頁参照。  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/15/1359973\\_06.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/_icsFiles/afieldfile/2015/07/15/1359973_06.pdf))

#### (4) 多様性を確保する取り組み

「社会人・非法学部出身者特別入学試験」の選抜実施状況について、他の入学試験と同様に選抜基準、選抜手続を法科大学院パンフレットやホームページを通じて公表し、周知徹底を行っている。また、入学試験全体を通じて社会人・非法学部出身者の志願者数、合格者数、入学者数及び割合についてもホームページで公表している。特に法科大学院パンフレットにおいては、在学生・修了生紹介の頁で、社会人・非法学部出身者を必ず掲載するようにし、社会人、非法学部出身者を対象に広報を行っている。さらに、本法科大学院独自で開催している入試説明会では、社会人も参加しやすいよう、交通の便が良い会場で、休日の夕方からの時間帯に実施する取り組みを行っているとともに、辰巳法律研究所等主催の交通の便が良い会場で、休日に開催される入試説明会にも積極的に参加し、広報に努めている。2016年度入試から「法科大学院未設置地域出身者向け特別入試（未修・既修）」が導入されたことに伴い、2016年度入試から現在まで、毎年、熊本大学内で本法科大学院の入試説明会を実施し、2017年度入試及び2018年度入試においては熊本大学で他大学と合同の法科大学院入試説明会に参加し、本学学生だけでなく、他大学の学生に向けた入学試験の広報を開始している。

また、毎年春学期<sup>42</sup>において本学学部学生対象のオープンロースクール<sup>43</sup>を実施（2017年は6月27日（火）及び7月4日（火）に実施）している。その内容は、法科大学院3年次に開設している「刑事模擬裁判」の傍聴及び本法科大学院所属教員による本法科大学院の概要及び法科大学院入試の説明や入学後の奨学金の説明を行う機会を設けている。オープンロースクールの実施に当たって、法学部生のみならず全学部生にポスター等で告知しており、多様な学生の確保のために、本法科大学院の授業に触れる機会を設けている。

さらに年4回開催される大学全体のオープンキャンパスでは、法科大学院として窓口を設け、教員と弁護士で高校生等の対応にあたっている。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

多様な受験生を確保するため、全国で開催する入試説明会に力を入れるとともに、本学学内で実施する本法科大学院主催の「オープンロースクール」や「B日程入試個別相談会」の開催も行っている。これらはパンフレットやホームページ、ポスター等を通して情報発信をしている。

#### (6) その他

---

<sup>42</sup> 2016年度より大学院学則第9条第2項の改正に伴い、学期名称を春学期・秋学期とした。

<sup>43</sup> 資料A38「2017年度オープンロースクール開催について」参照。

## 2 点検・評価

法科大学院志願者数の低迷や就職難等のマスコミ報道、司法試験予備試験の導入等により、実務等経験者・非法学部出身者の法科大学院及び司法試験離れがより一層深刻さを増している状況であり、本法科大学院においても、その減少に歯止めがかからない状況である。

本法科大学院では、入学者に対する実務等経験者・非法学部出身者の比率を上げるため、社会人・非法学部出身者に対する特別入試制度を設け、法科大学院未設置地域をはじめとした各地域での入学説明会での広報活動を継続しており、受験者の確保、並びに、入学者の多様性の確保のための努力を行っている。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

実務等経験者及び非法学部出身者の割合が3割未満であるため、入試説明会、オープンロースクール、B日程入試個別相談会開催の全学告知や、法科大学院未設置地域の他大学における入試説明会の開催、合同説明会の参加を引き続き行うことで、実務等経験者や非法学部出身者といった多様性をもつ志願者の拡大に向けた努力を行って参りたい。

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

#### 1 現状

##### （1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の収容定員数は86人であり、専任教員数は15人である。専任教員の採用時の適格審査は、創価大学教員の選考および任用手続に関する規程<sup>44</sup>及び創価大学専門職大学院実務家専任教員内規<sup>45</sup>によるが、研究者教員については、教育実績（法科大学院または法学部の教員歴が5年以上）及び研究業績（最近5年間の研究業績とそれ以前の研究業績）に実務実績があればそれを加味したものを審査対象として、専任教員による業績審査委員2人によって判定する。一方実務家教員については、教育実績（法科大学院の教員歴が3年以上またはこれに順ずる指導経験）、研究業績及び実務実績（取り扱った主要な事件の訴状・答弁書・準備書面等）を審査対象として、専任教員による業績審査委員2人によって判定する。この判定を踏まえて、業績審査委員は、採用が妥当であるか否かの審査報告を研究科委員会で行い、この審査報告に基づいて、次の研究科委員会での専任教員による投票によって採用を決定する仕組みをとっている。

専任教員の昇任時における審査は、創価大学教員の昇任手続に関する規程<sup>46</sup>及び創価大学教員昇任基準<sup>47</sup>により、昇任人事委員会を構成し審査にあたり、教員歴、最近の研究業績、法科大学院の教育での実績等を審査対象として、業績審査委員の審査報告及び研究科委員会での投票によって決定する。

また、本年の自己点検時においては、各専任教員から提出された「教員個人調書」をもとに、研究科長及び研究科長補佐で検討を行い、以下のとおり検証した。

ア 研究者教員9人は、5年以上の法科大学院における指導経験を有している。また、9人全員が、高度の法学専門教育を行う能力を証する研究業績を有している。

イ 実務家教員6人は、5人が3年以上の法科大学院における指導経験を有している。残り1人は指導経験がないが、派遣検察官として実務上の実績がある。また、6人中、4人が高度の法学専門教育を行う能力を証する5年以内の研究業績を有しており、残る2人も実務上の実績が顕著である。

<sup>44</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」24頁収録。

<sup>45</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」26頁収録。

<sup>46</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」30頁収録。

<sup>47</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁収録。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	3名	1名	1名	1名	1名

(3) 実務家教員の数及び割合

本法科大学院には15人の専任教員があり、そのうち「5年以上の実務経験」を有する実務家教員の専任教員数は6人である。また、研究者教員でも10年以上の実務経験（弁護士）をもっている者が2人いる。

6人の実務経験年数内訳は、検事経験10年以上2人、弁護士経験20年以上3人、同9年1人である。

(4) 教授の数及び割合

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	12名	3名	15名	5名	1名	6名
計に対する割合	80%	20%	100%	83.33%	16.67%	100%

2017年5月1日現在の数。

本法科大学院における教授の資格要件は、創価大学教員昇任基準第2条<sup>48</sup>に拠る。また、認定手続は、前述の(1)における審査のとおりである。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

教員の適格性の審査及び検証は、採用時、昇任時及び自己点検時と厳格に行っている。また、下記のとおり専任教員の必要数は、いずれも文部科学省及び貴財団の基準を満たしている。

学生比率（収容定員比率）では、専任教員数15人に対して収容定員数は86

<sup>48</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁収録。



人であるので、学生 5.7 人に専任教員 1 人となる。学生 15 人に 1 人の専任教員という基準を上回っている。

法律基本科目ごとの教員数では、すべての分野において 1 人以上の専任教員がおり、基準の必要数を満たしているとともに、憲法を除く 6 分野で研究者教員と実務家教員の両方を配している。

実務家教員の比率では、専任教員 15 人中、実務家教員は 6 人であるので、実務家教員比率は 40%となる。実務家教員比率が 20%以上という基準を上回っている。

教授の比率では、専任教員 15 人中、教授は 12 人であるので、教授比率は 80%を超える。専任教員の半分以上が教授という基準を上回っている。

3 自己評定  
合

4 改善計画  
特になし

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、専門職大学院設置基準、本学の人事諸規程及び本法科大学院が配置する科目等に照らして適宜検討している。

特に退職が予定されている専任教員のいる分野では、退職の数年前から教員人事を始めている。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

継続的な教員確保に向け、今後10年間で定年退職や契約期間満了による退職が予定されている教員の一覧表<sup>49</sup>を作成し、その補充や強化のため新規採用する教員数を、年度ごと及び分野ごとに把握している。

研究者教員の採用には、本法科大学院が公募制をとっていないため、法学部まで含めた専任教員や非常勤講師から情報を集めて、採用候補の確保に努めている。これに加えて、研究者教員を指す法科大学院生のために、修士論文に準ずる「リサーチペーパー」科目を設置しており、2016年度に1人の学生がこの科目を修得している。さらに、本法科大学院修了者のうち、研究者を目指すため他大学の大学院博士後期課程を修了して、博士号（法学）を取得し、本学の法学部非常勤講師に就いている者がいる。このように、本法科大学院修了者から研究者教員が採用できるように努めている。

一方実務家教員の採用には、研究者教員と同じく専任教員等から情報を集めるほか、本法科大学院修了後弁護士となった者をチューターとして採用しているが、その中から教員の適性があると思われる者を非常勤講師として採用し、その後専任教員に採用する仕組みを築いている。この方法により1名の実務家教員を採用している。

##### （3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本学専任教員の採用及び昇任においては、教育に必要な能力が求められている。採用及び昇任の基準となる創価大学教員昇任基準<sup>50</sup>では、教育研究上相当な業績をあげた者と明記している。

また、教員の教育に必要な能力の維持・向上のための取り組みとして、毎年2回教員研修懇談会、授業の相互参観、学生授業アンケートを通して、教育能力の維持・向上を図っている。その他大学全体としても、FD委員会<sup>51</sup>が中心となって教育能力向上のため、各種セミナーを開催している（51頁～55頁参照）。

<sup>49</sup> 資料A39「今後の退職教員一覧」参照。

<sup>50</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁～34頁収録。

<sup>51</sup> 創価大学FD委員会ホームページ（<http://www.soka.ac.jp/fd/>）参照。

若手教員が教育に必要な能力を向上させる取り組みとしては、先輩教員が使用教材等について事前に説明や意見交換を行い、初年度は、若手教員と先輩教員とで共同授業を実施している。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の能力評価については、大学全体で「教員の総合的業績評価制度」が検討中であり、数年後から実施する予定である。法科大学院の教員も同制度で評価されるが、評価基準は法科大学院独自なものとなる予定である。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院は、研究科長を責任者として、年度別の新規教員採用予定数を考慮し、法学部長とも連携をとりつつ、研究者教員・実務家教員の確保に向けて、積極的に取り組んでいる。また、研究者教員の養成についても一定の努力を行っている。

さらにFD活動で、教員の教育能力の維持・向上を図るとともに、昇任時及び自己点検時に教員の教育能力を検証する体制を構築している。

3 自己評価

A

4 改善計画

今後も比較的若手の専任教員の確保が重要な課題である。とりわけ若手の有能な研究者教員の養成・確保に向けて、今後も鋭意努力していきたい。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

#### 1 現状

##### （1）専任教員の配置バランス（2016年度秋学期・2017年度春学期）

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( )は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	45	2	55	14.2	18.5
法律実務基礎科目	15	1	20	13.8	10.0
基礎法学・隣接科目	1	4	1	9.0	9.0
展開・先端科目	14	18	15	5.9	5.5

2017年度科目ごとの専任教員数は、憲法1人、行政法2人、民法4人、商法2人、民事訴訟法2人、刑法3人、刑事訴訟法3人、環境法1人、外国法3人、実務系6人の専任教員を有し、科目間の配置バランスは適正である。（人数は重複してカウント）

##### （2）教育体制の充実

各科目群のクラス数に対する専任教員数は、上記のとおりである。法律基本科目群及び法律実務基礎科目群における専任教員数は、クラス数を超えている。2017年度に、この両科目群で兼任教員のみで担当している科目は、法律基本科目群の「民法Ⅶ」及び法律実務基礎科目群の「法情報調査」の2科目のみとなっている。

##### （3）特に力を入れている取り組み

##### （4）その他

#### 2 点検・評価

教員の科目別構成は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足している。また、科目群ごとの専任教員比率でも、法律基本科目群及び法律実務基礎科目群で兼任教員及び非常勤講師を上回っている。

さらに、クラスごとの履修登録者数平均は、いずれも30人を下回っており、少人数教育の実態が表わされている（92頁～93頁参照）。

#### 3 自己評定

A

- 4 改善計画  
特になし。

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	2人	2人	5人	0人	9人
		0%	22.2%	22.2%	55.6%	0%	100.0%
	実務家教員	1人	1人	3人	1人	0人	6人
		16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	0%	100.0%
合計		1人	3人	5人	6人	0人	15人
		6.7%	20.0%	33.3%	40.0%	0%	100.0%

年齢は、2017年5月1日時点での年齢。

##### （2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院における専任教員の世代別人数では60歳代が一番多くなっている。そのため、今後の教員採用においては30歳代や40歳代の教員を中心に採用する予定である。

##### （3）その他

#### 2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成の中心は、50歳から60歳代であるが、この年代は、教育・研究面において多くの経験を有し、最も充実した教育を行うことができる。それに若手の39歳以下、40歳～49歳の年齢の教員を配置することにより、バランスの取れた教員構成となっている。

また、専任教員15人の平均年齢は56.07歳である。前回の認証評価時（2012年度）は平均年齢55.57歳であったが、2013年度には高齢の教員の退職により平均年齢が54.54歳に1歳程度下がった。その後、教員の移動（採用・退職）が余りなく、固定化したことにより、2014年度54.88歳、2015年度54.94歳、2016年度55.47歳と徐々に年齢が高くなっている。ただし、69歳の教員1人が今年度で退職予定であり、さらに68歳の教員1人が来年度には退職する予定である。また、2002年4月以降採用の専任教員の定年退職年齢は65歳と引き下げられているところから、平均年齢は今後下がるものと思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

よりバランスのとれた年齢構成を実現する努力を今後も継続していきたい。

### 3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

#### 1 現状

##### （1）教員のジェンダーバランス

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	6人	4人	17人	5人	32人
	18.8%	12.5%	53.1%	15.6%	100.0%
女性	3人	2人	1人	3人	9人
	33.3%	22.3%	11.1%	33.3%	100.0%
全体における 女性の割合	33.3%		15.4%		22.2%

##### （2）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、女子入学者の確保に力を入れてきた（94頁参照）。女子入学者増加のためには、女性教員が必要と考えており、積極的に採用している。

##### （3）その他

#### 2 点検・評価

専任教員における女性比率は33.3%である。前回（2012年度）の認証評価時では、女性比率が28.57%（6名）であった。女性教員の絶対数は1名減少しているが、男性教員の数も減少し、男女比の割合は、前回よりもより改善されている。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

特になし



### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数<sup>52</sup>

###### 【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	5.5	5.5	4	3.5			1	1			1コマ 90分
最低	0.5	1.5	1	2			1	1			
平均	2.4	2.9	2.6	2.8			1	1			

###### 【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	3.5	3.5	4	3.5			1	1	1	1	1コマ 90分
最低	1.5	1.5	1.5	2			1	1	1	1	
平均	2.6	2.7	2.9	2.6			1	1	1	1	

###### 【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	3	4	5	3.5			1	0	1	1	1コマ 90分
最低	1.5	1.5	1.5	2			1	0	1	1	
平均	2.6	3.3	3.1	2.8			1	0	1	1	

##### （2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

###### 【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	8.5	10.5	4.5	4.5			1コマ 90分
最低	2	3	1.5	2			
平均	5.3	5.3	3.1	3.6			

<sup>52</sup> 資料 A40 「専任教員・兼任教員担当授業コマ数一覧」参照。

【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.5	6.5	4.5	4.5			1コマ 90分
最 低	2.5	3	1.5	2			
平 均	4.9	3.9	3.4	3.3			

【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	5.5	7	5	5.5			1コマ 90分
最 低	2.5	2.5	1.5	2			
平 均	4.2	4.9	3.4	3.4			

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の負担としては、研究科委員会及び各種委員会等の会議への参加があるが、昼休みや金曜日の午後に集中させて軽減化を図っている。また、法科大学院以外の役職を兼務している教員は少人数であり、学部入学試験役員等の教務関連業務から法科大学院の専任教員は免除されている等負担は少なくなっている。

(4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーは、原則として放課後等の授業時間外に実施している<sup>53</sup>。ただし、オフィスアワーは学生の希望に拠るものなので、必ずしも毎回実施している訳ではない。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

本学は、「学校法人創価大学教育職員授業担当規程<sup>54</sup>」第2条第1項第6号

<sup>53</sup> 資料 A41「オフィスアワーの確認事項」参照。

<sup>54</sup> 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」35頁収録。

で、学部長等の役職を兼務しない専任教員の責任コマ数（最低担当コマ数）は週 4 コマ以上と規定されている。実務家教員の場合は、その特性から 4 コマを下回っても許容されているが<sup>55</sup>、研究者教員の場合は、責任コマ数遵守が望まれている。そのため、法科大学院の科目担当では多くの教員が 3 コマ以下と 4 コマを超えないところから、研究者教員を中心として、法科大学院以外の法学部や大学院法学研究科の科目を担当している。これに他大学の非常勤講師のコマ数が加わり、研究者教員の平均コマ数は 4～5 コマとなっている。ただし、大学全体の専任教員のコマ数平均が 6.4 であるところから、法科大学院の研究者教員のコマ数は全体の平均を下回っている。

### 3 自己評価

#### B

### 4 改善計画

一部の研究者教員のコマ数が過大なところから、法科大学院以外の担当を減らし、適正化に努めていきたい。

---

<sup>55</sup> 「創価大学専門職大学院実務家専任教員内規」第 10 条参照（資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」28 頁収録）

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

本学として、専任教員の研究活動を経済的に支援する体制は、以下のとおりである。これは実務家教員も含めて、法科大学院専任教員に等しく適用される。

##### ア 個人研究費

専任教員の個人研究費は、1人年額43万円であり、全員に支給される。その使途の範囲は、研究資料購入費、人件費・謝金及び研究出張費等である。詳細は、創価大学個人研究費規程<sup>56</sup>による。

##### イ 海外学会出張補助費

専任教員が、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で、研究発表または会議の運営について重要な役務を担当するときは、研究出張費とは別に、年額10万円を限度として支給される。2012年度には1人の法科大学院専任教員が、この出張補助費の支給を受けている。

##### ウ 研究開発推進助成金

文部科学省の科学研究費助成金が不採択になった専任教員の研究活動を補助するための学内助成金で、不採択の評価レベルによって30万円または10万円が支給される。2016年度には1人の法科大学院専任教員が、30万円の助成金の支給を受けている。詳細は、創価大学教員研究開発推進助成金規程<sup>57</sup>による。

##### エ 共同研究プロジェクト

本学専任教員が研究代表者であり、2人以上の若手研究者からなる共同研究プロジェクトに対して年額300万円以下の助成金が支給される。

##### オ 出版助成金

専任教員で、博士論文を出版する者に対して1件当たり150万～100万円程度の出版助成をしている。2011年度には1人の法科大学院専任教員が、この制度から助成金の支給（100万円）を受けている。

##### カ 特別研究員制度（研究休暇制度）

専任教員が、学部や大学院の採用枠により半年間の授業及び校務が免除され研究に専念できる制度。この間の給与は保障され、個人研究費も支給される。2017年度の法科大学院の枠は、法学部と合わせて2人である。詳細は、創価大学特別研究員に関する規程<sup>58</sup>によるが、法科大学院の専任教員は2015年度と2016年度に各1人が利用している。

56 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」36頁収録。

57 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」40頁収録。

58 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」42頁収録。

## (2) 施設・設備面での体制

専任教員は、原則として、1人1室の研究室（床面積21㎡～27㎡）を持ち、各研究室のコンピュータや自宅のパソコンから学内外のデータベースを利用できる体制を整えている。基本的に法科大学院生がアクセスできる各種データベースは、専任教員及び非常勤講師はアクセスが可能である。また、法科大学院図書室は、教員も利用することができる。

## (3) 人的支援体制

法科大学院事務室に事務職員、契約職員及びパート職員等が6人おり、個人研究費及び公的研究費の管理、科学研究費助成金申請支援等教員の研究活動をサポートしている（102頁参照）。また、法律系データベースについては、図書館職員がサポートしている。

## (4) 在外研究制度

専任教員は、1年間または半年間の在外研究を申請することができ、研究費として1年間で300万円、半年間で160万円が支給される。その詳細は創価大学教育職員の在外研究に関する細則<sup>59</sup>及び創価大学在外研究員の選考手続に関する細則<sup>60</sup>による。また、特別研究員制度を使って在外研究をすることもできる。これまで法科大学院の専任教員として在外研究制度の適用例はないが、毎年2～3人の専任教員が、本学の個人研究費や科学研究費助成金を使って1～3週間程度の海外研究出張を行っている。

## (5) 紀要の発行

本法科大学院として、2005年以来「創価ロージャーナル」を年1回程度発行している。最新号は、第10号（2017年3月発行）<sup>61</sup>であり、収録論文・判例研究等は12編である。

## (6) 特に力を入れている取り組み

## (7) その他

## 2 点検・評価

研究費等の教員の研究に対する経済的な支援体制は十分なものであり、実務家教員も研究者教員と同等の研究支援を受けることができる。在外研究や特別研究については、授業担当の関係から、これまで法科大学院専任教員が

---

<sup>59</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」46頁収録。

<sup>60</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」51頁収録。

<sup>61</sup> 資料A42「創価ロージャーナル第10号」。

両制度を利用することが困難な状況にあったので、両制度とも短期間での利用を認めるように規程改正(創価大学教育職員の在外研究に関する細則第2条第2項、創価大学特別研究員に関する規程第1条第3項)を行った結果、2名の特別研究利用者が出た。

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

今後も更なる研究支援体制の充実に向け、改善努力していきたい。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

###### ア FD委員会

本法科大学院では、大学院学則第50条第5項第2号及び創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程<sup>62</sup>第7条に基づき、法科大学院FD委員会を設置している。その構成員と活動内容は創価大学法科大学院各種委員会規程<sup>63</sup>のとおりである。

###### イ 公法・民事法・刑事法の各部会

本法科大学院では、理論と実務を架橋した高度な法学専門教育を実現することを目指し、研究者教員と実務家教員が、主に法律基本科目と法律実務基礎科目に関する授業内容の研究とその改善のために協働して組織的に取り組むために、研究科長の諮問機関として公法、民事法及び刑事法の各部会を設置している<sup>64</sup>。

###### ウ 研究者教員・実務家教員会議

各部会においては、部会の責任者を定め、研究者教員と実務家教員とが授業実施の方針や運営方法はもとより、授業相互の情報交換・課題の負担の状況、教材開発、さらには到達目標の設定等について、鋭意、協議・検討を行っている。

そのうえで、各部会相互の調整等が必要な場合は、その都度、研究科委員会を通じて、その任に当たっている。

##### （2）FD活動の内容

###### ア FD委員会

本法科大学院では当初、「FD・自己点検委員会」を組織化して、2007年度から定例化が図られ、中間アンケート・期末アンケート、授業相互参観制度の実施など、教育内容の充実、教育方法のスキルアップに向け具体的な内容を協議してきた。さらに、実施結果について組織的な分析検討を行い、改善点があればそれを協議し、教職員全員の活動として、FDに向けた具体的な方策について、教務委員会及び研究科委員会に提案を行い、また、外部研修会やシンポジウムなどへの積極的参加を勧奨してきた。

しかし、前回の認証評価で、FD活動の提案・実施を行う委員会と、それらの効果を検証する自己点検の委員会が同一の委員会として組織され、

<sup>62</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」53頁収録。

<sup>63</sup> 資料A5「大学・法科大学院学則及び規則」1頁収録。

<sup>64</sup> 資料A43「部会に関する申し合わせ」参照。

統合的な活動を行う体制では厳格な検証がなされることが期待できないとの指摘を受けたため、2013年度からは、「FD委員会」と「自己点検委員会」との組織を明確に分離・独立させ、FD活動の一層の向上を図るために、他の委員会と連携を拡大させるとともに、独立した自己点検委員会による厳格な点検ができるように改善した。

この組織改変にともない、2013年の組織改変後にFD委員会が中心的に取り組んできた課題は、①授業アンケート項目の検討、フィードバックの検証方策の検討、②各学生の到達度の正確な把握、③相互授業参観率の向上、フィードバックの検証方策の検討、④教員の研究活動の活性化の取組み、⑤授業方法（双方向・多方向・プレゼン方式）等の検討、⑥他法科大学院の教育方法の検討等である。

#### イ FD研修会

毎年、春学期・秋学期2回開催される「教員研修懇談会」のほか、年に数回研究科委員会開催後、適宜に「FD研修会」を行い、当面する教育内容・教育方法等に関する諸問題につき、研鑽している。

#### ウ 担当科目教員のFD

##### (ア) 部会ごとのFDについて<sup>65</sup>

公法・民法・刑事法の各部会では、2010年法科大学院協会によって作成・公表された「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」（以下、「共通モデル」という）を基に、本法科大学院独自の各部会・各科目の到達目標（以下、「本学目標」という）を設定して、2年間ないし3年間の教育内容・教育方法の改善に向けて、鋭意、努力している。

2016年には、カリキュラム再編に伴う科目毎の到達目標の更新及び新重要判例等の入れ替えについての検討を行い、部会ごとに刷新を図った。

##### (イ) 各科目のFDについて

各科目は、その担当教員自身による教育内容と教育方法の改善の努力がなされている。この点に関しては、当該教員が改善努力すべき対象（内容）をより明確に把握できるように、学生が記入する授業アンケートの自由記載欄に、当該科目のシラバスに即して、どの項目が理解不足であったかをできるだけ明記するように、アンケート形式を変更し、当該教員にフィードバックを求めるよう改善した。

また、複数教員で実施している科目については、同一教材の開発、教授内容の調整、担当教員のローテーションを通じて、相互啓発を図り、教育方法の改善に向けて真摯な努力が為されている。上記の本学目標の設定・実施等も意識しながら、自己研鑽・共同研鑽に努めている

<sup>65</sup> 資料 A13 「FD実施にかかる記録・資料」の中の各部会議事録参照



る。

(ウ) 研究者教員と実務家教員が協働するFDについて

研究者教員と実務家教員の双方が協働して担当する2年次・3年次の演習科目(行政法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ～Ⅵ、商事法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ～Ⅲ、刑法演習、刑事訴訟法演習、刑事法総合)については、授業の教材開発、授業の運営、教育方法の改善に向けて、実務家・研究者のそれぞれの視点から、春季休業時・夏季休業時等に打ち合わせを行い、また、毎回の授業の前後でも検討を加えている。

なお、本法科大学院、本学の大学院法学研究科・法学部の研究者教員を中心とする「民事法研究会」や、要件事実教育研究所が主催するテーマ別研究会、「債権法改正の論点についての検討会」には、実務家教員及び本法科大学院・本学を卒業した実務家にも公開され、相互に研究・教育の研鑽に努めている。

エ 大学全体のFD

創価大学FD委員会を中心に各種のフォーラム・セミナーを開催して、教育方法の向上を目指している。<sup>66</sup>

(3) FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

ア 教員研修懇談会の実施<sup>67</sup>

2004年4月以降、原則として、年2回、春学期と秋学期の終了時に、本法科大学院の専任教員、兼任教員及び非常勤講師が参加して、教育内容・教育方法の改善のための教員研修懇談会を実施している。

外部からの講師を積極的に招聘し、他大の法科大学院教育の在り方を研修するとともに、本学担当教員のFDに対する意識啓発活動を通して、授業内容・方法の改善に向けた研修を行っている。。

イ 部会別担当講義報告会

アの教員研修懇談会では、必ず各部会の代表者から、当学期の講義内容での工夫、それに対する学生の理解状況について、担当実感や検討課題の報告会を開催し、問題意識・改善法の共有を図り、FDの実行性担保に努めている。

(4) 教員の参加度合い

「教員研修懇談会」の参加状況は、概ね全員の専任教員、兼任教員、非常勤教員、チューターも5名前後が出席している。

通常の「FD研修会」は、「教員研修会懇談会」の一部として開催される以外に、定例研究科委員会の前後に開催されるため、研究科委員会に参加し

<sup>66</sup> 創価大学FD委員会ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/fd/>) 参照。

<sup>67</sup> 資料A13「FD実施にかかる記録・資料」参照。

た専任教員全員が毎回参加している。

## (5) 特に力を入れている取り組み

### ア 教員研究活動報告会の実施

2014年度より、講義力の前提となる教員の研究活動を活性化するために、毎年12月にFD委員会とロージャーナル委員会との共同作業として、「法科大学院教員研究活動報告会」を開催し、各教員が、現在の研究活動内容を報告する研究会として、領域分野の教員の質疑や、研究者教員・実務家教員相互の視点での議論を深め、できる限り、その成果を創価ロージャーナルに掲載できるように努めている。

### イ 教育効果検討会議の実施

2014年度より、各学期終了時に専任教員全員により、各担当科目について、指導上の工夫が必要かと思われる学生について、十分に個人情報に留意し、議事録を残さないとの了解のもとに、自由な感想意見を交換する会議を設けている。

ある科目では理解が多少不足していても、他の科目にあっては非常に順調に理解できている場合も多く、これらの情報交換により、担当教員が担当学生への先入観を排除するとともに、専任教員が、より多くの学生情報を共有できることで一丸となった個別指導ができることとなる。また、履修科目に問題を抱えている学生については、アカデミック・アドバイザー面談や研究科長等による面談を通して早期の改善を図るように努めている。

## (6) その他

## 2 点検・評価

上記のように、FD活動の活性化については、この5年間、様々な改善を求めて取り組み、教員間にその重要性は周知徹底され、活動も活性化されてきていると考える。

しかし、専任教員が少人数な本法科大学院にあって、自己点検活動とFD活動の分離を行ったこと、あわせて階層的にそれぞれのFD活動の活性化とを図ったことが、各担当教員のFD関連の会議負担が増大し、そのため従来に比べると、オフィスアワー等の学生指導の時間が削られてきている点は課題である。今後は、FD活動の効率化を図っていく必要がある。

また、本法科大学院での講義演習スタイルは、2つのマインドと7つのスキルを涵養するために、双方向、多方向方式を取り入れ、学生個別の理解度を把握するように勧められているが、今後は、Power Pointを利用したプレゼン方式の効用や、e-learningの効用についても、「理解しやすい」講義という意味で、

他の講義・学習方法についての可能性を検討する必要がある。

このような課題があるものの、組織的な、カリキュラム体系や講義内容の改善に向けての研鑽・努力は、相当程度に努めてきているものとする。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

##### ア 授業アンケート

授業アンケートは、中間授業アンケートと期末授業アンケートを、全科目について実施している。

##### イ 中間授業アンケートの実施内容と回収率<sup>68</sup>

（ア）中間授業アンケートは、各学期の授業中間時点において当該授業の質を確認し後半へ向けての改善を早期に図ることを目的として実施されるもので、無記名、紙媒体での自由記述方式で行っている。アンケート項目は、「この授業で大変良い・良いと感じた点」「より良い授業のために改善してほしい点」の2項目である。

なお、2015年度からは、後者については、学生に、シラバスにあわせて、授業内容のどの項目が理解不足であったか等の具体的な項目を指摘するように指示することで、担当教員の講義改善に資するように改善した。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室前に備え置きを担当教員のレポートボックスに提出させている。

2012年度からは、履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。2015年度からは、学期前半集中科目、または後半集中科目については、その目的を考慮して第4週目に中間アンケートを実施するよう改善した。

（イ）アンケート実施科目数は33～42科目で、回収率が2013年度以降は概ね80%台前後を維持できていることから、アンケートの意義・活用は、学生・全教員に周知徹底されたものと思われる。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2013年度前期	34	645人	539人	84.22%
2013年度後期	36	503人	418人	83.10%
2014年度前期	33	625人	543人	86.88%
2014年度後期	37	467人	346人	74.09%
2015年度前期	33	537人	432人	80.45%
2015年度後期	37	440人	340人	77.27%
2016年度春学期	42	709人	599人	84.49%
2016年度秋学期	36	501人	431人	86.03%
2017年度春学期	41	566人	475人	83.92%

※2016年度より大学院学則第9条第2項の改正に伴い、学期名称を春学期・秋学期とした。

<sup>68</sup> 資料 A14 「学生授業評価アンケート記録」参照。

## ウ 期末授業アンケートの実施内容と回収率<sup>69</sup>

(ア) 期末授業アンケートは、各学期の修了時において、無記名で定型のアンケート項目を設定して、ポータルサイトにおける択一式の回答方式で行ってきたが、2012年度春学期からは、原則として当該授業の最終回に、紙媒体による質問項目が記載された書面、マークシート及び自由記述用の用紙を配布して、書面に記入する方法に変更した。

なお、2015年度からは、後者については、学生に、シラバスにあわせて、授業内容のどの項目が理解不足であったか等の具体的な項目を指摘するように指示することで、担当教員の講義改善に資するように改善した。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8階事務室に提出させている。なお履修者が2人以下の科目はアンケートを実施していない。

(イ) アンケート実施科目数は34～41科目で、回収率が2013年度以降は概ね80%台後半を維持できていることから、アンケートの意義・活用は、学生・全教員に周知徹底されたものと思われる。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2013年度前期	35	641人	575人	89.70%
2013年度後期	36	499人	446人	89.38%
2014年度前期	34	612人	551人	90.03%
2014年度後期	37	462人	398人	86.15%
2015年度前期	35	552人	473人	88.08%
2015年度後期	37	452人	374人	82.74%
2016年度春学期	41	685人	602人	87.88%
2016年度秋学期	36	501人	447人	89.22%
2017年度春学期	41	566人	484人	85.51%

## エ 学生生活アンケート

学習環境・設備・学修指導等に関する学生生活アンケートを、昨年秋から年1回実施している。当該アンケートについては、FD委員会で検討している。

## オ 相互授業参観制度

教員が他の教員の授業参観を行い、講義内容や講義方法についての感想やアドバイスを忌憚のない意見が述べられるような環境をつくり、1学期1つ以上の範囲で、他の教員の授業参観を行い、その報告書を提出するように奨励している。

当初はFD委員会において報告書を集めるに止まっていたが、2013年

<sup>69</sup> 資料 A14 「学生授業評価アンケート記録」参照。

以降は、担当教員が講義の改善に利用できるように、直接報告書を渡すように改善し、授業内容・方法の改善に一定の成果として表れていると考えるが、なお一層、相互授業参観数の向上に努めたい<sup>70</sup>。

## (2) 評価結果の活用

### ア 中間授業アンケート

(ア) 教員は、アンケート結果を踏まえて、速やかに担当授業の際に、学生に対し、口頭または文書で何らかの回答を行い、その結果を開示している。回答の方法については教員の裁量に任されているが、学生からの意見や要望については、合理性や相当性がありその改善が実施できる場合には、その旨を回答し、実施できない要望事項で回答が必要であると判断される場合には、その理由も付して誠実に回答することとしている。

そのうえで、①履修者数及び中間アンケート提出学生数、②良いと評価された点（要点のみ）、③学生からの意見・要望と教員が対応した内容を記載する「実施報告書」を作成して、FD委員会委員長宛に提出している。

(イ) FD委員会では、回収率、実施報告書の概要を分析検討し、学生に有益な授業の提供が出来ているかどうか、また、授業に関し何が今問題なのかを検討し、研究科委員会などで適宜その結果を報告している。

自由記載欄については、FD委員会委員長が当該事項についての記載を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、未だ問題となったケースはない。

### イ 期末授業アンケート

(ア) 期末授業アンケートの集計整理は、法科大学院事務室が行い、その結果は、各教員に数値部分と自由記述部分を通知している。学生に対しては、2006年5月から数値部分は開示している（自由記述部分は開示していない）。教員は、数値部分及び自由記述部分について各教員が総括・自己評価するとともに、アンケート結果に対するコメントを作成したうえで、ポータルサイトに掲載して開示している。数値部分とコメントは、ポータルサイトを通じて学生及び全教員が閲覧できる。

(イ) FD委員会では、実施方法や回収率等を含む結果を分析検討し、改善課題等について研究科委員会に報告をしている。自由記載事項欄については、FD委員会委員長が当該事項についての記載事項を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、いまだ問題となったケースはない。

<sup>70</sup> 資料 A13 「FD実施にかかる記録・資料」参照。

ウ FD委員会は、教育環境等アンケート報告書の内容を検討の上、適宜研究科委員会等でその結果を報告している。

### (3) アンケート調査以外の方法

ア 本法科大学院では、1年次及び既修者入学の2年次の学生を対象に、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして面談を実施している(106頁～108頁参照)。その面談の中で、履修している科目の教育内容・教育方法の改善を求める意見が出されることもあり、その意見を集約して、各教員がその意見の内容の共有化を図れるよう努力している。なお、アカデミック・アドバイザーを担当する専任教員は、当該学生の1年次から3年次までの担任としての機能も兼ねているため、学業だけでなく生活・心身の状況に関する相談も受ける体制として機能している。

イ 単位を修得できなかった等の学修上の問題を抱えた学生と研究科長・研究科長補佐との面談を適宜開催し、学生からの教育内容・教育方法の改善に関する意見を聞く努力をしている。

ウ 毎年秋、本法科大学院を修了し、司法試験に合格したメンバーと研究科長・研究科長補佐が懇談会を持ち、カリキュラムや授業のあり方等について改善した方がよい点などについてヒアリングを行っている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

期末授業アンケートの回収率向上に向けて、様々検討してきた結果、上記のように、授業最終日にマークシート方式によって実施することに変更した。

### (5) その他

## 2 点検・評価

(1) 中間アンケートは、授業教室で実施し、紙媒体で行われるので、回収率は高い数値を示してきている。学生自身が現在受講している授業の改善に関われることは、自らの利益にも通じることから、提出する学生が多いものと思われる。

教員による自己評価も、学生へも適宜な方法でフィードバックがなされていることから、教員と学生の信頼関係を醸成することにも寄与していると思われる。特に、アンケート実施直後における授業内でのアンケートに記載された教員に対する要望について、いかなる改善策を施すかについて教員が即回答することについては、学生からも好意をもって受け入れられているところである。

(2) 期末アンケートは、この5年間の取り組みで、担当教員にも学生にもそ

の意義が周知徹底されたものと考え、非常に高い回収率が示されている。学生に対する開示については、数値部分と自由記述部分を含めた教員側のコメントを、ポータルサイト上に掲載している。

- (3) アカデミック・アドバイザーによる学生面談の実施、学生自治会との懇談、司法試験の合格者からのヒアリングなど、アンケート調査以外の多様なチャンネルも有効に機能している。
- (4) 以上のとおり、本法科大学院では、教育内容や教育方法についての学生の評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは適切に実施されている。

### 3 自己評定

#### A

### 4 改善計画

よりの確に学生の評価を把握できるアンケート項目の検討、高い回収率の定着化、学生へのより良い的確なレスポンスのあり方については、今後も、改善できる点を探し、試行錯誤を重ねながら改善していきたいと考える。



## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

#### 1 現状

##### (1) 開設科目

2017年度の開設科目は以下のとおりである。法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべてが満遍なく開設されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	36	69	36	69
法律実務基礎科目群	15	24	4	8
基礎法学・隣接科目群	5	10	1	2
展開・先端科目群	27	53	0	0

2017年度は、特殊テーマ講座B(2単位)として、「環境法演習Ⅰ」、「環境法演習Ⅱ」、「倒産法演習Ⅰ」、「倒産法演習Ⅱ」、「ドイツ民法」、「不動産登記法」、「ジェンダーと法」の7科目が開設されているが、全体を1科目としてカウントしている。また、特殊テーマ講座A(1単位)として、「経済法事例演習」が開設されているが、これも1科目としてカウントしている。

##### (2) 履修ルール

法学未修者は、下表の1から6までに定める科目群毎に、それぞれ1から7までに定める単位数以上を修得することが必要である<sup>71</sup>。また、法学既修者は、1年次に設置する法律基本科目群に属する36単位分の科目を一括して修得したものとみなすので、下表の1から3までに定める法律基本科目群毎に合計33単位以上を修得することが必要である。

修了単位数は、大学院学則第18条第1項第4号(「2017年度法科大学院要覧」7頁)に基づき、104単位(既修者68単位)以上である。

No	科目群	修得単位数	同左 既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	15	9
2	法律基本科目群：民事系科目	39	18
3	法律基本科目群：刑事系科目	15	6
4	法律実務基礎科目群	10	10
5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	7	7

大学院学則別表(11)は、1から6までの修得単位数を定めているが、その

<sup>71</sup> 「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」第15条参照(資料A3「2017年度法科大学院要覧」25頁)

合計は 97 単位であるため、修了単位数の 104 単位を満たすためには、残り 7 単位を修得する必要がある。ところで、本法科大学院では、法律基本科目群 (69 単位) は全科目必修であるため、残り 7 単位は、4～6 の科目群 (法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群) の中から修得することになる (合計で 35 単位の修得が必要となる)。

以上の履修ルールによれば、修了までに、「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」を履修するという要件、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」を履修するという要件、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」を履修するという要件のいずれも満たすことになる。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるようにする旨の定めは、設けていない。

### (3) 学生の履修状況

ア 2016 年度修了生における履修状況 (4 科目群ごとの履修単位数の平均) は、以下のとおりである。とくに履修状況の偏り等は見られない。

科目群	未修者コース	既修者コース
法律基本科目群	67.00	34.00
法律実務基礎科目群	14.17	13.22
基礎法学・隣接科目群	5.83	4.67
展開・先端科目群	16.50	17.78
4 科目群の合計	103.50	69.67

イ なお、2016 年度にカリキュラム改正を行ったことから、2016 年度修了生に適用される履修ルールは、上記 (2) と若干異なっている。2016 年度修了生が適用される履修ルールは、以下の 2013 年度の履修ルールである。

法学未修者は、下表の 1 から 6 までに定める科目群毎に、それぞれ 1 から 7 までに定める単位数以上を修得することが必要である。また、法学既修者は、1 年次に設置する法律基本科目群に属する 33 単位分の科目を一括して修得したものと認定し、下表の 1 から 3 までに定める法律基本科目群毎に合計 34 単位以上を修得することが必要である。

修了単位数は、102 単位 (既修者 69 単位) 以上である (改正前の大学院学則第 18 条第 1 項第 4 号)。

No	科目群	修得単位数	法学既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	14	8
2	法律基本科目群：民事系科目	39	20
3	法律基本科目群：刑事系科目	14	6
4	法律実務基礎科目群	10	10
5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	7	7

大学院学則別表(11)は、1～6までの修得単位数を定めているが、その合計は95単位であるため、修了単位数の102単位を満たすためには、残り7単位を修得する必要がある。ところで、本法科大学院では、法律基本科目群(67単位)は全科目必修であるため、残り7単位は、4～6の科目群(法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群)の中から修得することになる(合計で35単位の修得が必要となる)。

#### (4) 科目内容の適切性

法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が、当該科目名及び当該科目群に適合しているかについては、前回の認証評価後、毎年の自己点検と、2016年度のカリキュラム改正の検討の際に、教務委員会で慎重に審議・検証をしている。

その結果、本法科大学院で配置されている各科目の実質的内容は、当該科目及び当該科目群に適合しており、格別の問題は見られない。また、展開・先端科目に配置している科目において、実質的に法律基本科目の内容を扱っている科目はないと判断している。

なお、前回の認証評価において、展開・先端科目として位置づけることが不適切と指摘された「検事の捜査」と「刑事法特殊研究」については、2013年度の新カリキュラム制定の際に廃止している。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

#### (6) その他

いくつかの科目において、司法試験の過去問等を用いた授業をおこなっているが、その目的は、学生が法科大学院の学修で身につけた基本的知識を確認するとともに、具体的な事案においてその法的知識をどのように使って紛争を解決するかということを目的としているから、「司法試験での解答の作成方法に傾斜した教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせるなど受

験技術の指導に偏した教育を行う科目」には該当しない。

2 点検・評価

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を満遍なく開設し、設置されている各科目の実質的内容は、当該科目及び当該科目群にふさわしい内容となっている。

また、学生の履修状況についても、特定の科目群に偏するような状況にはない。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方, 工夫

科目開設の体系性について、次のような基本方針を採用している。

##### (ア) 法律基本科目群

公法系(憲法・行政法)、民事系(民法・民事訴訟法・商法)、刑事系(刑法・刑事訴訟法)の科目を置き、「法律力(堅固な基盤としての実力)」を備えた法曹として活動するために必要な専門的法的知識、法的思考力、法的分析力、法的表現力等を、段階を踏んで効果的に修得させるものとしている。

まず、1年次科目では、行政法を除く憲法、民法(家族法以外)、刑法、商法(会社法)、民事訴訟法(上訴再審を含む)、刑事訴訟法の基本的知識の修得と体系的な理解に重点を置き、基礎的な法理論の修得を目指している。

2年次科目では、行政法、民法(家族法)及び民事訴訟法(複雑訴訟・上訴)の基本的知識の修得と体系的な理解を図り、基礎的な法理論の修得を目指している。

それに加えて、憲法演習、行政法演習、民法演習、商事法演習、民事訴訟法演習、刑法演習、刑事訴訟法演習では、判例・事例演習を通じて具体的な事案における法的分析力、法的検討力、事実認定力等の修得を目指している。

そして、3年次は、1・2年次に培ってきた実力を踏まえて演習科目で具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力等の修得を目指している。とくに3年次以降の各科目で実施される判例演習、事例演習では、少人数の双方向・多方向の演習方式の授業と、より効果的な学修のための多彩なレポート課題、起案課題を実施している。

##### (イ) 法律実務基礎科目群

1年次に、「法情報調査」をおき、法令・判例・法律文献その他の情報の調査方法等法曹としての基本的な技能を修得させ、導入教育としての「実務法学入門」では、様々な分野の実務法曹の仕事を学び、併せて民事訴訟実務の基本的な仕組みを学ぶことになっている。

2年次以降では、「法文書作成」をおき、主として弁護士などの法律実務家が業務上多く取り扱う基本的な文書の作成実習を行い、法律家としての必要な表現力及びコミュニケーション能力を修得する。また、必修科目として「法曹倫理」をおき、法曹としての高い倫理観を確実に涵養する教育を行っている。

さらに、弁護士の実務家教員、派遣裁判官教員、派遣検察官教員も担

当する形で、「要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」をおき、司法修習との有機的な連携を図っている。

特に、「要件事実・事実認定」は、2010年度カリキュラムまでは、法律基本科目群に4単位科目として配置されていたが、2013年度カリキュラムでは2単位分を法律実務基礎科目群に移設し、2016年度カリキュラムからは全面的に法律実務基礎科目群に配置することになり、理論教育と実務教育とがバランスよく適切に配置することとなった。

その他、夏季休業期間や春季休業期間を利用して、法律事務所や企業の法務部等での「エクスターンシップ」や、海外の法曹事情等を学ぶ「海外エクスターンシップ」を行い、実務への架橋の一助としている（履修学期は夏季休業期間に行った場合は秋学期、春季休業期間に行った場合は春学期になる）。また、2016年度に新設した「ローヤリング・クリニック」では、ロールプレイを中心としつつ、クリニックにも参加させることで、依頼者との面談や受任、調査等、紛争解決に関する弁護士としての基本的な技術を学ぶと共に、実際の法律相談に立ち会うなど実務法曹としての基本的なスキルを修得し、他者を思いやる豊かな人間性を備えた「人間力」のある法曹の養成を目指している。

#### (ウ) 基礎法学・隣接科目群

「法哲学」、「法史学」、「外国法の基礎」をおき、法曹として求められる基礎法学及び外国法の基礎的学識を修得する。「公共政策論」は、政策形成のプロセスに加えて、国会、官僚、地方自治体、NGO・NPOなどの政策アクターについて学び、法律と政治・経済が交錯する学際的分野について学ぶものとしている。「実務法曹と情報ネットワーク」はインターネットなどの情報ツールの構造と問題点を理解し、実務法曹として価値ある利用方法と的確な対処方法を修得させる教育を行っている。

#### (エ) 展開・先端科目群

「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」と3つの分野に分けたうえで、それぞれに関連する科目を配置し、各分野での必要とされる学識学識の修得を目指している。「市民社会と法」分野では、労働法Ⅰ・Ⅱ、環境法Ⅰ・Ⅱ、住宅法、メディア法、消費者法、警察法、宗教法、犯罪被害者と法、民事執行・保全法の各科目を配置している。「国際社会と法」分野では、アジア世界と法、アメリカ法、中国法、国際社会における平和と人権、国際法（公法）、国際私法を配置し、国際力を備えた法曹の養成を目指している。「経済社会と法」分野では、ビジネス法務・国際法務、租税法、倒産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法、保険法、経済法を配置している。

なお、司法試験の選択科目として選択されることの多い科目をさら

に充実させるとともに、時代に即した科目が適宜設定できるように「特殊テーマ講座」を配置している。2017年度の「特殊テーマ講座」では、環境法演習Ⅰ・Ⅱ、倒産法演習Ⅰ・Ⅱ、経済法事例演習、ドイツ民法、不動産登記法、ジェンダーと法を開設している。さらに、研究者等を視野に入れて学修する学生のために「リサーチペーパー」も配置している。

#### イ 関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本方針は、アで示したとおりであり、これらの方針に基づいて、教務委員会のもとで適宜調整をしている。また、FD委員会のもとでは、法務研究科長の諮問機関である公法部会、民法部会、刑事法部会の各部会から、当該年度の授業状況の報告がなされている。また、これら各部会では共通到達目標（コアカリキュラム）の作成・設定も行っているが、併せて科目間の調整（いかなる科目を、どの配当年次に配置し、どのような授業内容を構成するかなど）、起案課題の内容や回数調整等も行っている。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

#### (3) その他

### 2 点検・評価

法律基本科目群及び法律実務基礎科目群の各科目においては、1年次に基本的知識の修得と体系的な理解の修得を、2年次には判例・事例演習を通じて具体的な事案における法的分析力、法的検討力、事実認定力等の修得を、3年次は、1・2年次に培ってきた実力を踏まえて具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力と幅広い法律実務の知識の修得を目指している。

併せて、展開・先端科目群の各科目の履修を通じて、実務的な問題解決能力の向上と幅広い法律実務の知識の修得をする仕組みとなっている。

基礎法学・隣接科目群の各科目では、法哲学では正義論を中心に学ぶことで、法曹の使命と責任としての社会正義の実現の意味を学ぶほか、法律基本科目・法律実務基礎科目、展開・先端科目の理解を深めるために設置されている。

以上のように、授業科目は、適切な体系で開設されている。また、より良い教育の実現のために、科目内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直しなどを、教務委員会、FD委員会、公法・民法系・刑事系の各部会（法務研究科長の諮問機関）において不断に検討を加えている。

### 3 自己評価

#### A

4 改善計画  
特になし



### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、法律実務基礎科目群の中に、法曹倫理を2単位の必修科目として、3年春学期に配置している。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

###### ア 授業の概要

法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態の検討を行うとともに、歴史的・比較法的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法、弁護士職務基本規程等の規定をめぐる事例分析も行う。授業全般は、検察官職務経験と弁護士業務経験を有する教員が担当している。

###### イ 授業の進行

授業は、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著『プロブレムブック法曹の倫理と責任』第2版6刷(現代人文社、2010年3月刊)を教科書として用い、シラバスに従って進行している。

基本的事項については要点を講義するが、具体的事例については予習を課して学生にレポートをさせ、それについて学生間のディスカッション、教員との議論等を通して、双方向・多方向の授業を行い、法曹の倫理と責任について理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できるようになるための基礎的知識と感覚を身に着けさせる。

##### (3) その他

#### 2 点検・評価

法曹倫理の科目は、これまでの学修を踏まえて発展・展開ができるように、修了年度である3年春学期の必修科目として設置している。検察官経験及び弁護士経験を有する実務家教員が担当者となり、理論面と実務面との問題を結びつけて教育を行っている。具体的な事例を素材に、学生に予習、レポート報告を課し、双方向・多方向の授業を行っており、高い倫理観を涵養できると自負している。

#### 3 自己評定

合

#### 4 改善計画

特になし

## 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

学生の履修登録については、「学業の手引き」<sup>72</sup>における「履修登録」のとおりであり、また、各科目群における履修指導の状況は以下のとおりである。

ア 法律基本科目群については、すべて必修科目であるため、格別の履修指導はしていない。

イ 法律実務基礎科目群のうち、「要件事実・事実認定Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」は、必修科目であるため、格別の履修指導はしていない。

他方、選択科目のうち、「法情報調査」、「実務法学入門」、「公法実務の基礎」、「要件事実・事実認定Ⅱ」については大半の学生が履修を選択している。また、必修科目である「刑事訴訟実務の基礎」と授業内容が関連していることから「刑事模擬裁判」も、大半の学生が履修している。

「ローヤリング・クリニック」、「エクスターンシップA/B」、「海外エクスターンシップ」などの臨床科目については、各学期（主として開始時と定期試験終了時）において、ガイダンスを実施し、より多くの学生が履修するように指導している。「海外エクスターンシップ」は、夏季休業中に実施するために、春学期修了前後に、メール・ポスターの掲示等によって案内・告知して、履修者を募っている。

ウ 基礎法学・隣接科目群については、必修科目である「法哲学」以外の科目（4科目）については、「外国法の基礎」、「公共政策論」、「法史学」などの各科目について、満遍なく履修されている。もっとも、「実務法曹と情報ネットワーク」のみ履修者が1~2名で推移している。

エ 展開・先端科目群については、「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」という3つのプログラムに分けて関係する科目を配置して、履修選択の目安にしている。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

##### （ア）1年次生への履修指導

1年次生に対しては、入学時に履修登録の方法を含めたオリエンテーションを行っている。また、春学期、秋学期の開始時に、履修対象となる各科目についてのガイダンスを行っている<sup>73</sup>。

##### （イ）2年次生及び3年次生への履修指導

2年次生及び3年次生に対しては、春学期、秋学期の開始時に、履修

<sup>72</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」45頁以下参照。

<sup>73</sup> 資料A17「履修科目選択のオリエンテーション資料」参照。

対象となる各科目についてのガイダンスを行っている。加えて、展開・先端科目の履修についてのガイダンスも実施している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導（106 頁～108 頁参照）

（ア）アカデミック・アドバイザーによる学修指導

専任教員が、アカデミック・アドバイザーとなり、2 人 1 組で、平均 4 人程の学生を担当し、年 2 回、1 人 30 分程の個人面談を実施し、履修相談や学修上・生活上の相談に対応している。

（イ）研究科長等による個別面談の実施

上記のアカデミック・アドバイザーとは別に、進級制限に抵触して留年した者や単位を落としている者など学業成績が芳しくない学生については、研究科長・研究科長補佐が個別面談を実施して、履修のあり方のほか、今後の進路等について指導・相談等を実施している。

（ウ）チューターによる学修指導

土曜補習を担当するチューター（弁護士）が、個別に学生と面談を実施して、日常の学修指導、生活指導等を行い、その中で司法試験の選択科目の選択等のアドバイスを行っている。

ウ 情報提供

法科大学院ガイダンスや法科大学院要覧に目指すべき法曹像を明らかにするとともに、実務法学入門などの授業を通じて、履修選択の参考となる法曹像を意識させるのに役立つ情報を提供している。

エ その他

なお、2016 年度は、春学期では「租税法」が、秋学期では「ジェンダーと法」が、それぞれ履修者がいないため不開講となった。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況は、資料 A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりであり、学生は適切に履修選択を行っているとは評価できる。

イ 検証等

全体の履修状況の検証については、中間アンケート及び期末アンケートの実施報告にあわせて、FD委員会によって研究科委員会で報告されており、この検証結果を考慮に入れながら、2016 年度カリキュラムにおける展開・先端科目の編成の参考にした。

（4）特に力を入れている取り組み

（5）その他

## 2 点検・評価

上記のとおり、オリエンテーション、ガイダンス、アカデミック・アドバイザー等の多角的な諸制度によって、学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていると考えている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特になし

## 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

### 1 現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

ア 本法科大学院では、履修登録単位数の上限については、大学院学則第17条及び創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程第8条に基づき、以下のとおりに定めている<sup>74</sup>。

入学年度	1年次	2年次	3年次
2015年度以降入学の法学未修者及び2016年度以降入学の法学既修者	44単位(各学期上限24単位)	36単位(各学期上限20単位)	44単位(各学期上限24単位)
2014年度以前の入学者及び2015年度入学の法学既修者	42単位(各学期上限22単位)	36単位(各学期上限20単位)	44単位(各学期上限24単位)

1単位の授業時間数は、90分×7.5回である(授業回数は、1単位科目8回、2単位科目15回、3単位科目23回、4単位科目30回)。

#### (2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

ア 以下のとおり、法学未修者教育の充実の見地から、法学未修者1年次における法律基本科目の履修単位数を増加して、履修登録単位数の上限を44単位とし、年間36単位を超える履修を認めている。  
増加させた科目は以下のとおりである。

##### (ア) 公法系

2010年度カリキュラムから、「憲法Ⅰ(基本的人権)」(春学期配置)を2単位増やして4単位科目としている。なお、2015年度入学者については、秋学期に「憲法基礎演習」(1単位)を設けたが、「憲法Ⅰ」の授業内容と重複する部分もあるため2016年度カリキュラムでは廃止した。

##### (イ) 民事系

2015年度カリキュラムから、「民法Ⅵ(法定債権)」を1単位増やして2単位科目としている(秋学期配置)。これはもともと2単位科目であったものを1単位科目としたものの、明らかに授業時間が不足するため2単位科目に戻したものである。

2013年度カリキュラムから、「民法基礎演習Ⅰ」(1単位:春学期配置)・「民法基礎演習Ⅱ」(1単位:秋学期配置)を設置して、基本的な事例演習を通じて、基礎的知識の理解と確認を行っている。

##### (ウ) 刑事系

2010年度カリキュラムから、「刑法Ⅰ(刑法総論)」及び「刑事訴訟法」

<sup>74</sup> 「2017年度法科大学院要覧」6頁・23頁参照。

では、それぞれ1単位を増やして3単位科目としている。なお、2016年度から「刑事訴訟法」は、「刑事訴訟法Ⅰ」（2単位）と「刑事訴訟法Ⅱ」（1単位）と分割した。

2015年度からは、「刑法Ⅱ（刑法各論）」（秋学期配置）についても1単位増やして3単位とした。

イ 増加した部分の授業内容は、基本的な判例・事例等の検討を通じて基礎的な知識・理解をより確実なものとする目的であり、学生の自学自修を阻害することはなく、履修登録の上限を、年間36単位を標準とする趣旨を損なうような状況にはなっていない。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(4) その他年間36単位（修了年度の年次は44単位）を超える履修の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(5) 無単位科目等

単位認定されない科目はない。

(6) 補習

カリキュラムとしての補習は行っていない。

なお、毎週土曜日に、3～4時間程度、チューターによる補習を実施している。補習の内容は、1年次生は授業の復習を中心に、2年次生には演習科目の課題の復習等を中心とした演習を、また、3年次生に対しては、事例検討を通じての基本事項の確認を中心とする演習を、それぞれ実施している。いうまでもなく、学生の参加は任意（自由）である。

出席率は、1年次生では7～8割であるが、2年次生になると4～5割で推移し、3年次生では2～3割となっている。

(7) 特に力を入れている取り組み

(8) その他

## 2 点検・評価

1・3年次に履修登録できる単位数の上限は年間44単位、2年次に履修登録できる単位数の上限は36単位である。法学未修者教育の充実の見地から法律基本科目の履修単位数を増加し、1年次の上限単位数が44単位と標準よりも8単位多くなっている。しかし、増加した部分の授業内容は、基本的な判例・

事例等の検討を通じて基礎的な知識・理解をより確実なものとするためのものであり、学生の自学自修を阻害することはなく、履修登録の上限を、年間 36 単位を標準とする趣旨を損なうような状況にはなっていない。

履修登録の際には教務による審査で、上限単位数を超えるような履修登録は排除されており、上限単位数を超える履修は存在しない。

3 自己評定  
合

4 改善計画  
特になし

## 第6分野 授業

### 6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

シラバス<sup>75</sup>は、毎年3月にポータルサイト（法科大学院ホームページからもアクセス可能）において公開されている<sup>76</sup>。シラバスには、授業の概要、授業計画・内容、到達目標を明示しているほか、評価・試験方法、評価方法、教科書・参考書等を表示している。シラバスの授業計画と実際の授業が乖離する場合には、シラバスを変更するとともに、ポータルサイトまたは紙媒体を配布するなどしてその変更点を示すようにしている。なお、科目によっては、シラバスを補充するためのレジュメ等を配布している例もある。複数教員が担当する演習科目については、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行ったうえで、同一のシラバスを作成している。

##### (2) 教材・参考図書

教材・参考図書についてはシラバスで明示するほか、追加補充する教材やレジュメ等は、授業時に適宜配布するか、ポータルサイトに掲示している。また、憲法演習、民法演習Ⅳ～Ⅴ、商事法演習Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅱなどの演習科目については、本学教員が作成した独自の教材（事例問題集、判例集等）を使用しているが、この独自教材については、ポータルサイトでの掲示または紙媒体での配布をしている。

##### (3) 教育支援システム

前述のように、本法科大学院では、ポータルサイトを使用している。シラバス作成、授業アンケートへの教員のコメント等、全ての教員がこのシステムを使用している。このシステムは2007年度に導入され、2009年から本格的な稼働を開始した。ほとんどの教員がこのシステムを有効に活用できている。

##### (4) 予習指示等

前後期開始時に一括して配布またはポータルサイトへのアップする科目もあれば、授業の1～2週間前に配布する科目もあるが、概ね1週間前の配布が多い。

各回の授業で達成すべき目標については、事前にシラバス等で明示されている。

---

<sup>75</sup> 資料A16「シラバス（2017年7月1日現在）」参照。

<sup>76</sup> シラバス公開ページ (<https://plas.soka.ac.jp/csp/plas/syllabus14.csp>)



#### (5) 到達目標との関係

本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容については、後述 121 頁～124 頁のとおりであるが、今年度における具体的な到達目標を科目別（憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理）に作成の上、ホームページに公表している<sup>77</sup>。

上記到達目標を作成するに当たって、各科目の担当者が協議を行ったうえで、授業で取り上げる部分と学生の自学自習にゆだねる部分を選別し、必要があれば授業内において自学自習の方法を学生に伝えている。上記到達目標は数年に一度は科目担当者の中で内容について検証をおこなっている。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

#### (7) その他

### 2 点検・評価

授業計画は法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっており、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分が適切に選択され、学生にも周知されている。シラバスの記載内容は適切であり、各学期が始まる前には学生の閲覧が可能な状態に置かれている。予習指示もポータルサイトを利用して十分な時間的余裕をもって学生に提示されていることから、学生が十分な準備をしたうえで授業に臨むことができている。

### 3 自己評価

A

### 4 改善計画

特になし

---

<sup>77</sup> 法科大学院ホームページからアクセス可能 (<http://www.soka.ac.jp/grad-law/curriculum/lesson>)

## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

### 1 現状

#### （1）授業の実施

##### ア 科目毎の教育内容の適切性

それぞれの科目分野ごとに複数の教員が担当する場合は、シラバスや授業内容について、適宜意見交換、打ち合わせを行いながら、実施されている。また、特に演習科目においては、研究者教員と実務家教員が協働して授業を担当することを原則としている。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法における教育内容の適切性は、別紙2（129頁以下）のとおりである。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の法律基本科目における授業については、1年次に（科目によっては2年次春学期まで）基本的知識の修得と体系的理解を図り、2年次以降は、主として判例演習、事例演習を行うという仕組みが定着しており、適切な授業が1年次から3年次まで全体として実施されている。

また、多くの科目で、より効果的な学修のために予習教材やレポート課題・起案課題等が実施されている。加えて、これまで課題であった1年次の講義科目から2年次以降の演習科目への連続性の確保についても、研究者教員と実務家教員の授業担当の協働や1年次における演習授業の導入によって、担保されており、適切な授業の実施の割合の程度は高いと思われる。

##### イ 授業全般の実施状況の適切性

###### （ア）教育内容

法律基本科目における教育内容については、前述のとおりであるが、1年次の科目では、基本的知識の修得と体系的理解、2年次は判例・事例演習による問題分析能力、検討能力、事実認定能力等の修得をめざし、3年次は具体的な問題の解決能力、文書または口頭による説得能力の修得を目指している。また、法律実務基礎科目は、関連する法律基本科目を担当する教員が担当しているため、それら相互の連携・調整は十分行われている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても、小規模法科大学院ながら多様な科目を開設しており、全体として法曹養成教育として相応しい内容の授業となっている。

また、複数教員による授業にあっては、教員間の意思疎通が密なこともあって、教員の個性を活かしつつも、全体としては授業内容の統一が図られている。

###### （イ）授業の仕方

各回の授業で達成すべき目標は、シラバスによって明確にされてお

り、ポータルサイト等で配布される予習教材やレジュメあるいは課題等にも補足的に示されている科目も多い。

科目ごとの学生数<sup>78</sup>は、法学未修者1年次生で10～20名程度、2年次で法学既修者が加わっても30名以下である。2年次以降のほとんどの演習科目ではそれを2クラスに分けて授業を実施するので、1クラス10～15名程度となり、双方向・多方向の授業を可能とする環境は十分に整っている。教育効果を考慮して1クラスの履修者数はできる限り10名以上とする編成を行っている。実際、ほとんどの科目で双方向・多方向の授業を実施しており、考える機会を設けている。

#### (ウ) 学生の理解度の確認

学生の理解度を確認する手段としては、講義科目においても授業内で小テストを実施し、定期試験では短答式問題を取り入れるなどの取り組みを始めた。演習科目では、定期試験はもとより、授業での双方向授業における質疑応答のほか、ミニテスト、レポート課題、即日起案、自宅起案など、様々な形での文書を作成させて、理解度の確認が行われている。特に起案課題については教員が添削等を行っており、その種類と量の多さは本法科大学院の特色でもある。

#### (エ) 授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業終了後の質問対応はもとより、オフィスアワーの実施、提出された起案やレポート課題の添削指導等によって対応している。原則として各教員は放課後の時間を利用してオフィスアワーの時間を設定し、学生が自由に質問等ができるよう対応している。

また、定期試験については、試験後に解説・講評を行ったり、書面を作成して配布（ポータルサイトにアップ）するほか、個別の学生の質問や成績等の照会にも対応している。

#### (オ) 出席の確認

授業においては、必ず出席を確認することになっている。確認は、点呼のほか、座席表や出欠表を回覧して記入させる方法によっている。クラス人数が大人数ではないこともあって学生の出席については把握できている。なお、授業回数<sup>79</sup>の3分の1を超えて欠席した場合は、定期試験の受験資格を失うことになっている<sup>79</sup>。

#### (カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

実務法学入門・国際社会における平和と人権などでは、Power Pointを用いた授業も多く、裁判のイメージを把握するため映像資料などを

<sup>78</sup> 資料 A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

<sup>79</sup> 「創価大学法科大学院履修・成績及び進級に関する規程」第11条第2項（資料 A3「2017年度法科大学院要覧」24頁）参照。

教材として使用する科目も見られる。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

授業のレベルの設定が、対象学年にふさわしいものとなっているかについては、公法、民事法、刑事法の各部会での打ち合わせや、複数教員による担当科目の打合せにおいて協議・検討している。

法学未修者（初心者）への授業をどのように実施するかは大きな課題であるが、本法科大学院では、入学前の事前研修を充実させることに加えて、1年春学期配置の実務法学入門において、法律学の学修方法や判例の読み方などをさらに詳しく教えるほか、民法基礎演習Ⅰ・Ⅱにおいては、民事法全体についての基本的な思考様式を学ぶ工夫をしている。研究者教員の授業では理論面を重視する授業を行いながら、予習課題や短答式などの小テスト、授業での質疑応答を通して基本的知識の理解定着を図り、2年次以降の演習科目にシームレスにつなげる工夫をしている。演習科目においては、2年次から3年次にかけてまず判例演習により基本的知識の定着を図ってから事例演習を行う。レポート課題や起案課題も2年次から3年次に上がるに従って、段階的に難易度を増していく工夫をしている。さらに演習科目に研究者教員が関与することにより、事例問題の検討において理論面の理解や記憶の喚起・定着を図る工夫も行っている。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目においては、各授業でのシラバスにおいて、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたうえでの到達目標を示している。また、憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の主要7科目については、より具体化・項目化した本学独自の到達目標を学生に提示し（121頁～124頁参照）、授業で扱う項目、授業では扱えない項目を区別する形で示すほか、個々の予習教材やレジュメ等において、授業では扱えないが前提として学修済みであることが求められる部分を明示するなどの工夫をしている。また、自学自修の方法については、授業中に口頭であるいは予習教材やレジュメ等で指示している。一部の科目では到達目標と連動した自学自修教材の作成を試みるなどの取り組みを行っている。

さらに授業における小テストの実施、定期試験における一部短答式問題の導入、支障がない限り、過去の授業の定期試験問題をポータルサイトにアップすることなどにより、当該授業での到達目標を具体的な形で学生に示している。

授業外では、オフィスアワーやアカデミック・アドバイザーによる個人面談、各教員の個別の対応のほか、チューターによる土曜補習を通じて自学自修の支援を行っている。

到達目標の内容の精査、授業で扱う部分と自学自修に委ねる部分の選択等は公法・民事法・刑事法の各部会で検討しているほか、FD研修会等において報告するなどして適切に機能しているかを検証している。

また、チューターによる土曜補習については、教員で構成される学修支援委員会とチューターとの間で定期的に報告検討会を実施して、その内容や成果等を確認している。

### (3) 特に力を入れている取り組み

2年次以降に実施されている主な演習科目については、研究者教員と実務家教員が協働して起案課題や独自の教材を作成しており、理論と実務の架橋を、授業内容に反映させる取り組みを続けている。

### (4) その他

## 2 点検・評価

授業の計画・準備については、到達目標を示したシラバスをポータルサイトにおいて提示し、また、予習教材やレジュメ等も、ポータルサイトを利用しての提示や紙媒体での配布を行うなど、各科目が効果的に履修できるように適切になされている。

授業の実施については、法科大学院開設以来の試行錯誤を踏まえて、それぞれの科目内容や適した方法で行われている。1年次科目についても、講義が中心ではあるものの、双方向授業・演習方式の授業も併せて実施するなどしており、考える機会を設けるように工夫をしている。複数教員で担当する授業内容については、定期試験の統一はもとより、同一内容のレポートや起案課題の実施、合議による合否及び評価の判定を行っている。特にレポートや即日・自宅起案など文書の作成については丁寧な添削を実施して返却しており、その内容の多様さと量の多さは本法科大学院の特色となっている。

授業において学生が最低限修得すべき内容は、各シラバスにおいて示されており、さらに科目別に具体化・項目化した本学独自の到達目標（学生が最低限修得すべき内容）を作成の上、学生に開示して、授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容を出来る限り明示する努力を行っている。以上のとおり、本法科大学院では適切な態様・方法で授業が実施されている。

## 3 自己評価

A

## 4 改善計画

研究者教員と実務家教員による共同授業運営を、さらに推進していきたい。

## 6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

### 1 現状

#### （1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院において、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、「学生に、実務に即した法的考え方や事実のとらえ方の基本を習得させる」とともに、「理論の面から実務に批判的検証を加え、よりよい実務を創造し、法の発展を目指す」授業であると捉えている。

その理由は、従来の法学教育が条文解釈論を中心とした基礎理論を学ぶことにとどまり、法曹として社会に生起する事件を解決する能力を養成するには不十分であったとの反省の上に立って、要件事実教育や具体的なケースの分析・検討を通じて、法学基礎理論を具体的事実に適用し、紛争解決への道筋をつける基礎力・応用力の修得（従来の司法研修所前期修習の内容）を主たる目標として、実務に即した法曹の養成を目指すことにある。

また、本法科大学院は、研究者教員を擁する大学院として、研究者の視点から実務の理論的基礎を検証し、さらに、研究者と実務家の協働により、よりよい裁判・法適用実務の創造や法改正を含む法の発展をめざす研究に適した環境にある。法曹養成の場における研究者と実務家の協働を通じて、理論と実務の融合・触発から新たな法の発展と実務の改善を行ってきた。具体的には年に1度以上教員研究報告会を行い、実務家・研究者それぞれの視点から活発な意見交換が行われ、創価ロージャーナルではそのレジュメ等が載されている。

#### （2）授業での展開

##### ア 法律基本科目

##### （ア）公法系科目

1年次に憲法Ⅰ・Ⅱ、2年次春学期に行政法を配置して、研究者教員が主として講義形式により基礎理論を教えている。2年次秋学期には憲法演習Ⅰ、行政法演習Ⅰを、3年次春学期には憲法演習Ⅱ、行政法演習Ⅱをそれぞれ配置して、憲法・行政法分野における判例・事例演習を行い、基礎理論を駆使して具体的な事例を分析し、適切に解決する能力の涵養を図っている。各演習科目は、原則として研究者教員と実務家教員が共同で担当している。

##### （イ）民事系科目

民法は、1年次に民法Ⅰ～Ⅵの講義科目において、商事法及び民事訴訟法は1年次秋学期から2年次春学期の講義科目において、研究者教員が中心になって講義形式で基礎理論を教育している。2年次から3年次は、民法演習Ⅰ～Ⅴ、商事法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを配置し、実務家教員中心に、具体的なケースや判例を題材に

した演習を行っている。3年次では、より複雑高度な事例を題材として分析力・表現力を養っている。

民法演習ⅠないしⅤは実務家教員が中心に担当しつつも、研究者教員が授業に立ち会って理論面からコメントしている。そして、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱでは、判例演習・事例演習を行っているが、ここにも研究者教員が入って、理論面のコメントをしている。商事法演習Ⅰ・Ⅱは研究者と実務家が共同担当している。

#### (ウ) 刑事系科目

1年次に刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱを置き、研究者教員が担当している。2年次～3年次に、刑法演習、刑事訴訟法演習、刑事法総合を置き、派遣検察官を含む実務家教員を中心に、研究者教員と共同して判例事例演習を行っている。

#### イ 法律実務基礎科目

法情報調査、実務法学入門、法文書作成、法曹倫理、要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ、民事模擬裁判、民事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎、エクスターンシップ、海外エクスターンシップ、ローヤリング・クリニックを配置している。

実務法学入門では、法曹実務家としての考え方やものの見方を学び、法情報調査では、法律基本科目で学ぶ法令や判例などを自ら調査する技術とスキルの習得を図る。法曹倫理では、法曹としての責任感、倫理観を養う。さらに、法文書作成、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、エクスターンシップ、ローヤリング・クリニックは、実務法曹の仕事をシミュレーションする形で、法律基本科目で学んだことを実践で使うことにより、まさに理論と実務の架橋を図っている。

また、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎においても、それまでに法律基本科目で学んだ理論や知識を具体的な事例検討の中で応用し、具体的な事実に応じて使えるようデザインされ、理論と実務の架橋が図られている。

要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱは、従来法律基本科目に配置されていたが、法律実務基礎科目に配置された。司法研修所の教官経験のある実務家教員と実務家経験のある研究者教員とが協働して行い、1年次で学修した民法の基本的知識を立体的に理解しなおす作業を通じ、2年次・3年次の民事系演習科目に必要な理論・知識を習得し、理論と実務の架橋を図る。

#### ウ 基礎法学・隣接科目

法哲学、法史学、公共政策論、実務法曹と情報ネットワーク、外国法の基礎を置いている。

特に、法哲学は必修とし、豊かな人間性を備え法曹の使命と責任を自

覚する法曹の育成を図っていて、本学の特色をなす授業の一つといえる。また、実務法曹と情報ネットワークでは、現代の情報社会を生きる実務法曹として不可欠な情報ネットワークの価値ある利用方法や的確な対処方法を学ぶ機会を与えている。

#### エ 展開・先端科目

「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」の3つのプログラムを置き、学生それぞれの希望する進路に応じて、実務法曹になったあとの即戦力となりうる、より専門的・実践的な内容を学べるようにしている。

### (3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

公法系では、授業教材の検討を実務家教員と研究者教員との緊密な協働によって作成しており、本法科大学院独自の到達目標も、研究者と実務家の協働作業によって早期に策定し、学生に配布して学修の指針としている。

民事系では、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習ⅠないしⅤ、商事法演習Ⅰ・Ⅱで研究者教員と実務家教員の共同授業を行い、理論と実務の架橋・融合を図っている。本学では、大学院法学研究科及び法学部の教員からなる「民法研究会」が法科大学院設立以前からを継続して活動しており、法科大学院設立後は法科大学院教員も加わり、現在では、債権法改正についての研究会を2か月に1度程度のペースで開催し、チューターにも参加を呼び掛けながら、研究発表と討論を行っている。これは、民事系教員にとって、理論と実務、民事系隣接科目の融合・触発の場となっている。

刑事系では、検察官出身の実務家教員が中心になって、研究者とともに演習教材を開発し、協働して授業を行っている。

また、年に1回、教員研究報告会を実施し、担当科目や研究者教員、実務家教員の区別なく、研究報告・意見交換を行っている。そのレジュメは、創価ロージャーナルに掲載され、この報告会を機に論稿を作成する者もいる。さらに、実務家教員のなかから、研究者教員から触発をうけて、博士後期課程において学位を取得した者あるいは博士後期課程において研究中の者が出ており、研究者のみならず、実務家教員も、創価ロージャーナルにおける論文の発表を積極的に行っている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、専任教員の4割を構成する実務家教員が、研究者教員（元実務家教員1名も含む）とともに、研究科委員会、各種委員会での審議のみならず、入試、学生生活の支援、学生相談など各種の活動に取り組んでおり、その中で実務家の視点を生かした実務法曹養成に取り組んでいる。

また、法学未修者への導入教育として行われる入学予定者事前研修も、研究者教員と実務家教員が協働して行っている。



理論教育を担う研究者教員と実務教育を担う実務家教員とは、価値観やものの考え方、仕事の仕方に相当の違いがあり、教育現場である法科大学院において協働関係を構築するには、様々な課題があったが、本法科大学院では、開設以来、小規模法科大学院の特性を生かして教員間のコミュニケーションを密に行いながら、研究者教員と実務家教員との協働を継続的に取り組んだ結果、研究者教員と実務家教員がともに大学人として法科大学院の運営について責任と負担を担いながら相互の信頼関係を作り上げていき、身をもって理論と実務の架橋の実現が継続されている。

## (5) その他

### 2 点検・評価

本法科大学院において、「理論と実務の架橋」の意義・目的は、教員全体の共通認識として正しく理解されており、その授業は、特に、2年次以降の演習科目を中心に、広く実務家教員と研究者教員が共同で担当し、理論と実務の架橋・融合を強く意識した内容となっている。また、授業外でも、研究者教員と実務家教員が協働して開催する研究会が複数存在し、創価ロージャーナルにおいても研究者教員はもとより実務家教員も積極的に論文を発表するなど、研究者教員とともに実務家教員が理論面を研鑽する機会も多い。

これらを総合するとき、本法科大学院は、理論と実務の架橋を目指した授業が、質的量的に見て充実している。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特になし

## 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

### 1 現状

#### （1）臨床科目の目的

- ア 法科大学院での授業で習得した知識をもとに、具体的事件における問題発見能力、事実認定能力、顧客等とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、実務の有り様をクリティカルに検討することを通じて、法理論的理解の充実・発展をめざす。
- イ 法律事務所、企業法務部等でのエクスターンシップ及び2016年度カリキュラムから新設したローヤリング・クリニックにおいては、上記目的の達成を目指すほか、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作ることも目的としている。
- ウ 法律実務基礎科目の民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法文書作成等においてもシミュレーション教育を実施し、上記ア記載の目的の達成を目指している。
- エ 2016年度カリキュラムから海外エクスターンシップを新設し、韓国・済州島での研修を通じて、海外の法曹との交流や業務の実態を見聞することにより、国際的な実務法曹として活躍する可能性を作り出すことを目的としている。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

##### ア エクスターンシップ

- （ア）2年秋学期～3年秋学期の配当科目（選択科目）として、エクスターンシップA・エクスターンシップBを置き、研究者教員（元実務家教員）が担当している。秋学期での履修者は夏季休業、春学期での履修者は春季休業を利用して、35時間程度（A）、または70時間程度（B）、法律事務所や企業の法務部等で研修をしている。単位数は、Aが1単位、Bが2単位であり、夏季休業での研修の場合はA、春季休業での研修の場合はBを原則とするが、希望があれば、夏季でB、春季でAを履修することも可能である。AとBの双方を履修することはできない。履修人数は、2016年度がA3人・B11人であり、2017年度春学期がB11人である<sup>80</sup>。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。
- （イ）研修先は、本学の卒業生（弁護士）からなる創価大学法曹会の協力を得て、主に弁護士事務所において研修を行うが、企業法務部の研修先を新たに開拓し、法テラスでも研修を行っている。
- （ウ）履修者に対しては、研修に派遣するにあたり、エクスターンシップのガイダンスを実施して、守秘義務等の注意事項を徹底し、とりわけ守

<sup>80</sup> 資料A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

秘義務の問題等については、履修者に秘密保持等誓約書に署名捺印をさせ、意識を明確に植え付けるようにしている。

なお、全学生について、入学時に法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入させているので、履修者は当然にこの保険に加入している。

- (エ) 担当弁護士や企業法務部の担当者には、エクスターンシップの意義・研修内容等を告知し、終了後には、その趣旨に則った研修指導報告書を作成し、本法科大学院に提出してもらっている。
- (オ) 履修者と担当教員は、開始から終了まで、適宜連絡を取り合い、研修の開始、内容、終了等について担当教員は逐一把握している。また、履修者は、研修中は毎日研修日誌を作成し、終了後は、同日誌と研修報告書を研修担当者に確認してもらったうえで、担当教員に提出を課している。
- (カ) すべての履修者の研修の終了後に、担当教員の下で報告会を行い、各履修者から研修の内容・状況を報告し合い、総括している。実務の現場で、実際に活動している弁護士等に接し、また実務の一端を垣間見ることによって、法科大学院で法律の学修をしている意味を再認識し、実務家になることについての意義を実感するなど、今後の学習のモチベーションを高めた履修者が多い。
- (キ) 成績評価は、担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び履修者が提出する書類に基づいて判定する。本科目はPF評価（可否のみの評価）である。

#### イ 民事模擬裁判

民事模擬裁判（3年次春学期・1単位・選択科目）を置いて、民事裁判についてのシミュレーション教育を行っている。詳細はシラバスのとおりであるが、この科目を通じて、訴えの提起から判決までの民事訴訟第一審の手続きを自ら行なうことにより、教科書や講義授業で学んだ民事訴訟法の制度趣旨や機能をより具体的体験的に理解し、民事実体法や要件事実の知識を使って生の事実を法的に分析し、証拠の検討や推論を行って問題を解決する能力を実践的に養うことができる。実際に弁論や証人尋問を準備段階からチームで行い、議論を重ねるなかで、説得的コミュニケーションの力を涵養することができ、履修者は、大きな達成感を持って授業を終えており、その過程で、大きな成長を示している。

履修人数は、2016年度が5人であり、2017年度が9人である<sup>81</sup>。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。

#### ウ 民事訴訟実務の基礎

民事訴訟の実務の基礎（3年次春学期・2単位・必修科目）では、要件事実・事実認定のほかに、15回の授業を通して、実際の事件記録に近い

<sup>81</sup> 資料 A19 「科目別履修登録者数一覧」参照。

教材を使用して、事件の受任から訴状起案、準備書面起案、事実認定まで第一審の手続きを自ら行う。ある時は代理人弁護士の立場で、ある時は裁判官の立場で、どのように行うべきかを検討し、その中で、法的主張の検討や証拠の収集等についても学修する。

履修人数は、2016年度が22人であり、2017年度が20人である。単位修得人数は、2016年度では21人が取得している。

#### エ 刑事模擬裁判

2013年度カリキュラムにより新設された刑事模擬裁判（3年次春学期・1単位・選択科目）では、実際の事件記録をアレンジしたものを題材に、履修者を裁判官、検察官、弁護人の3グループに分けて、担当教員4人が手分けして、被告人役や証人役を担い、履修者は各役割に応じて、所与の起訴状や証拠関係を前提にしてではあるが、被告人との模擬接見や尋問打合せ、証人からの事情聴取や尋問打合せ等を行ったうえで、冒頭陳述の作成、証人尋問、被告人質問、論告・求刑、弁論、判決等を行い、最後に担当教員から講評を行うものである。

履修人数は、2016年度が18人であり、2017年度が18人である<sup>82</sup>。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。

#### オ 刑事訴訟実務の基礎

刑事訴訟実務の基礎（3年次春学期・2単位・必修科目）では、事実の認定、法令の適用、手続の実務等を学び、刑事手続を理論面と実践面の両面から理解できるようにして、理論と実務との架橋を目指している。刑事模擬裁判と連携しており、これもシミュレーション教育の一つである。

履修人数は、2016年度が22人であり、2017年度が20人である。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。

#### カ 法文書作成

法文書作成（2・3年次春学期・1単位・選択科目）では、学生が履修した年次に応じて、法文書の書き方の基本的な事項を学修する機会を設け、表現方法を含む説得的な法律文書の書き方のトレーニングを行っている。具体的には、依頼者に対する連絡文書、内容証明郵便、報告書、契約書、和解条項などを課題文書して実際に作成させており、これもシミュレーション教育の一環といえる。

履修人数は、2016年度が15人であり、2017年度が21人である。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。

#### キ ローヤリング・クリニック

2016年度カリキュラムにおいてローヤリング・クリニック（2・3年次春秋学期・2単位・選択科目）を新設し、八王子市の協力を得て無料法律相談を行うこととし、実際の法律相談に学生を同席させ、実務の一端を体

<sup>82</sup> 資料 A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

験することを可能とした。履修人数は、2017年度春学期が10人であり、全員が単位を修得した。

#### ク 海外エクスターンシップ

2016年度カリキュラムにおいて海外エクスターンシップ（2・3年次秋学期集中講義・1単位・選択科目）を新設し、韓国・済州島において研修を実施し、海外の法曹との交流や業務の実態を体験することを可能とした。履修人数は、2016年度、2017年度とも4人である<sup>83</sup>。単位修得人数は、2016年度では全員が取得している。

(3) 特に力を入れている取り組み

(4) その他

## 2 点検・評価

エクスターンシップは、企業法務の研修先が増えたため、選択の幅が広がり一定の履修者を維持していることから、臨床科目として適切に開設され実施されているといえる。また、シミュレーション科目として、民事模擬裁判及び刑事模擬裁判があるほか、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎及び法文書作成もその一助をなしている。さらにローヤリング・クリニック、海外エクスターンシップの新設により、臨床教育の充実が図られている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

特になし

---

<sup>83</sup> 資料 A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

## 6-4 国際性の涵養

### 1 現状

#### (1) 国際性の涵養

ア 国際性の涵養については、「平和に貢献する国際性を備えた法曹」とのディプロマ・ポリシーを体現し、法曹として人類の平和に貢献するという使命感・責任感を涵養することを重視したいと考えている。具体的には、展開・先端科目の中に「国際社会と法」というプログラムを置き、アジア世界と法、国際法、国際社会における平和と人権、国際私法、中国法、アメリカ法等を開設している。

イ 外国法に堪能な専任教員が多く、研究者教員には、韓国法、中国法、アメリカ法、ドイツ法の専門家がおり、前述したアジア世界と法、中国法、アメリカ法、特殊テーマ講座（ドイツ民法）を担当している。また、実務家教員には、アメリカの法曹資格を有し、実際に渉外事務所への勤務経験をもつ弁護士、さらにはカンボジアへの司法支援の経験のある弁護士も在籍し、国際社会における平和と人権などを担当している。

ウ 本法科大学院は、韓国の済州大学法科大学院（済州大学校法学専門大学院）と2004年度から交流があり、相互の交流協定を2014年11月に結んでいる。このため、本法科大学院は、2015年度より特殊テーマ講座（韓国における法の理論と実際）を開設し、済州大学法科大学院を拠点として韓国・済州島における研修を実施してきた。さらに、2016年度のカリキュラム改正に合わせて、これを発展させ海外エクスターンシップ科目とした（2年次科目のため2017年度から実施）。研修参加人数は、毎年教員1名、法科大学院生4名、修了生の弁護士が1名の6名程度となっている。

一方、済州大学法科大学院として、2017年に金富燦法科大学院教授が来学し、3月の教員研修懇談会で講演を行った。さらに、2017年6月には、済州大学法科大学院から教員、学生、弁護士の20名が本学を訪れ、本法科大学院で1週間の研修を行った<sup>84</sup>。

エ 2015年7月には、アメリカの弁護士5名（他同行者2名、合計7名）が来学し交流を行った。本法科大学院の授業見学、法科大学院学生も参加してのシンポジウム・懇親会を開催し、意見交換等を行った。

オ その他、エクスターンシップの受入先として、渉外事務所を確保している。また、創価大学自体が、世界44カ国地域、101の大学と国際交流を結び、交換留学、語学留学、語学研修制度など多彩な国際交流システムを整備し、国際性の涵養に積極的に取り組んでいる。法科大学院生も出席する様々な大学主催の行事において諸外国の首脳・要人や世界の学術機関の関係者が参列するなど、国際性の涵養に努めている。

<sup>84</sup> 資料 A44「済州大学法科大学院関係資料」参照。

(2) 特に力を入れている取り組み

(3) その他

2 点検・評価

国際性の涵養についても、本学の規模の法科大学院としては十分な取り組みがなされていると考えている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

#### 1 現状

- (1) 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年間分の開設科目ごとの履修登録者数は、資料A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりである。また、公法系、民事系、刑事系の各演習科目は、いずれも複数クラスで授業を実施しており、クラス数ごとの履修登録者数も、資料A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりである。法律基本科目はもとより、すべての開設科目は、いずれも履修登録者数は50人以内となっている。現在本法科大学院では、研究生等は在籍していないため、履修登録者は、すべて授業を受講する学生である。そのため受講人数にカウントされない学生はいない。

- (2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目のうち、公法系・民事系・刑事系の演習科目では、少人数教育を実施するため、これまで2～3の複数クラス編成を行ってきた。しかし、入学者数の大幅な減少により10人未満のクラスが生じたために、2016年度以降は、10人未満にならないようにクラス編成方針を変更した。そのため、これらの科目の2016年度以降の1クラスあたりの履修者数は、10人前半となっている。ただし、休学者により9人となってしまったクラス（2016年度・民法演習V）もある<sup>85</sup>。

- (3) 特に力を入れている取り組み

- (4) その他

#### 2 点検・評価

- (1) 法律基本科目のクラス人数<sup>86</sup>

法律基本科目におけるクラス人数は、基準の50人を超える状況にはなっていない。過去3年間では、最大のクラス人数は27人であり、クラス平均人数は13.81人である。また、クラス編成方針を見直した結果、10人未満のクラスも殆どなくなった。

- (2) 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のクラス人数<sup>87</sup>

<sup>85</sup> 資料A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

<sup>86</sup> 資料A19「科目別履修登録者数一覧」参照。

<sup>87</sup> 資料A19「科目別履修登録者数一覧」参照。



これらの科目群でも、基準の 50 人を超えるクラス人数にはなっていない。過去 3 年間では、最大のクラス人数は 28 人であり、クラス平均人数は 11.69 人である。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

## 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

### 1 現状

#### (1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	35人	23人	65.7%
2014年度	30人	25人	83.3%
2015年度	30人	22人	73.3%
2016年度	28人	27人	96.4%
2017年度	28人	18人	64.3%
平均	30.2人	23.0人	76.2%

#### (2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

本法科大学院における過去5年の平均入学者数は、入学定員を上回っていない。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、優秀な女性法曹の輩出に取り組んできたため、女子学生の入学者の確保に力を入れてきた。法科大学院開設以来の入学者総数における女子学生の割合は3割(30.5%)を占め、5割を上回った年度もある<sup>88</sup>。

#### (4) その他

### 2 点検・評価

過去5年の入学定員に対する平均充足率は約76%であり、概ね適切な入学者数であると考えられる。全国の法科大学院をみても、平均入学定員充足率が70%を超えている法科大学院は全体の3分の1以下である。

### 3 自己評価 合

### 4 改善計画 特になし

<sup>88</sup> 資料 A45 「女子入学者数」 参照。

### 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

#### 1 現状

##### (1) 収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	28人	9人	35.7%
2年次	28人	29人	103.6%
3年次	30人	28人	93.3%
合計	86人	66人	76.7%

※法学既修者は、2年次からの入学となるので、2年次の在籍者数は収容定員を上回る。  
逆に1年次は、法学未修者のみとなるので在籍者数が収容定員を大幅に下回る。

###### 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	105人	83人	79.1%
2014年度	100人	75人	75.0%
2015年度	95人	63人	66.3%
2016年度	88人	71人	80.7%
2017年度	86人	66人	76.7%
平均	94.8人	71.6人	75.5%

##### (2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

本法科大学院では、収容定員充足率が100%を超えておらず、むしろ収容定員を若干名割る状況となっており、格別の努力は必要ないと考えている。

##### (3) 特に力を入れている取り組み

##### (4) その他

#### 2 点検・評価

在籍者数は、収容定員を上回っておらず、また、収容定員充足率も75.5%であり、ほぼ適切なバランスを保っていると考えている。

前頁で前述のとおり、入学定員充足率の5年平均は76.2%であり、収容定員充足率とほぼ等しく、過年度生を多く抱えているような状況にはない。

3 自己評定  
合

4 改善計画  
特になし

## 7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

### 1 現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設設備<sup>89</sup>

##### （ア）全体

本法科大学院は、授業や学習のための施設・設備を、キャンパス内の本部棟と、そこから徒歩1分程度の学修館（図書室と学生自習室）に集中させている。本部棟は、8階に法科大学院事務室を、9階～12階には専任教員の研究室、非常勤講師室、法科大学院共同研究室、教材作成室、授業方法の改善等を検討するための合議室を置いている。

##### （イ）教室・演習室

a 授業の行われる教室・演習室は、本部棟に集中している。講義については1階から3階までの各教室（M102、202、203、301）を使用し、実務法曹と情報ネットワークの授業ではM101教室（コンピュータ教室）を使用している。

b 演習は、8階にある法科大学院専用の演習室（M802）と、学部と共用ではあるが1階（M103、104）、2階（M201、204）、3階（M304、306）、及び9階（第1合議室、第2合議室）の演習室9室を主に使用している。

c 各教室には、マイク、黒板、ホワイトボード、プロジェクター、モニター等の備品が配置され、各教室とも無線LAN対応となっている。なお、M103教室は、モニター、書画カメラ等の各種設備を備えた法廷教室になっており、模擬裁判などの授業で使用されている。

##### （ウ）自習室・図書室

a 本法科大学院には、本部棟から徒歩1分程度の距離に学修館がある。学修館の1階には図書室を、3・4階部分には自習室として計150席（各階75席）の専用机を用意している。自習室の机はすべて固定席であり、椅子、本棚、デスクライト、キャビネット（鍵付）、ロッカーを同数用意している。また、無線LANが設置され、在籍者全員に電子メールのアドレスが付与され、連絡等に利用されている。

なお、学修館から徒歩で7分程度の距離に中央図書館があり、約98万冊の蔵書と、200台のパソコンが設置されている。日曜日も含めて開館しており、利用時間は、午前8時半から午後9時（日曜日は午前10時から午後5時）までとなっている。

b 学修館1階の図書室、3・4階の各自習室の利用は、1年中24時間の利用が可能である。また、学修館内には、湯沸室、自動販売機、

<sup>89</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」66頁～68頁参照。

男女トイレ、身障者用トイレ、ラウンジ（3・4階に各一つ）があり、ラウンジには、仮眠が可能なラウンジチェア等が置かれている。

（エ）議論スペース

本法科大学院では、学生が自主ゼミ等で使用するための場所として本部棟 8 階の M802 教室、9 階の第 1 合議室、第 2 合議室（ただし、演習等で使用中は使えず、時間も午後 9 時までである）などを用意するとともに、学修館 1 階のホール部分に、パーティションで区切った一角にテーブルと椅子を設置した。また、事前に予約が必要であるが、本部棟の各演習教室等も使用できる。

（オ）コピー機・プリンター、パソコン等

法科大学院専用のコピー機（有料）としては、学修館 1 階の図書室内に 1 台、学生寮（桂冠寮）に 1 台を設置しているほか、本部棟 3 階、4 階などに他の学生と共用のコピー機を設置している。プリントアウトのためのプリンターは、学修館 1 階図書室に 1 台、3・4 階の自習室横のラウンジ部分に各 1 台設置（合計 3 台）している。このプリンターの消耗品の負担は、トナーは大学負担、用紙は学生の負担である。

パソコンについては、パソコン教室（M101、302）に設置されているパソコンが、授業時間以外は自由に利用できる（午後 9 時まで）。このほかに 24 時間利用できる学修館 1 階の図書室にも、11 台を設置しており、法律文献検索だけでなく文書等の作成等にも利用できる。

（カ）教育支援システムの利用

本法科大学院では、前述のとおりポータルサイトを使用しており、WEB によるシラバスの公開、教材アップロード・ダウンロード、レポートボックスによるレポートの提出、学生への科目担当者からの連絡などを積極的に利用している。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、本部棟の正面駐車場に優先利用できる駐車スペースがある。本部棟内の移動は、エレベーターが障がい者仕様となっているほか、4 階にはスロープも設置されている。また、各教室には車椅子利用者用の座席スペースがあるほか、障がい者用トイレも設置されており、移動・授業等の実施において不都合がない状況になっている。

（2）問題点及び改善状況

施設・設備に関して法科大学院開設当時、学生から要望のあった問題点は、無線 LAN の接続可能範囲の拡大及び法科大学院修了後の自習室・学生寮の継続使用であった。無線 LAN は、接続可能範囲を拡大して、現在では、本部棟全体、学修館（法科大学院図書館・自習室）、学生寮において設置され

ており、問題は解決した。

自習室は、150人分を用意しているが、収容定員が86人に減少したことにより余裕が生じたため、修了生の中から修了後も使用を希望する学生には、その使用を許可するようになっている。また、学生寮も継続使用を希望する修了生には、2年を限度としてその使用を許可している。

### (3) 特に力を入れている取り組み

学生からの法科大学院の施設・設備に関する要望を受ける仕組みを模索してきたが、学修館の1階に意見箱を設置して、日常的に学生からの意見・要望を聴取できるようにした。また、授業アンケートにおいても施設・設備面の意見・要望を聞くようにしている。

### (4) その他

学修館（自習室・図書室）の利用は、法科大学院生及び法科大学院の教員に限定されており、24時間利用可能である。学修館の入退館はセキュリティカード（法科大学院生は学生証）で行い、入退館情報は本学に常駐している警備会社にリアルタイムで提供されている。そのため部外者の侵入があった場合は即応できる体制となっている。また、警備会社の警備員が定期的に夜間も巡回しているため、夜間等においても学習環境における安全が確保されている。

## 2 点検・評価

本法科大学院では、教室、演習室、自習室、図書室、コピー機、パソコン、無線LAN、学習支援システム、プリンター等、学習に必要な施設・設備が、在籍学生数に相応して適切に確保・整備されていると思われる。

## 3 自己評価

A

## 4 改善計画

特になし

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

##### ア 書籍の整備・充実

（ア）法科大学院の専用図書館（法科大学院図書室）を設け、法律及び関連分野に関する書籍を充実させている<sup>90</sup>。2017年3月現在で法科大学院図書室の蔵書冊数は、図書25,392冊、雑誌74種を所蔵している。

また、キャンパス内には中央図書館もあり、こちらでも法律系の資料を多数所蔵している。なお、法科大学院図書室の年間資料予算は、約1,075万円（学生1人当たり約16万円）である。

（イ）法科大学院図書室は、公私刊判例集のほか、判例時報、判例タイムズなどの雑誌を揃えており、基本的な重要な書籍については複数を購入し、利用希望者が重なった場合にも利用可能としている。

（ウ）担当教員及び学生が希望する図書を直ちに購入できるシステムが確立している。

##### イ データベース・電子ジャーナルの整備・充実

法令情報、判例情報、電子ジャーナルについては、インターネットを通じて各種データベース、常時国内外の電子ジャーナルにアクセスできるよう、法科大学院生全員にID及びパスワードを付与している（全員の同時アクセスが可能であり、自宅からもアクセス可能）。法科大学院生が利用できる主な法律関係データベースは、以下のとおりである。

その他、インターネット上に公開されている総務省の「法令データ提供システム」や最高裁判所の「判例検索システム」等のサイトにも図書館ホームページでリンクを張っており、利用の便宜を図っている。

No.	名 称	提 供 会 社
1	LLI 統合型法律情報システム	株式会社エル・アイ・シー
2	TKC ローライブラリー	株式会社 TKC
3	West Law International	Thomson Legal & Regulatory
4	LEXIS-NEXIS	LexisNexis

##### ウ 図書・データベース利用環境の整備

（ア）法科大学院図書室は、法科大学院生及び法科大学院教員のみが利用可能であり、年間365日、24時間開館している。ただし、司書が対応している時間帯は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までである。

<sup>90</sup> 資料 A3「2017年度法科大学院要覧」62頁～63頁、法科大学院図書室ホームページ参照（<http://lib.soka.ac.jp/houka/>）。



(イ) 法科大学院図書室は、法科大学院の授業が行われる本部棟に隣接する建物にあり、しかも、同建物内には自習室があり、学生の利用を容易にしている。ここ数年の年間入館者は延べ人数で約 28,000 から 34,000 人であり、年間貸出冊数は約 2,600 冊から 3,200 冊となっている。

(ウ) 1 年次春学期科目の法情報調査で、これらの図書・データベースの使い方を指導し、その後の学修に生かせるようにしている。

(2) 問題点及び改善状況

(3) 特に力を入れている取り組み

法律関係データベースの充実に関心を注いでおり、これらデータベースはすべて学外からも利用可能で、学生にも評判が良い。

(4) その他

2 点検・評価

インターネット経由のデータベースアクセスについては、接続データベース及び接続環境のいずれについても充実していると思われる。法科大学院図書室の蔵書については、今後とも継続的に充実を図っていく予定である。法科大学院図書室の閲覧スペースについては、自習室と同一建物内にあるため不足は感じられない。

禁帯出図書の利用についても、コピー機が設置されているので特段の不都合はないものと思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

## 7-6 教育・学習支援体制

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

本法科大学院の事務を取り扱う体制は、法科大学院事務室が担っている。同事務室における事務職員は、現在6人<sup>91</sup>（専任職員3人、契約職員1人、パート職員1人、委託契約者1人）である。

専任職員3名の業務分担は、事務長（課長）が全体総括、主任が教務担当、課員が入試広報及び学生担当となっている。契約職員、パート職員及び委託契約者は、これらの業務を補佐している。

#### (2) 教育支援体制

授業準備等の教員の教育活動を補助するための人的支援体制は、上記専任職員2人と契約職員・パート職員が主にその担当にあたり、各学期の開始時や定期試験時など、支援に必要な事務が繁多になる場合は、短期の学生アルバイトを採用して、教材・資料のコピーや配布にあっている。ただし、TAは採用していない。

なお、本法科大学院では、学生が作成した起案の添削採点は、学生の到達度を的確に把握するために担当教員が自ら行っている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

#### (4) その他

### 2 点検・評価

事務職員等、教育及び学修を支援するための人的支援体制は整備されている。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

特になし

---

<sup>91</sup> 資料 A46 「法科大学院事務室職員名簿」 参照。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

### 1 現状

#### （1）経済的支援

##### ア 奨学金<sup>92</sup>

本法科大学院の奨学金の特徴は、貸与型よりも給付型を充実させていることである。

給付奨学金としては、2016年度に総額3,170万円を延べ95人の学生に支給している。その内訳は、創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金（年間100万円：受給者数16人）、創価大学法科大学院給付奨学金（半年30万円：受給者数28人）、創価大学創友会法科大学院スカラシップ（半年15万円：受給者数51人）である。

なお、創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金は、2017年度入学者より、新たに法科大学院未設置地域出身者向け特別入試及び早期卒業生向け既修者特別入試の成績優秀者各1名への奨学金給付を加えて、名称をⅠ種とすることとした。さらに2017年度入学者より新たな給付奨学金制度として創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金Ⅱ種（年間50万円：3人）を新設した。

貸与奨学金としては、創価大学法科大学院貸与奨学金（月額5万円から10万円まで1万円刻みで貸与）があり、2016年度の実績として、合計7人・貸与額444万円の利用がある。また、日本学生支援機構の貸与奨学金である第1種奨学金・第2種奨学金については、2016年度の実績として、それぞれ49人・30人の利用がある。

これらの貸与奨学金は、上記の給付奨学金との併用が可能であるが、年間300万円の受給金額の上限がある。

##### イ 学生寮<sup>93</sup>

本法科大学院では、法科大学院生専用の学生寮を比較的低廉な寮費（月28,000円から40,000円程度）で提供している。大学の敷地内に桂冠寮（定員53人）、大学の敷地外（大学の周辺）に正義寮（定員20人）、創英寮（定員23人）を用意している。現在、希望する在籍者全員が、学生寮を使用しているとともに、使用の継続を希望する修了生も2年以内に限り使用を認めている。2017年4月の時点で、58人が入寮し、58室が使用されている。

各学生寮には、無線LANが設置されており、寮からポータルサイトを通じて、レポート課題や自宅起案の提出をすることができる。

<sup>92</sup> 資料A2「法科大学院パンフレット2018」22頁、資料A3「2017年度法科大学院要覧」59頁～60頁参照。

<sup>93</sup> 創価大学法科大学院学生寮管理運営規程（資料A3「2017年度法科大学院要覧」30頁～31頁）参照。

## (2) 障がい者支援

障がい者支援については、施設面での配慮（98 頁参照）のほかは、本法科大学院として障がい者学生の受け入れ例がないため、特別な経済的支援や教育面での配慮は行っていない。ただし、障がい者学生の受け入れを行う場合は、学部によってノートテーカーの配置や障がい者用パソコン・拡大鏡等の貸し出し等を行う用意はある。

## (3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

法科大学院独自のトラブル相談窓口は設けていないが、学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程<sup>94</sup>に基づき、大学全体のキャンパス・ハラスメントの相談窓口（相談員）がある。相談員には、法科大学院兼担教員の女性教員（法学部教授）及び隣接の法学部事務室の女性事務職員 1 人（専任職員）が就いている。こうした体制は、「キャンパスハラスメント防止ガイドライン」のパンフレット<sup>95</sup>をガイダンスなどの機会に学生、教職員に配布するなどして周知徹底している。

## (4) カウンセリング体制

学修支援委員会のもと、アカデミック・アドバイザーがおかれ、各学期において最低 1 回アカデミック・アドバイザーによる面談を実施している。その際、学習や進路についての相談のみならず、学生生活全般の悩みを聞くようにしている。精神的なカウンセリングの必要が感じられた場合には、創価大学学生相談室での精神衛生面でのカウンセリングを受けることを勧め、ハラスメントの恐れを認めたときには、法科大学院の学生委員会が中心になって事実調査とトラブルの未然防止と解決に努める体制となっている。

また、1 人の女性専任職員が、学生担当として、寮・奨学金を含む、学生生活全般について学生の相談窓口となり、必要に応じて、研究科長、研究科長補佐、学生委員会、学修支援委員会と連携し、学内の相談窓口はもとより、学外の病院やカウンセリングの窓口を紹介するなどしてきめ細かく対応している。さらに、年間 2 回、大学の学生相談室の相談員（精神科医）に、メンタルヘルスガイダンス<sup>96</sup>を学期の開始時の種々の学生ガイダンスを行う一環として実施してきた。

## (5) 問題点及び改善状況

<sup>94</sup> 資料 A5「大学・法科大学院学則及び規則」55 頁収録。

<sup>95</sup> 資料 A47「キャンパスハラスメント防止ガイドライン 2017 年版」

<sup>96</sup> 資料 A48「メンタルヘルスガイダンス資料」参照

(6) 特に力を入れている取り組み

(7) その他

2 点検・評価

奨学金という経済的支援体制と、学生寮等、学生生活の支援体制は充実している。

3 自己評価

A

4 改善計画

障がい者支援については、今後障がい者の入学が考えられるので、教育面での支援体制を早急に確立させていく所存である。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

##### ア 教員によるアドバイス体制

入学した学生全員に、アカデミック・アドバイザー<sup>97</sup>を各2人つけ、入学した年の4月に食事会、5月連休明けころに個別面談を行っている。秋学期にも授業開始後1か月ほど過ぎた時期に、再度アカデミック・アドバイザーの個別面談を実施している。また、2年次・3年次は、従来は希望者がアカデミック・アドバイザーの面談を受けられるように学生に通知し、適宜面談を実施していたが、2016年度入学者以降は、2年次・3年次においても、春学期・秋学期に各1回の定期的な個別面談を実施している。

また、単位を修得できなかった等の学修上の問題を抱えた学生に対して、研究科長及び研究科長補佐が個別面談を実施して激励とともに必要に応じて学修方法や生活態度の改善も含め、きめ細かくアドバイスをしている。そのほか、学修支援委員長と2年次・3年次の演習（総合科目）担当教員が、必要に応じて、学生の相談を随時受け、学習方法についてのアドバイスをしている。

さらに、定期試験の結果発表ののち、「質問票」を提出することで、成績に異議のない場合でも、定期試験に関する質問や今後の学修方法等について担当教員と直接面談してアドバイスを受けられる体制もできている。

##### イ チューターによるアドバイス体制<sup>98</sup>

本法科大学院の修了生を中心とした若手弁護士をチューターに選任し、チューターによる土曜日などの補習（「土曜補習」と呼んでいる）<sup>99</sup>を実施している。2017年6月現在のチューター登録者数は20人<sup>100</sup>である。土曜補習では、1年次から3年次の授業の復習のサポート、論述力の養成を目指した演習などを行っているが、頻繁に個人面談も行っている。1学年を数人のチューターで担当し、担当者が修了まで持ち上がり式にサポートする体制になっており、信頼関係を構築したうえで、学習方法のみならず、進路の相談や生活上の悩みの相談にも応じる体制になっている。

チューターのほとんどは、本法科大学院の修了生であり、本学の授業や寮など生活環境を熟知しており、その中で困難を乗り越えて司法試験に合格した者である。学生は、年齢も近い先輩であるチューターに気軽に相談することによって問題を解決できる場合が多く、チューターによる学

97 資料 A49「アカデミック・アドバイザー資料」参照。

98 法科大学院ホームページ（<http://www.soka.ac.jp/grad-law/curriculum/support/>）参照。

99 資料 A50「2016年度土曜補習日程表」参照。

100 資料 A51「2017年度大学院チューター名簿」参照。

習支援及び相談の体制は、本法科大学院の伝統になりつつあり、修了生が自発的に熱心に取り組んでいる。研究科長、研究科長補佐及び学修支援委員は、チューターとの協議会を開催しており、その場でチューターが受けた相談やそれに対するアドバイスなどについての検討を適宜行っている。

ウ 進路、将来に向けたアドバイス体制について

上記ア、イの機会に適宜実施しているほか、本学の長期休暇前後に実施するガイダンスの機会に、公務員就職への進路選択に向けたアドバイスの機会として「公務員ガイダンス<sup>101</sup>」を、法律事務所への就職に向けたアドバイスの機会として「就職ガイダンス<sup>102</sup>」を実施している。

「公務員ガイダンス」においては、本学出身の現職公務員（税関職員、入国管理局職員等）が講師となって就職までのプロセスや仕事の内容等を説明した上、受講者との個別面談を行ってきめ細やかなアドバイスを実施している。

## （2）学生への周知等

アカデミック・アドバイザーによる面談、チューターによる学習支援・アドバイス等については、毎学期の最初のガイダンスで告知するとともに、個別にメールでも通知し、事務室外に掲示して周知徹底されている。また、そのほかの個別面談は必要に応じて直接学生に連絡している。

本法科大学院は、収容定員が少ない少人数制であることから、学生と教員との間の距離が近く、学生は、比較的頻繁に教員と連絡をとり、必要に応じて個別の相談を行っている。相談体制は活発に利用されている。

## （3）問題点及び改善状況

## （4）特に力を入れている取り組み

毎年の入試結果発表後入学に至るまでの間、入学予定者（それまでの入学試験に合格した者）において、早い時期より必要な情報を入手し入学前の期間を用いて効果的な助走的学修に取り組むことを可能にし、かつ、入学後の教員・チューターによる指導・アドバイスを効果的なものとするため、入学予定者を対象とする「入学予定者事前研修<sup>103</sup>」を実施している。

毎年10月中旬（2日間）、12月中旬（1日）、3月上旬（2日間）の合計5日間実施し、未修合格者コース、既修合格者コースを分け、各コースの特性に応じて、本学の教育体制・教育環境、法科大学院における学修内容、生活状況、司法試験までのプロセス等に関するガイダンス、主要な法律基本科目の成り立ちや基本事項等の提示、演習やワークショップによる基本事項の

<sup>101</sup> 資料 A52「公務員ガイダンス資料」参照

<sup>102</sup> 資料 A53「就職ガイダンス資料」参照

<sup>103</sup> 資料 A54「入学予定者事前研修」参照

確認、判例学修の基本の提示、受講者からの質疑応答、教員・チューター・本学出身の司法試験合格者との食事会、交流会等のプログラムを振り分けて実施し、毎年多くの入学予定者の参加をみている。また、全プログラムに関するアンケート調査を実施し、その効果を確認した上、次年度の実施内容の改善に向け検討している。

(5) その他

2 点検・評価

少人数教育の利点を生かして、教員によるアドバイザー制度は完備されている。これに加えてチューターによるアドバイスの体制もあり、有効に機能している。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし



## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院における成績評価については、大学院学則第26条<sup>104</sup>において、評価の区分、考慮要素及び不服申立てに関する一般的事項を規定している。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であるから、その使命に鑑み、考慮要素のウエイト付けなど、成績評価の基本方針については、創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程<sup>105</sup>（以下「成績・進級規程」という。）で定めている。

各科目において本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を展開した授業による到達度を評価する仕組みとしては、成績・進級規程第11条に基づき、平常点と定期試験を合わせて5割を最低限の合格ラインとし、基準に満たない学生はその修得のため再履修するものとしている。

###### イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素は、成績・進級規程第11条に基づき、平常点（授業態度や発言、各種起案・レポートの課題や小テストの結果など）と定期試験結果の双方であり、これを一定の割合で総合評価して成績評価を行っている。平常点の定期試験結果の評価に占める割合は、平常点10%～40%、定期試験結果60%～90%であり、講義科目・演習科目の区別はしない。ただし、研究科委員会が認めた科目については、定期試験を行わず、平常のレポート等に基づいて成績評価を行っており、今年度の定期試験を行わない科目は、添付資料<sup>106</sup>のとおりである。

###### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分は、大学院学則第26条に基づき、S・A・B・C・D（以上が合格）、E（不合格）である。この成績評価のG P（Grade Point）及び分布は、成績・進級規程第12条第3項で定めているとおりである。評価のうち、不合格（E）は絶対評価であり、これ以外の評価は相対評価による。ただし、「履修者数が10名未満の科目」については、この相対評価の割合規定の適用を除外することとするが、成績評価の厳格性の確保に鑑み、できる限り多段階の評価を行うものとし、かつ成績評価の根拠となる詳細な資料を整備しなければならない。また、この区分によることが不相当であると研究科委員会が認めた科目については、

<sup>104</sup> 資料 A3 「2017 年度法科大学院要覧」 9 頁。

<sup>105</sup> 資料 A3 「2017 年度法科大学院要覧」 23 頁～26 頁。

<sup>106</sup> 資料 A55 「2017 年度定期試験不実施科目一覧」

P（合格）とF（不合格）の二段階評価とする<sup>107</sup>（シラバスで明示される）。平常点と定期試験結果の合計点が、100点満点に換算したうえで50点未満となる場合、または定期試験結果が当該定期試験の満点の半分未満となる場合は、不合格の判定を行う。定期試験に代えて起案課題・レポート課題等による場合も同様とする<sup>108</sup>。また、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、評価不能・不合格（N）としている<sup>109</sup>。

#### エ 再試験における成績評価基準

再試験制度は、2013年度法学未修者入学者から廃止した。そのため、この制度の適用者（2012年度以前入学者）は、現在1名だけである。

#### オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各科目における成績評価の考慮要素のウエイト付けは、上記成績・進級規程の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されており、シラバスに記載されている。

### （2）成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準の学生に対する開示は、「法科大学院要覧」に大学院学則及び成績・進級規程を掲載するとともに「学業の手引き<sup>110</sup>」で説明している。さらに、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、各年度開始時、シラバスに各科目の到達目標を掲げることにより、教員側の考え方を示している。各科目における成績評価の考慮要素のウエイト付けや具体的な成績評価基準の決定は、成績・進級規程の範囲内で各科目の担当教員の裁量に任されているので、各担当教員は、シラバスまたは開講時の説明によって、その内容を学生に開示している。定期試験及び再試験などの問題には、設問ごとの配点または配点割合を明示している。

### （3）成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

(ア) 複数教員が担当する多くの演習科目では、教材、レポート課題、起案、小テスト、定期試験に至るまで、全て共通のもので実施しており、定期試験も担当教員全員により採点され、最終の成績評価も、担当教員全員の合議に基づいて行われる。

(イ) 担当教員が1人の科目については、レポート、小テスト、定期試験問題の作成・採点、成績評価は原則として当該担当教員に委ねられているが、上記成績・進級規程に基づいて具体的な成績評価基準を定めて、客

<sup>107</sup> 成績・進級規程第12条第4項（資料A3「2017年度法科大学院要覧」24頁）参照。

<sup>108</sup> 成績・進級規程第11条第7項（資料A3「2017年度法科大学院要覧」24頁）参照。

<sup>109</sup> 成績・進級規程第11条第2項（資料A3「2017年度法科大学院要覧」24頁）参照。

<sup>110</sup> 資料A3「2017年度法科大学院要覧」47頁～48頁参照。

観的・公平に成績評価をしている。

- (ウ) 定期試験終了後に答案を学生に返却することはもとより、終了後に出題趣旨や解答のポイントを説明する文書などを配布あるいはポータルサイトへアップするなどの方法をとって、できる限り採点者の裁量の幅を少なくするなどの工夫をしている。これは定期試験の出題意図、採点についての自己点検に加えて、成績評価についての学生の異議申立ての資料ともなっている。また、成績分布は成績・進級規程の厳格な適用により、教員や科目による差異なきようにしている。
- (エ) P F 評価科目の設置については、必ず研究科委員会の承認を経ている。採用しているのは実務系の科目であり、徒に2段階評価を採用することのないようにしている。2017年度におけるP F 評価科目は、法律実務基礎科目群の「実務法学入門」、「法文書作成」、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「法情報調査」、「海外エクスターンシップ」、「エクスターンシップA」、「エクスターンシップB」、「ローヤリング・クリニック」の9科目である。
- (オ) 定期試験の試験問題、採点表、成績表、成績分布については、法科大学院事務室に提出することになっており、研究科長等が成績・進級規程に逸脱していないか等点検を行っている。

#### イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験問題、採点済み答案、採点表、成績分布表等は各教員より法科大学院事務室に提出され、管理されている。

定期試験後の教育効果検討会において、各科目の定期試験の採点分布、成績分布等につき報告し、定期試験の出題レベル及び合格答案のレベルが設定された到達段階に相応しいものであることを検証している。

#### ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

成績評価は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた本法科大学院独自の到達目標、そのシラバス等における明示、授業内容としての展開のもとで実施している。定期試験後に教育効果検討会を行い、定期試験の採点分布、成績分布等を示しながら教員相互間で到達目標の修得とその評価について検証している。1年次から2年次、2年次から3年次に進級制が設けられ、修得の不十分な学生が毎年数人留年している。本法科大学院は、これらの過程を通じて、学生の到達目標の修得状況を検証、担保している。

#### エ 再試験等の実施

2016年度以降再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

## 2 点検・評価

研究科委員会が定めた成績評価の基本方針は、成績・進級規程として成文化され公表されており、①出席を平常点の評価の根拠としない、②再試験制度、前提科目制度<sup>111</sup>を廃止、③採点済の定期試験答案写しを学生に返却する、④成績分布は、同規程に基づく厳格な適用を求め、シラバスにも記載する等々の改善を行った。また、成績評価の考慮要素のウエイト付け、評価区分及びその分布、絶対評価と相対評価のあり方、再試験・追試験の実施等の成績評価に関する重要事項は全て学生に事前開示されている。

複数教員が担当する科目については、担当教員全員の採点、合議に基づく厳格な成績評価が行われており、公平性・客観性が担保されている。単独教員による担当科目についても、上記のとおり事前・事後に採点基準や解答のポイント等を示しており、117頁以下に述べる成績評価についての異議申立制度の完備と相まって公平性・客観性が担保されている。

以上のとおり、本法科大学院では、厳格な成績評価基準適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されている。

## 3 自己評定

A

## 4 改善計画

共通到達度確認試験導入に向けて、本法科大学院は過去3回の試行試験に参加してきた。これを踏まえての厳格な成績評価の実施を担保する組織的体制の構築や具体的な取り組みを、今年度から検討を開始し、1年程度で結論を得たいと考えている。

---

<sup>111</sup> 2年次以降の法律基本科目を履修するためには、一定の科目を修得していないと履修できないとする制度であるが、2013年度入学者から廃止した。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

##### ア 修了要件

修了要件は、大学院学則<sup>112</sup>第32条第1項に基づき、同学則第18条第1項第4号に定めるとおり修了に必要な所定単位数（104単位以上、法学既修者は68単位以上）を修得すること、及び同学則別表（11）及び成績・進級規程第15条に定める単位（科目群ごとの必修または選択単位数）を修得することの単位積み上げ方式を採っている（61頁～64頁参照）。

ただし、GPAは修了要件に含まれていない。

##### イ 進級制

2010年度以降入学の法学未修者、2014年度以降入学の法学既修者については、進級制が適用される。大学院学則第27条及び成績・進級規程第14条により、各年次配当の法律基本科目の全単位を修得し、かつその成績が、GPA1.8以上（2015年度以前は1.6以上）でなければ、進級することができない。進級できない場合は、すでに修得した科目をも含めて、年次配当の法律基本科目をすべて再度履修することが必要になる。ただし、SまたはAの認定を受け、かつ本人が履修の免除を申し出た科目については、再度の履修が免除される。また、留年は1回限りであって、再度の履修で進級できないときは、大学院学則第40条の2に基づき強制退学となる。

#### ◇進級制度が確立した2013年度以降の進級率

年度	1年次から2年次への進級			2年次から3年次への進級			合計		
	対象者	進級者	進級率	対象者	進級者	進級率	対象者	進級者	進級率
2013年度	15	11	73.3%	—	—	—	15	11	73.3%
2014年度	17	15	88.2%	18	18	100%	35	33	94.3%
2015年度	14	14	100%	23	21	91.3%	37	35	94.6%
2016年度	20	17	85.0%	23	21	91.3%	43	38	88.4%

※1) 対象者には休学により進級できない者は含まない。

※2) 2年次から3年次の進級制限は、2013年度法学未修者入学者から適用。

##### ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた認定基準

本法科大学院の学生に対して「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」<sup>113</sup>を公表しているとともに、各科目の到達目標を設定している。本法科大学院の修了認定は、単位積み上げ方式であり、各科目はその到達目標を踏まえたものとなっている。

<sup>112</sup> 大学院学則は、資料 A3「2017年度法科大学院要覧」3頁～22頁収録。

<sup>113</sup> 資料 A31「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」参照。

## (2) 修了認定の体制・手続

- ア 修了認定は、大学院学則第 32 条第 1 項及び第 50 条第 4 項に基づき、研究科委員会が意見を述べ、学長が決定する。
- イ 修了認定の手続は、修了予定者の「卒業判定表」が研究科委員会に提出され、(1) の修了認定基準に基づき修了判定が行われる。「卒業判定表」には、法律基本科目等の科目群ごとの修得科目数、修得単位数が記載されており、必修科目の修得状況の明示もされている。そのため、修了認定基準に適合しているかどうかは瞬時に判断が可能である。
- ウ 修了発表は、学長の決定後、掲示を通して学生に周知徹底をしている。
- エ 修了判定に不服な学生は、117 頁～118 頁のとおり異議申立てをすることができる。

## (3) 修了認定基準の開示

年度初めに学生に配布される「法科大学院要覧」で大学院学則及び成績・進級規程を掲載するとともに「学業の手引き」で詳しく説明している<sup>114</sup>。また、年度初めの履修ガイダンスにおいて徹底周知を図っている。

## (4) 修了認定の適切な実施

- ア 修了認定の実施状況（修得単位は、2013 年度カリキュラムでのもの。62 頁の学生の履修状況の表参照。）
- (ア) 2016 年度の認定対象者数は 24 人で、修了認定者数は 21 人であった。修了認定者のうち、法学未修者の修得単位の最多は 105 単位、最小は 102 単位で、平均は 103.50 単位である。法学既修者の修得単位の最多は 71 単位、最小は 69 単位で、平均は 69.67 単位であった。
- (イ) 修了認定されなかった理由は、修了に必要な単位数、法学未修者の場合は展開・選択科目群 14 単位、法学既修者の場合は法律基本科目群民事系 20 単位の修得ができなかったことである。
- (ウ) 5 年間の修了認定の実施状況は、以下のとおりである。

年度	修了予定者数	修了許可者数
2012 年度	39 (前 4、後 35)	32 (前 4、後 28)
2013 年度	37 (前 3、後 34)	30 (前 3、後 27)
2014 年度	31 (前 2、後 29)	30 (前 2、後 28)
2015 年度	22 (前 0、後 22)	17 (前 0、後 17)
2016 年度	24 (春 1、秋 23)	21 (春 1、秋 20)

※休学により在学期間不足の者は、修了予定者数から除く。

<sup>114</sup> 資料 A3 「2017 年度法科大学院要覧」 23 頁～53 頁。

(エ) 以下は、法科大学院開設以来の修了状況（累計）である。

入学年度	入学者数	修了者数	標準年限 修了者数	修了率	標準年限 修了率	退学者数	在籍者数
2004年度	60	54	46	90.00%	76.67%	6	0
2005年度	50	47	37	94.00%	74.00%	3	0
2006年度	51	47	46	92.16%	90.20%	4	0
2007年度	53	49	39	92.45%	73.58%	4	0
2008年度	50	40	34	80.00%	68.00%	10	0
2009年度	41	35	28	85.37%	68.29%	6	0
2010年度	32	28	22	87.50%	68.75%	4	0
2011年度	35	31	27	88.57%	77.14%	4	0
2012年度	28	24	21	85.71%	75.00%	3	1
2013年度	23	18	16	78.26%	69.57%	3	2
2014年度	25	17	16	68.00%	64.00%	3	5
2015年度	10	8	8	80.00%	80.00%	1	1
合計	458	398	340	86.90%	74.24%	51	9

※2015年度は、法学既修者のみ。

(オ) 後述の117頁～119頁で述べるように、本法科大学院では、修了認定に対する学生からの異議申立手続が整備され、厳正に実行されている。因みに、これまで修了認定に対する不服申立てはない。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

3年次において、法律基本科目では事例演習科目が設置されており、法的知識、事実調査・認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力を駆使し、問題解決に至る学力を錬成し、法科大学院修了者として、最低限修得すべき内容を踏まえた各科目の到達目標への到達を支援している。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

## 2 点検・評価

必要単位数、履修必要科目、進級制など、いずれも法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて設定されており、修了認定の体制・手続が整備されていて、厳格かつ客観的に実施されている。本法科大学院開設以来の累積修了率は86.90%、標準修業年限修了率は74.24%となっており、全国の法科大

学院平均である累積修了率 85.11%、標準修業年限修了率 74.64%とそれほど大差はない。また、進級率では、進級要件としての GPA を 1.6 から 1.8 に引き上げたが、格段進級率が下がった訳ではない。

### 3 自己評定

A

### 4 改善計画

共通到達度確認試験導入後の修了基準及び進級基準等の制度改革に向けて、今年度から検討を開始する。



## 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

### 1 現状

#### (1) 成績評価における異議申立手続

##### ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 26 条第 6 項<sup>115</sup>に基づき、創価大学法科大学院における成績評価、進級判定及び修了判定に対する異議申立てに関する規程<sup>116</sup>（以下「異議申立て規程」という。）において、成績評価に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

##### (ア) 成績評価に関する質問

111 頁で述べたように、試験終了後、試験答案を返却し、出題趣旨や解答のポイント等を説明する文書などを配布あるいはポータルサイトへアップするなどし、成績評価についての学生の異議申立ての資料としている。

学生は、担当教員に対し、履修した科目の成績評価について質問をすることができる。学生は、成績評価に対する質問票を事務室に提出し、教員は、書面、面談等により回答する。

##### (イ) 異議申立て

履修した科目の成績評価について異議のある学生は、成績発表の日から研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある成績評価に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、当該科目の担当教員が 2 名以上のときは担当教員の協議により、当該科目の担当教員が 1 名のときは、当該担当科目の担当教員と研究科長の指名する教員 1 名の協議により、再度の成績評価を行い、その結果を異議申立てをした者に通知する。

##### イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続については、法科大学院要覧に記載する他、各学期の成績発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

#### (2) 修了認定における異議申立手続

##### ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 32 条第 3 項<sup>117</sup>に基づき、異議申立て規程において、修了判定に対する異議申立制度等を以下のとおり定めて

<sup>115</sup> 資料 A3「平成 29 年度法科大学院要覧」9 頁参照。

<sup>116</sup> 資料 A3「平成 29 年度法科大学院要覧」27 頁～29 頁参照。

<sup>117</sup> 資料 A3「平成 29 年度法科大学院要覧」11 頁参照。

いる。

(ア) 修了判定について異議のある学生は、修了判定結果の発表の日から法務研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある修了判定に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。修了判定についての異議申立ては、個別の科目の成績評価を理由としてすることはできない。

(イ) 異議申立てがあった場合、法務研究科委員会は再度の修了判定を行い、その結果を当該異議申立者に通知するものとする。

イ 異議申立手続の学生への周知

法科大学院要覧に記載する他、修了判定結果の発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

(3) 特に力を入れている取り組み

進級に関しても、異議申立手続を定めている。

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 27 条第 4 項<sup>118</sup>に基づき、異議申立て規程において、進級判定に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

(ア) 進級判定について異議のある学生は、進級判定結果の発表の日から法務研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある進級判定に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。進級判定についての異議申立ては、個別の科目の成績評価を理由としてすることはできない。

(イ) 異議申立てがあった場合、法務研究科委員会は再度の進級判定を行い、その結果を当該異議申立者に通知するものとする。

イ 異議申立手続の学生への周知

法科大学院要覧に記載する他、進級判定結果の発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

◇異議申立て件数

年度	成績異議 申立者数	結果	進級異議 申立者数	結果	修了異議 申立者数	結果
2014 年度	7 (前 1、後 6)	訂正 2 (前 0、後 2)	0	0	0	0
2015 年度	13 (前 6、後 7)	訂正 2 (前 1、後 1)	0	0	0	0
2016 年度	12 (春 8、秋 4)	訂正 2 (春 2、秋 0)	0	0	0	0
2017 年度						

<sup>118</sup> 資料 A3 「2017 年度法科大学院要覧」 9 頁参照。

#### (4) その他

##### 2 点検・評価

前回の認証評価において、成績評価に関する質問・面談の申出制度は、手続がやや煩雑であり、より簡便な手続とする余地があること、また、異議申立制度が極めて厳格な手続を定めた結果、学生側にも教員側にも負担がかかるとともに、かなりの時間を要することから改善が必要であると指摘された。

そのため、2013年度に、学生側と教員側の両者の負担軽減と時間短縮を図りつつ、適正・公平な異議申立手続・修了認定に関する異議申立手続を制定するために、成績、修了及び進級に対する異議申立手続を一本化した「創価大学法科大学院における成績評価、進級判定及び修了判定に対する異議申立てに関する規程」を制定した。

現在は、成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続は、いずれも整備されており、適切に実施されている。

##### 3 自己評定

A

##### 4 改善計画

特になし

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉

#### 1 現状

##### (1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

###### (ア) 本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、3頁～5頁で前述した理念及び教育目標にあるように「人間力」（他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹）、「国際力」（平和に貢献する国際性を備えた法曹）、「法律力」（堅固な基盤の実力を備えた法曹）を備えた法曹である。

それは、法曹として必要とされる専門的知識と能力を修得することほもとより、刻々と変化する現実に応じて、修得した専門的知識と能力を活かしながら、問題を解決するために自在に智慧を発揮しゆく「創造的な法曹」であり、人権、民衆の幸福、社会正義、平和という普遍の価値を実現していく法曹のことである。

これら人間力、国際力、法律力を備えた法曹は、法曹としての使命と責任を自覚し、高い倫理感を有するという2つのマインドと、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の7つのスキルを備えた法曹のことであって、貴財団が提唱する「2つのマインド・7つのスキル」と、おおむね同じ内容と考えている。

この点については、2012年1月20日、研究科委員会において「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」<sup>119</sup>で確認したとおりである。

###### (イ) 本法科大学院による検討・検証等

上記のマインドとスキルについては、基本的な内容を、2011年から研究科委員会において検討を行い、2012年（平成24年）1月20日の研究科委員会で、「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」として設定したものである。

その後、マインド・スキルについては、教員研修懇談会等のFD活動を通じて、認識の共通化を図っている。また、その内容の適切性については、毎年の入試内容の検討やカリキュラムの検討を通じて、入試委員会や教務委員会において、その内容が適切であるかを検証してきている。

なお、人間力、国際力、法律力については、ホームページや入学者選抜の方針（アドミッションポリシー）などでも明確に示されており、受験生に対しても周知されている。

###### (ウ) 科目への展開

<sup>119</sup> 資料 A56 「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」 参照。

本法科大学院のカリキュラムは、マインドとスキルを備えた法曹（人間力、国際力、法律力を備えた法曹）を養成するために、以下のような科目への展開を行っている。

まず、1年次では、基本六法についての基本的知識の修得と体系的理解を修得することを目標とする。「法律基本科目群」のうち、公法系6単位、民事系21単位、刑事系9単位を必修科目として履修し、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基本六法についての基本的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的思考能力を養成し、より確かな法律力を養成する。また、法律実務家に不可欠な「法情報調査」と、導入教育としての「実務法学入門」の履修並びに法曹の使命と責任である社会正義の実現とは何かを学ぶために「法哲学」を履修する。

次に、2年次では、基本的知識・体系的理解の深化と実務に即した問題解決能力の修得を目標としている。1年次で身につけた基本六法の基本的知識・体系的理解を前提に、具体的な事例・判例を題材とする演習によって実務に即した問題解決能力を修得するとともに、基本的知識と体系的理解の更なる深化を図る。とくに各演習科目では、理論と実務の架橋を意識した学修を行う。また、2年次には、「法律実務基礎科目」に配置された「要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ」において、実務において不可欠となる要件事実・事実認定の基礎理論を集中的に学修する。加えて臨床科目として「エクスターンシップ」や、「ローヤリング・クリニック」などの履修によって、コミュニケーション能力の涵養等を図ることができる。

3年次では、実務的な問題解決能力の向上と幅広い法律実務の知識の修得と理解の深化を目指している。公民系、民事系、刑事系の各科目について、総合的な視点から問題点を分析し、検討することで、より実務的な問題解決能力を向上させ、司法試験合格後の司法修習との連携を視野に入れた民事訴訟並びに刑事訴訟及び公法の各実務を学修する。また、展開・先端科目の履修によって、国際力の養成を含む幅広い法律実務の知識と理解を深め、法曹としての幅広い知見を身につけさせる。

個々の授業科目にマインドとスキルをどのように展開するかはについて、様々な方法があると思われるが、本法科大学院では、各授業科目のシラバスに、マインドとスキルを踏まえた授業概要あるいは到達目標を明示することとしている。この取り組みは、研究科委員会においても確認され、専任教員についてはおおむね意識の共有化が図られ実施されている。

#### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」<sup>120</sup>

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院では、2011年3月11日研究科委員会の決定を経て本

<sup>120</sup> 資料 A31 「法科大学院の学生が最低限すべき内容」 参照。

法科大学院独自の到達目標を策定することの取り組みを開始し、各科目の具体的な到達目標を示した「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が、2011年4月以降、憲法、行政法、民法、民法財産法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の各科目について、順次策定され、法科大学院ホームページにおいて教員・学生が閲覧することが可能な状況となっている。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院では、2012年度以降5年間にわたる実施を踏まえて、2016年度4月、内容等を再度検証のうえで2016年度版をポータルサイトにアップするとともに、2017年度版では、スキルとの関係性を明示したものを作成し、「科目別・法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」(2017年度版)として法科大学院ホームページにアップした。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院における最低限修得すべき内容については、各科目の授業毎に、シラバスにおいて到達目標において示すと共に、予習教材等においても具体的な内容を示している。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の各科目における具体的な展開については、別添の資料「科目別・学生が最低限修得すべき内容」(2017年度版)のとおりである<sup>121</sup>。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

ア 入学選抜における取り組み

本法科大学院では、入学試験要項などにおいて、法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、本法科大学院の目指す法曹像について周知し、本法科大学院が考える法曹としての使命と責任とは何かについて明らかにしている。

各日程におけるいずれの選抜試験においても、学習に対する強い意欲と生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を有しているか(マインド部分)、優れた法曹となるための基本的資質としての基礎学力(読解力、理解力、分析力、理論的思考力、表現力)を備えているか(スキル部分)を、書類審査、小論文試験(法学未修者)、法律科目試験(法学既修者)、面接試験を通じて審査している。

イ カリキュラムにおける取り組み

(ア) マインドの養成

---

<sup>121</sup> 資料 A31「法科大学院の学生が最低限すべき内容」参照。

「法曹倫理」、「法哲学」を必修とするとともに、選択科目の「実務法学入門」では、主として人権活動の現場で実践活動をしている弁護士やNGO関係者等によるオムニバス形式の授業を行っている。いずれも法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。

#### (イ) スキルの養成

本法科大学院では、1年次から3年次にかけて基本的なものからより高度なものへと段階的または重疊的にスキルを養成するカリキュラムを編成している。

1年次は、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本六法について、主に基礎的法的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的分析・推論能力を養成するカリキュラムとなっている。さらに、「法情報調査」、「法文書作成」の授業によって、法令・判例の調査能力や文書を通じての法的議論・表現・説得能力の養成を目指している。

2年次では、1年次に身に付けた基本六法の基礎的法的知識や体系的理解を前提に、具体的な判例や事例を題材とする演習によって、実務に即した問題解決能力、事実調査・事実認定能力などの修得を目指している。特に「要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ」では、要件事実と事実認定の基礎を2年次で集中的に学ぶことで、これらのスキルを養成するカリキュラムになっている。

3年次では、法律基本科目及び法律実務基礎科目において、より高度な事例問題の検討を通じて、総合的な観点から問題点を分析検討し、より実務的な問題解決能力の養成を目指している。法律実務基礎科目では、実務における問題点などを批判的に検討する能力、実務では結論が出ていない問題点等について新たな解決を思索する創造的能力を養成することも目指しているとしている。また、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」や「ローヤリング・クリニック」でのロールプレイや法律相談では、コミュニケーション能力の養成を図っている。

#### ウ 授業における取り組み

##### (ア) マインドの養成

「法曹倫理」の授業では、弁護士及び検察官経験を有する実務家教員による双方向授業によって、法曹の倫理と責任を理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できる応用力を養成することを目指している。

「法哲学」では、現代正義論を中心とした授業を行い、正義や公平とは何かを、具体的事例を通じて学び、法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。「実務法学入門」では、民事裁判のビデオを見るなど法曹の仕事の内容を具体的にイメージしてもらうほか、人権活動の現場で実践活

動をしている弁護士やNGO関係者等の実務家に担当してもらい、生の現場での人権の重要性を体感し、人間性豊かな法曹の生き様を目の当たりにして、自分の将来の法曹としての生き方を考える契機となるよう目指している。

#### (イ) スキルの養成

本法科大学院では、小規模校であり少人数によるきめ細やか学修指導ができる利点を活かして、できる限り演習方式による授業を実施し、双方向授業を行っている。1年次では、講義中心の科目が多いものの、この数年は履修者数が少ないことから、実質的な双方向授業を実施しており、全体としては良好な教育効果を上げている。

また、1年次の「民法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」や、2年次以降の「憲法演習」、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」、「民法演習Ⅰ～Ⅳ」(2016年カリキュラム)、「商事法演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」、刑事法総合」などの法律基本科目と「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」などの法律実務基礎科目は、すべて複数教員が担当する演習科目であり、判例や事例による起案課題や予習教材をあらかじめ与えて十分な予習をさせたうえで、授業を実施するように工夫しており、これによって問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力を涵養することを目指している。

また、本法科大学院では、多くの演習科目において、レポート課題や自宅・即日の起案などを実施し、教員が添削をしたうえで返却して、学生一人一人にフォーカスをあてて、法的文書の作成能力を養成している。

さらに、臨床科目である「エクスターンシップA/B」、実際の事件を素材に、問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力などのスキルがどのように使われるかを考える機会を提供している。新設した「ローヤリング・クリニック」では、ロールプレイを中心にコミュニケーション能力の涵養に努めている。

#### エ 成績評価・修了認定における取り組み

成績評価・修了認定は、マインド・スキルを踏まえた本法科大学院独自の到達目標、そのシラバス等における明示、授業内容としての展開のもとで、実施している。1年次から2年次、2年次から3年次に進級制が設けられ、これらによって留年や修了できない学生が毎年数人出ている(113頁～114頁参照)。

本法科大学院は、これらの過程を通じて、学生のマインドとスキルの修得状況を検証するとともに、学生も法曹となることの厳しさを自覚するきっかけにもなっている。



また、厳格な成績評価を実施するために、創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程第 11 条<sup>122</sup>において、成績評価の方法を具体的に明示している。

#### オ 教育体制

本法科大学院では、実務家教員の専任教員比率が比較的高く、法曹実務家としてのマインドとスキルを、授業等を通じて直接肌で感じる機会が多く、また、少人数教育のもと、オフィスアワーの実施、アカデミック・アドバイザー制度などにより、教員が学生にきめ細やかに接触することが可能となっていることも、マインド・スキルの向上につながっている。

また、多くの演習科目において、研究者教員が、実務家教員と協働して授業を実施し、法理論面から学生に働き掛け、マインド・スキルを涵養していくという体制も構築された。

#### カ FDにおける取り組み

FD活動としては、本法科大学院の到達目標の策定に取り組み、引き続き検証・改定作業を継続している（51 頁～55 頁参照）。

授業アンケートは、その回収率の向上のための取り組みを行い成果を上げている。また、アンケートに対する学生の回答はかなり詳しく本音も記載されており、これに対する教員からのコメントも行っている（56 頁～60 頁参照）。

#### キ 学習環境における取り組み

学習環境は、施設・設備の確保・整備の面も、学修支援体制の面も充実している（97 頁～99 頁参照）。

#### ク 修了生の進路先について

司法試験の合格者は、2013 年が 22 名、2014 年が 18 名、2015 年が 14 名、2016 年が 13 名、2017 年が 13 名と、毎年 10 名以上（5 年間の平均は 16.0 名）の合格者を輩出している（11 頁参照）。

加えて法科大学院生（修了生も含む）対象の公務員ガイダンスを毎年開催する等、法曹以外のキャリア指導にも力を入れており、国家公務員、地方公務員、裁判所事務官、家庭裁判所調査官等の各種試験に合格している<sup>123</sup>。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、以下の取組みに力を入れており、これは平成 28 年度

---

<sup>122</sup> 資料 A3 「2017 年度法科大学院要覧」 24 頁参照。

<sup>123</sup> 資料 A33 「法科大学院修了生リスト」参照。

文部科学省の法科大学院公的支援見直し・加算プログラムとして優れた取組みとして認められたものである。

#### ア 法学部と連携した法曹養成教育の実施

本学法学部に、2014年度入学生より Global Lawyers Program (GLP)<sup>124</sup> が設置された。これは、法曹志望者に対して入学時からじっくり基礎実力をつけさせて、優秀な人材を本法科大学院に送り出すことを目的としている。創価大学における法曹養成の一貫教育として、通算6年（法学部4年、法科大学院2年）を基本としながらも、その中から特に優秀な法学部生の早期卒業を視野において、2016年度入試から早期卒業生向けの特別入試を実施しており、今後も継続・推進していく予定である（30頁参照）。

#### イ 法学未修者教育の充実の取組み

(ア) 法学未修者の司法試験の合格率が低迷していることは、本法科大学院のみならず、法科大学院全体の大きな課題であり、法学未修者の合格率をいかに高めていけるかは、法科大学院制度の存続意義が問われる課題である。これまでの12年間にわたる本法科大学院の法学未修者教育で明らかなのは、法学未修者が3年間という短期間で基本的学修内容の修得をすることが大変に困難であることといえる。

(イ) 本法科大学院では、①事前研修、②授業、③自学自習の促進の3点にわたって、以下のPDCAサイクルを確立したうえで、学生一人ひとりに対して、その適性に応じた形で学修上、生活上の助言と指導を行うことを通じて、学生が意欲的・効率的に学修できる体制を整え、法学未修者の飛躍的な実力向上を図っていく取組みを昨年からは開始した。本法科大学院のサイズメリットを生かし、小規模法科大学院ならではのキメ細やかな教育を強力に進めてまいりたい。

①の事前研修を含む「導入教育」充実の取組みは、他の法科大学院でも様々な工夫を行っているところであるが、本学では、それに止まらず、②研究者と実務家が協働し、少人数によるきめ細かな指導による「授業」を実施することで各法律の基本概念を徹底的に修得させていくこと、③コアカリキュラムと連動した自学自習教材を提供し、到達目標を明確に意識させながら「自学自習」を促進する取組みを実施すること、①～③の取組みを教職員とチューターが一体となって、学生個々人の個性や生活等にも着目しながら、指導・激励を進めていく点に大きな特色がある。

<sup>124</sup> 法学部ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/law/course/legal/#anchor11>) 参照。

	①事前研修（導入教育）	②授業	③自学自習の促進
Plan （計画）	3年間の法科大学院生活のイメージを持たせること、基本書等の学修ツールの使い方を具体的に体験させること、公法、民事法、刑事法での基本概念の意味を理解させるなど、焦点を絞る。	理論と実務を架橋するために、研究者と実務家が協働できる教員配置をしたうえで、教材や起案課題の作成・添削の協働、授業自体の協働を実現する。	コアカリキュラムと連動した自学自習教材と自学自習の手引きを、法律基本科目について作成する。
Do （実行）	A日程入学試験の合格発表後、入学前の期間に、講義・演習を実施して各法律基本科目の基本概念を理解させる。	少人数によるきめ細かな指導と、多様な起案作成と添削指導による法的文章力の向上を図る。	①年2回のアカデミック・アドバイザーによる個人面談の実施、②チューターによる個人指導の実施、③春秋学期の開始時と終了時のガイダンスで自学自習の促進を促す。
Chec （評価）	課題を出して研修の成果を確認するとともに、研修内容についてアンケートを行い学生の反応を確認する。	小テスト、起案課題の添削採点、アカデミック・アドバイザーによる個人指導、共通到達度確認試験などのよって成果を検証し、成績評価と進級判定へ反映をさせる。	①学修支援委員会の教員らとチューターの定例会を月1回実施し、学生の学修状況や課題などの情報を共有する。②共有化した情報は、学生カルテにファイリングする。③共通到達度確認試験において自学自習の成果を検証する。
Act （改善）	事前研修担当教員と1年次の科目担当者との引継ぎを行い、情報を共有する。	授業の改善発展及び学生の個人指導に反映させる。	自学自習教材の改訂や学生への個人面談や個人指導に反映させる。

#### ウ 法科大学院未設置（募集停止を含む）地域出身者への学修支援

法科大学院未設置地域に在住する法曹志望者や、募集停止を決定または予定している法科大学院在籍学生を本学に受け入れ、学修支援を実施することで、法科大学院志願者の掘り起こしをして、多様な人材を糾合したい。また、司法試験合格後に出身地域に戻り法曹として活躍することで、国が推進する地方創生に寄与することができることも、期待したい。具体的には、寮費の免除、出身地域へのエクスターンシップの実施、特別入試の実施等を実

施して、法科大学院における教育を活性化する。さらに、経済的支援として年間100万円の給付奨学金も用意している。

#### (4) その他

##### 2 点検・評価

本法科大学院においては、上記1の現状において示したように、法曹に必要なマインドとスキルの内容も明確であり、法曹となるにふさわしい適性をもった人材が選抜され、マインドとスキルを養成するのにふさわしいカリキュラムと授業が実施され、成績評価、修了認定もマインドとスキルを備えたものが修了するようになされており、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が適切に実施されている。とりわけ、小規模校の利点を活かしたきめ細かな教育によるマインドとスキルの涵養は、優れたものがあると考えている。

##### 3 自己評定

A

##### 4 改善計画

特になし

■憲法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次春学期の「憲法Ⅰ」(人権)、1年次秋学期「憲法Ⅱ」(総論・統治機構論)では、法学未修者を対象に憲法の基本構造や概念の理解を中心に据え、基本的人権の基本構造、個々の人権規定の基礎的解釈、統治機構の基本的諸原理について理解させ、共通の到達目標(コアカリキュラム)を踏まえた主要なテーマについて満遍なく講義している。対象者が法学未修者であるので、教科書及び本学で独自に作成した憲法判例集に基づいて講義を進めているが、特に人権問題についての判例理論の初歩的理解(学説と判例法理の相違点等の理解)に努め、2年次秋学期の「憲法演習Ⅰ」への取っ掛りを図っている。</p> <p>2年次秋学期の「憲法演習Ⅰ」では、各回のテーマごとに作成した基本事項、オリジナル・テキスト、重要事項、問題研究、発展、<b>essential question</b> から構成される教材と本学で作成した憲法判例集を使用し、憲法訴訟論的視点に立って重要な憲法判例を素材に質疑応答形式で実施している。教員の解説を加えながら習得してきた知識に基づいて具体的事案を解決する能力を涵養している。</p> <p>3年秋学期の「公法実務の基礎」では、様々な紛争類型の事例問題の検討を通じて、それまでの学修を踏まえ、憲法上の争点を発見し、具体的な憲法論を展開する能力の習得を図っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は、法学未修者が対象となるので教員の講義が中心とはなるが、事前に作成したレジュメが虫食いで作成されている。予習の際にそれぞれの論点についてレジュメの空白部分に要点をまとめさせてくることによって(重要判例を含む)、かなり徹底した双方向の授業を取り入れることを可能にしている。双方向の授業を通して基本的事項の理解と習得に努めている。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」の授業は、上記項目のうち問題研究を中心に質問形式で行なって実施している。各回に扱う判例ごとに問題研究の箇所に質問が設定されており、学生は事前にこれを検討し授業に臨むことになり、徹底した双方向の授業を行なっている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、オリジナルに作成した様々な紛争類型</p>

	<p>の事例問題について、レポートまたは起案を提出させたうえで議論を行うことで思考力の伸長を図るとともに、起案の添削指導を通じて、文章表現力の向上を図っている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は、授業内における教員からの質問、それに対する学生の回答を通じて、また、それぞれ4回の具体的な事例問題をレポート課題として課し、評価を通して確認しているが、最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。さらにはオフィスアワーの実施によって適宜理解度を確認している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」では、上記教材の基本事項及び重要事項の使用を通じて、予習に先立ち、各自の基本書の該当箇所を参照し、確認させている。また、それぞれ4回の具体的な事例問題をレポート課題として課し、評価を通して確認しているが、最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。さらにはオフィスアワーの実施によって適宜理解度を確認している。</p> <p>3年秋学期の「公法実務の基礎」では、毎回、レポートまたは起案を提出させて評価し、学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」及び「憲法演習Ⅰ」では、授業を終えた直後に質問のある学生に対して時間の許す限り、応じている。また、授業の日以外にオフィスアワーの時間を設け、質問のある学生は事前に申込みことによって授業後のフォローを行なっている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、8回の授業のうち7回の起案について、添削指導を行っている。</p>
オ 出席の確認	<p>「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「憲法演習Ⅰ」、「公法実務の基礎」とも教員が毎回出欠表で、学生の出欠席を把握・確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>前述したように「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は事前に作成した「レジュメ」が虫食いで作成されているので、毎回の講義テーマについて学生が要点をまとめて授業に臨み、自身の学修の理解度を確認することができるように工夫している。また、当該レジュメは、復習にも大いに役立つところである。さらに予習を前提に講義を進めるので、各回の講義においてはテーマの要点や学生の理解の盲点となる事項に特に時間を、費やし解説を行うよう心掛けている。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」では、上記教材の基本事項を適宜使用し、基本的知</p>

	<p>識の確認作業を行なっている。また、上記教材のオリジナル・テキストに授業で取り上げるテーマについて理解を深めるような示唆に富む文献等を抜粋している。予習の段階で必ず読んで授業に臨むよう指導し、創造的・批判的検討能力を養っている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、憲法上の争点を含む具体的事件を題材にしたオリジナルの事例問題を作成して取り組ませるとともに、題材と関連するヘイト・スピーチや徒歩暴走族の映像を視聴したり、暴力団関係書籍として規制されたコンビニコミックの実物を回覧したりするなどして、法問題をリアルに把握できるよう工夫している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>法学未修者が対象である「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」については、講義を主体とし、あくまで憲法の基本概念、基本事項、そして基本的な構造の理解に力を入れている。判例の検討についてはこれを基本にして、学説と判例法理の相違点について入り口的理解をさせるよう工夫している。また、判例を読む際の注意事項として、判決文もさることながら、特に事実関係と関連法令を正確に読むように指導している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」では、上記教材の発展には、授業内容の応用的・発展的な事項や、授業で取り上げることのできなかつた関連する問題を挙げ、学生の一段の学修を押し進めている。さらに <b>essential question</b> は、授業内容と関わる原理的な問題、本質的な問題に関わる質問を挙げている。復習に活用し、創造的・批判的検討能力の養成に役立ててもらっている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、民事訴訟、刑事訴訟、抗告訴訟、国賠訴訟、民衆訴訟など様々な紛争類型の事案に取り組ませ、刑事法、民事法を含む法科大学院での学修の成果を総動員して考えるよう仕向け、憲法訴訟に関する実践的な力を育むよう工夫している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>法学未修者が対象である「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」については、本法科大学院の到達目標を踏まえて、毎回の授業日の開始にあたって到達目標の確認作業を実施して授業に臨んでいる。学生に対しては、本法科大学院で作成した到達目標一覧を使用して復習するよう勧奨している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」では、具体的事案に即した憲法的思考ができるようになることを目標とするので、憲法理論上難しい問題を含んでいる事例、重要論点が複合している事例、新しい憲法問題を含む</p>

	<p>事例など、事案分析力・法的思考能力を高めるために適切な教材を選定し、使用している。</p> <p>「公法実務の基礎」では、事案の分析を軸とした詳細なレジュメを配布し、その中で、問題となる憲法上の争点についての判例や学説などの基礎知識を確認し、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」をどのように応用すればよいかを自学自習できるよう工夫している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」、「憲法演習Ⅰ」については、オフィスアワーで出た質問について問題意識を共有するため、次回の講義ないし演習の際、学生に伝達するよう心掛けている。また、レポート課題については、総体的に優れた答案を学生に後日配布するよう心掛けている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、相対的に優れていた起案や、司法試験合格者が、過去の年次に同じ問題に取り組んだ際の起案を参考資料として配付し、履修者が自身の到達度を適切に自己評価するよう促している。</p>



■行政法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>2年次春学期の「行政法」では、行政過程の全体像をとらえるための法概念と法制度（行政処分、行政立法、行政契約、行政指導、行政調査、行政計画、義務履行確保など）の理解、並びに行政過程から生じた紛争をその具体的事案に即して解決する能力の涵養の前提となる法概念と法制度（行政裁量、行政手続、国家賠償、損失補償、抗告訴訟における処分性、原告適格、訴えの利益、抗告訴訟以外の行政訴訟等）の理解の修得を目的としている。</p> <p>2年次秋学期の「行政法演習Ⅰ」では、主として最高裁判例（ケース）の検討を通じて、事実を読み解き、その具体的事実から法的分析・法的推論を行い、法的救済手段を見出し、個別行政法の解釈とその運用能力を培い、行政法に関する問題解決能力の基礎を養成する。</p> <p>3年次春学期の「行政法演習Ⅱ」では、具体的な事例問題の検討を通じて、上記の問題解決能力の向上を目指している。</p> <p>3年次秋学期の「公法実務の基礎」では、具体的な事例問題の検討を通じて、上記の問題解決能力の向上を目指す。加えて、行政実務の運用を踏まえつつ、その批判的能力を培い、あるべき行政活動の姿を模索するなど創造的能力を養成する。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「行政法」は、予めレジュメを配布して予習に役立て、授業は講義中心に実施しているが、適宜学生に質問を行っている。</p> <p>「行政法演習Ⅰ」及び「行政法演習Ⅱ」は、コアカリキュラムとの関係を示した予習教材をポータルサイトにアップして予習に役立て、授業では個別行政法の仕組みをフローチャート方式で示しつつ、法的問題点を、双方向授業によって理解を深めている。</p> <p>「公法実務の基礎」では、起案課題を作成したことを前提に、当該事例の事実関係の解明、個別行政法の仕組みの分析、法的問題点の抽出と解決策を、双方向で検討する授業となっている。</p>

ウ 学生の理解度の確認	<p>「行政法」では、短答式試験を含む小テスト等で理解度を確認しており、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」などの演習授業においては、学生との双方向の問答によって理解度を確認するほか、起案やレポート作成を通じて理解を確認している。「行政法」、「行政法演習Ⅰ」、「行政法演習Ⅱ」、「公法実務の基礎」については、最終的には定期試験または即日起案によって学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業終了後の15分から30分程度の質疑応答やオフィスアワーで対応している。定期試験答案はもとより、起案課題についても採点・添削をして返却するほか、解説・講評を配布している。</p>
オ 出席の確認	<p>毎回の授業ごとに、教員が出欠表で出欠席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>授業に先立って予習教材をポータルサイトにアップして、基本事項や関係する判例等の予習を促している。授業では、関係する個別行政法のフローチャートを示して問題となる行政過程を理解させることを重視している。そのうえで、救済手段の選択と行政活動の違法性の検討を行い、行政法全体の問題解決能力を養成することを目指している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>2年次春学期の「行政法」では、講義を主体に、行政過程の全体像を捉えるための法概念と法制度を体系的に理解させることに力を入れている。2年次秋学期以降の「行政法演習Ⅰ」では判例を題材に、3年次春学期の「行政法演習Ⅱ」では具体的な事例を題材に、それぞれ問題解決能力の基礎力を要請し、その向上を図っている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>授業で扱う内容については、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっている。予習教材等では関係する到達目標（コアカリキュラム）の項目を示し、そのことを強く意識させている。</p> <p>また、「行政法自学自習ノート」では、到達目標の各項目に対応する教科書・判例の該当ページや司法試験や予備試験の問題（短答式・論文式）との対応関係を示している。</p>

ケ その他	行政法分野については共通到達目標（コアカリキュラム）をもとに作成した本学の到達目標を踏まえて、「行政法自学自習ノート（第1～3分冊）」を作成・配布し、自学自習はもとより、授業でも活用するよう提供している。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

■民法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次春学期では講義科目として、民法Ⅰ（民法総則）、民法Ⅱ（債権総論）、民法Ⅲ（契約法）、演習科目として民法基礎演習Ⅰを、1年次秋学期では講義科目として民法Ⅳ（物権法）、民法Ⅴ（担保物権法）、民法Ⅵ（法定債権）、演習科目として民法基礎演習Ⅱを配置している。2年次は講義科目として春学期に民法Ⅶ（家族法）を、演習科目として民法演習Ⅰ（判例演習）、民法演習Ⅱ（判例演習）を配置する。3年次は民法演習Ⅲ・Ⅳとして事例演習を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>講義科目においては、予習レジュメを配布し予習しておくべき要件効果、条文等の知識や判例等を指示している。そうした予習指示に基づいて、適宜学生に発言を求めたり、時には学生同士に議論をさせたりしながら講義を行っている。</p> <p>演習科目においては、1年次は講義科目の内容を踏まえて、毎回の授業の冒頭で簡易記述式や短答式の基礎テストを実施し、基本的知識の定着を図るとともに、事例問題の考え方を学生に発言を求めながら行う。2年次の判例演習は予習範囲として指定された判例について学生に発言を求め、それを基礎として教員がさらに問題提起をし意見を求め、適宜解説を行うなど双方向の議論を行っている。また、授業に先立ち簡単な事例問題のレポート作成を課し、学生に発言を求めながらその解説を行う。3年次は、難易度、問題文の長さともに司法試験レベルの事例問題を出題し、授業に先立ち時間内に起案をさせ、その更なる検討を予習課題によって学生に求める。授業ではそれらの課題を通じて双方向あるいは多方向の検討を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>講義科目においては、予習レジュメに記載した問題点を、授業において確認しながら講義を進めている。また、民法基礎演習との連携によって、講義によって理解しがたかった点などをフォローすることができる体制となっている。</p> <p>2年次以降の演習科目においては、判例の考え方の確認や2年次は2回に1回課されるレポート課題、3年次はほぼ毎回課される即日起案により、学生の理解度を確認しつつ授業を行っている。</p>

エ 授業後のフォロー	1年次は民法基礎演習で行う基礎テストの実施や事例問題の検討を通じて、講義科目のフォローが可能となっている。演習科目においては、授業での理解が難しかったと思われる点について適宜復習教材をポータルサイトにアップするなどしている。また、いずれの授業においても、教員が適宜オフィスアワーの時間を設定し、学生からの質問に対応している。
オ 出席の確認	いずれの授業においても、毎回の授業で出欠表により教員が出欠席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	特に映像等を利用することはないが、板書や説明の仕方においては、各教員が分かりやすいよう工夫を行っている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	1年次の講義科目においては、条文の確認、要件・効果などの基本的知識の確認、学説の考え方の理解、基本的な判例の理解・定着等を中心としている。それに加えて民法基礎演習により基本的な法律的な文章作成能力を身に付けることができるようにしている。2年次の演習では判例のより深い理解ができるようにするとともに、簡単な事例問題に取り組み、基本的な文章作成能力を修得できるようにしている。3年次はそれまでの学修を踏まえて、難易度の高い課題を課すことにより、より深い理解と文章作成能力を修得できるようにしている。
ク 到達目標との関係	「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」をもとに作成した本法科大学院の到達目標(コアカリキュラム)を踏まえて、各授業のシラバスが作成されている。特に民法はその扱う範囲が広く膨大であるため、授業の都度にレジュメ授業での口頭の説明により、学生に自学自習に委ねる部分は適切に伝えられている。
ケ その他	

■商法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>1 年次秋学期の「商事法Ⅰ」は、会社法の総論、設立、株式、機関、計算、資金調達、企業買収、組織再編に関する法概念や各種制度の制度趣旨を修得し、会社法の主要な条文や会社法の重要判例の体系的理解を目的としている。重要な条文や判例を確実に修得する事がこの科目の特性である。4 単位科目 30 回の授業を通して、会社法のアウトラインを修得して、「商事法演習Ⅰ」と「商事法演習Ⅱ」の授業へスムーズに移行できる基本的法的知識とその使用方法の基礎的理解の涵養を心掛けている。</p> <p>2 年次春学期の「商事法Ⅱ」は、商法総則・商行為法・手形法・小切手法に関する重要条文や重要判例の修得を目的とする。</p> <p>2 年次秋学期の「商事法演習Ⅰ」は、「商事法Ⅰ」で修得した会社法の法概念や法解釈について事例問題を通して、さらに理解を深めるための科目である。会社法に関する事件や事例の平面的な理解から立体的理解、制度間の関係性の修得を目的としている。特に、会社法判例百選（第 3 版）の重要判例の修得に力点を置き、事例問題も同百選の理解を深めることができる事例問題を取り上げている。</p> <p>3 年次春学期の「商事法演習Ⅱ」は、「商事法演習Ⅰ」よりも難易度が高い事例問題を通して、会社法の重要条文や判例の理解のブラッシュアップをするための科目である。事例問題では多くの論点を散りばめそれらを適切に整理し、論理矛盾のない論理構成や質の高い表現力を身につけることを目的としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「商事法Ⅰ」では、各回授業の教科書の予習範囲を指定し、その読了と事前に配布した各回レジメの読了を前提として、予習復習問題を毎回提示している。同問題は、基本的な条文や判例を理解するための比較的簡単な事例問題である。各回の教科書の予習範囲、条文、重要判例を取り上げ、基本的な問題について質問を発しながら、基本的な法概念や制度趣旨を確認した後に、予習復習問題を通して、質疑応答をしながらそれらの理解の定着を図る双方向授業を目指している。</p> <p>「商事法Ⅱ」では、全 8 回の各回レジメを教材として、副教材として商法（総則・商行為）判例百選（第 5 版）及び手形小切手判例百選（第 7 版）の主要な重要判例を取り上げて、重要</p>

	<p>な条文の理解を深めている。適宜質問を発して解答を求めている。また、司法試験や予備試験の択一問題も取り上げ、正誤の理由付けを討論の中で導くよう双方向の授業を実施している。</p> <p>「商事法演習Ⅰ」では、自宅起案8回及び即日起案2回を実施して起案を提出させ、採点・添削して授業時間に返却し、授業においてそれら起案の法的論点について、双方向・多方向の議論を通して、起案の法的論点の理解を深めるようにしている。</p> <p>「商事法演習Ⅱ」では、7回の即日起案を隔週に行い、採点添削した起案を授業時に返却している。即日起案を中心に、多くの論点がある事例問題に対して、限られた時間内に、法的論点を整理し、的確な文章を書けるよう指導している。</p> <p>授業時には、起案後学生が論点について研究したものを持ち寄り双方向・多方向の討論をしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「商事法Ⅰ」では、毎回、予習復習問題を解いてくるよう課題を出し、解答をレポートとして提出させている。中間テストを1回実施し、採点し添削後返却している。授業時の解答内容、レポートの出来具合、中間テスト、定期試験によって学生の理解度の確認をしている。</p> <p>「商事法Ⅱ」では、課題・レポート・小テストなどは実施していない。授業時の学生との質疑応答の内容や定期試験を通して学生の理解度を確認している。</p> <p>「商事法演習Ⅰ」では、8回の自宅起案と2回の即日起案を課し提出させ、採点し添削後授業時に返却している。自宅起案や即日起案の採点、授業時の討論の内容、定期試験の採点を通して学生の理解度を確認している。</p> <p>「商事法演習Ⅱ」では、7回の即日起案を課し提出させ、採点し添削後授業時に返却している。7回の即日起案の採点、授業時の討論の内容、定期試験の採点を通して学生の理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業終了後15分から30分程度の質疑応答やオフィスアワーで質問を受けるようにしている。定期試験問題はもとより、起案課題について採点・添削をして返却するほか、起案問題の解説、定期試験の解説・採点基準を配布している。また、学生の優秀答案を参考答案としてポータルサイトにアップしている。</p>

オ 出席の確認	毎回の授業において、教員が出欠席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	「商事法Ⅰ」や「商事法演習Ⅰ」において、ポータルサイトに、予習復習問題や自宅起案をアップし、問題に関連する判例や研究論文等を授業前にアップして、判例や論文の予習を促して、授業での討論に内容を充実させている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>「商事法Ⅰ」では、会社法の体系的理解を促す意味から、教科書と重要判例で使用されている法概念や法制度を理解するインプットを中心に授業を行い、「商事法演習Ⅰ」では、問題発見・問題解決能力を養成するため、重要判例の解釈・射程範囲を正確に理解することに重点を置き、アウトプットについても意識した授業内容にしている。</p> <p>「商事法演習Ⅱ」では、問題発見・解決能力をさらに向上させるため、判例理論をさらに深化させ、判例のない法的論点についても応用ができるよう指導し、アウトプットを通して文章表現力を養成し、授業での討論や添削を通して指導している。</p>
ク 到達目標との関係	各授業で扱う内容については、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」や到達目標（コアカリキュラム）を踏まえたものになっている。予習教材等では関係する到達目標の項目を示し、そのことを強く意識させている。



<p>ケ その他</p>	<p>「商事法演習Ⅰ」及び「商事法演習Ⅱ」の授業は複数の教員が担当しているので、春学期及び秋学期の始まる前に、共通の教材（自宅起案問題、即日起案問題など）の検討会を行って、学習する法的論点を明確にしてから授業を開始している。</p> <p>定期試験問題についても、共通の試験問題にするため、その作成についてお互いの意見交換をして試験問題を確定させて出題している。採点については、採点基準を協働で作成してから採点をしている。また、定期試験後、学生に配布する定期試験問題の解説についても、協働して作成したものになっている。</p> <p>共通教材と共通試験は、学生間の成績評価の公平性を担保するための作業であり、クラス担当教員についても、教員がローテーションをして、学生の不満が出ないよう工夫している。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ■民事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>必修科目として、1年次秋学期に「民事訴訟法Ⅰ」を、2年次春学期に「民事訴訟法Ⅱ」を配置している。「民事訴訟法Ⅰ」は、初学者である法学未修者を対象としたもので、第一審判決手続を中心に上訴・再審まで、民事訴訟手続の概要と民事訴訟の基本構造、基本原理とその基本的思考方法を精確に理解することを目的としたものである。民事訴訟は手続であることから、まずはその流れを、次にその基本構造を理解し、両者を意識しながら基礎理論を学ぶ。「民事訴訟法Ⅱ」は、2年次に進級した法学未修者及び法学既修者として入学した者を対象に、複雑訴訟の基本的知識を修得する。第一審判決手続と上訴・再審についての理解が十分でない学生に対しては、複雑訴訟を題材として、再確認、再修得の上、複雑訴訟の基礎理論の確実な理解を図る。</p> <p>次に、2年次秋学期に「民事訴訟法演習Ⅰ」、3年次春学期に「民事訴訟法演習Ⅱ」、同秋学期に「民事訴訟法演習Ⅲ」を配置している。「民事訴訟法演習Ⅰ」では、民事訴訟法に関する基礎的知識、基本的理解をすでに修得していることを前提として、基本判例及び最新の重要判例を題材に、学説の展開を踏まえ、法的分析能力、創造的・批判的検討能力を養う。授業は、研究者教員と実務家教員とがともに担当し、理論と実務両視点を意識しつつ、双方向で質疑応答、議論を行い、法的議論・表現能力も学ぶ。「民事訴訟法演習Ⅱ」及び「民事訴訟法演習Ⅲ」では、事例演習を行う。重要判例を踏まえた事例について、限られた時間の中で、分析、検討し、精確な法的知識に基づき、説得力ある論述をする能力を養う。授業は、研究者教員と実務家教員とがともに担当し、法的知識の確認・定着、法的分析・論理構成の検討を行う。具体的問題について、判例、学説を分析、検討し、説得力ある議論を展開し、法曹として紛争解決にあたる能力を身につけることを到達目標とする。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「民事訴訟法Ⅰ」は、初学者である法学未修者を対象とするため、授業は講義形式で教員の解説を主とするが、予め提示し予習を促したレジユメの設問を基に、その解答の前提となる基礎的事項を質疑応答の形式で確認しながら進めることにより、基本的思考方法を養っている。レジユメの設問は判例等を踏まえており、次の演習への架け橋となる。「民事訴訟法Ⅱ」も理解すべき事項は難度を増すが、授業の方式は同様である。秋学期の</p>

	<p>「民事訴訟法演習Ⅰ」は、毎回の授業で多数の判例を扱うので、夏休み前に全レジュメを提示し、予習を促している。ケースにつき、学生が解答をし、質疑応答のうえ、教員が解説を補足するといった双方向の授業であるが、授業3回終了毎に、簡易記述式のレポートを提出させ、成績の資料としているので、制度趣旨、要件、効果といった基礎的事項と判例、学説の理論を如何に組み立てて論ずるかを意識しながら授業に臨むようになっている。「民事訴訟法演習Ⅱ」及び「民事訴訟法演習Ⅲ」では、事例問題を解くあたり確認すべき基本的事項、判例法理、学説等を予めレジュメに示し、授業では学生に説明を求め、質疑応答、教員の説明により、精確な理解、分析、検討のうえ、論じられるよう導いている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>「民事訴訟法Ⅰ」では、数回に一度、短答式の小テストを行い、基本的知識の修得度を確認している。演習科目では、レポート、即日起案等を課し、学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>各科目で授業中ないし授業直後に質問時間を設けるなどしており、共有すべき質問事項については、補充レジュメとしてポータルサイトに適宜載せている。また、復習後に質問が生じたときは、メールでの質問、またはオフィスアワーを利用する等して、学生へのフォローを実施している。小テストについては解答を配布し、適宜解説をしている。レポート、即日起案については添削のうえ、参考答案を配布、解説をしている。</p>
オ 出席の確認	<p>各科目において、出欠表により毎回教員が出欠席状況の確認を行っている。比較的 student 数が多い授業においては、点呼によることもある。多くは双方向の授業であるので、質疑応答等のチェックの際にも確認がなされている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>授業方法は、各教員に委ねられており、事実関係、理論等を図式化したプリントの配布、Power Point の使用、板書等、各教員が様々な工夫を施している。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>1年次の「民事訴訟法Ⅰ」は、法学未修者を対象とする授業であることから、手続の概要及び基礎理論の精確な理解を第一としている。次に続く「民事訴訟法Ⅱ」では、2年次の法学未修者と法学既修者として入学した者の基礎的知識、理解の確認、定着のうえに複雑訴訟について学ぶ。さらに、2年次秋学期に配置している「民事訴訟法演習Ⅰ」では、基礎的知識の修得と理解を前提として、判例、学説の理論を学ぶ。そして、3年次春学期に配置している「民事訴訟法演習Ⅱ」及び秋学期に配置している「民事訴訟法演習Ⅲ」では、事例を的確に分析し、判例、学説を踏まえて検討し、論ずる能力、法曹としての問題解決能力の修得を目指している。このように、民事訴訟法教育は、民事訴訟理論の基礎から応用、発展まで、繰り返し定着を図りつつ修得して行く有機的構成となっている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>民事訴訟法の授業においては、予め提示する各授業のレジュメに「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」や到達目標（コアカリキュラム）を踏まえた当該授業の目的を示し、また、自学自修に委ねる部分についても選択し、その旨明確にすることで自学自修を支援する体制をとっている。また、学習方法についての相談もオフィスアワー等の活用により行われている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>創価大学独自の教育システムである「学習支援ポータルサイト」を利用してレジュメ、予習課題、復習項目、確認事項、前年度の試験問題などを掲示して学生の自修支援を図っている。また、成績不良者へのアドバイス等の学修支援を行っている。</p>

## ■ 刑法分野

ア 教育内容	<p>法学未修者対象に、1年次春学期に「刑法Ⅰ」（刑法総論、講義週1コマ・演習隔週1コマ）、秋学期に「刑法Ⅱ」（刑法各論、講義週1コマ・演習隔週1コマ）を配置し、学生に対して刑法総論・各論の両分野における基礎知識と法的思考の能力を身につけさせるための授業を展開している。「刑法Ⅰ」・「刑法Ⅱ」は、講義や講義内で配布する司法試験の短答式問題を通して刑法に関する基本的な知識や理解の修得を図り、事例問題やレポート課題を通じて、2年次以降の演習科目を受講するうえで不可欠となる、刑法の運用能力や事案分析能力の基礎を修得させることを目的としている。1年次の両科目は講義が中心であるが、講義時間・演習時間ともに双方向多方向の議論ができる場を設け、理論的・実務的双方の視点から重要な問題に対して検討を行っている。</p> <p>2年次は、春学期に「刑法演習」（刑法総論及び各論に関する事例検討、週1コマ）を配置し、総合的・発展的な内容の授業、主に事例問題の検討を行っている。刑法演習では、学生に対し、毎回の授業のテーマに沿った事例問題に対してレポート課題が出題され、学生は、予めそれを起案し提出したうえで授業に臨んでいる。担当教員は提出されたレポートに対し丁寧な添削を行ったうえで、授業開始時に添削レポートを返却し、レポート内容をふまえ、ソクラテスメソッドによる解説・検討の授業が行われている。また、出題した事例問題に即して数件の重要判例を指定し、その検討・解説及び関連する事項の確認・説明を通じて、刑法総論・各論における理論的な思考方法・知識の定着を図っている。</p> <p>3年次は、秋学期に「刑事法総合」（刑法総論・各論の総合問題及び刑事訴訟法の総合問題）を配置し、2年次の「刑法演習」と同様の形式の授業を行っている（各回のテーマに沿った事例問題をレポート課題として出題し、予め学生にその問題を起案し提出させ、それを担当教員が添削し返却を行ったうえで、授業内においてソクラテスメソッドによる解説や検討をしている）。「刑事法総合」では、これまでに修得した刑法上の知識や理解を確認するとともに、さらに複雑・複合的な事案についても解決できる能力を向上させることを目的としている。</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」は、事前に毎回の授業テーマ及びコアカリキュラムに沿った予習課題を出題し、ポータルサイトの授業教材内にアップしている。学生は予め予習課題を解いて授業に臨むように指示している。授業は講義形式を採用しているが、学生に対しては、予習課題の内容につき「質疑応答」の形式を取り入れることによって、双方向の授業を意識した授業を展開している。また、毎回の授業のテーマに関する司法試験の短答式問題を配布し、それに対して「質疑応答」を行ったり、復習用教材として使用したりしている。さらに、演習の時間には事例問題を出題し、数名のグループに分かれて検討させ、代表者に解答を発表させる等して、双方向だけでなく、多方向にわたる授業の工夫を図り、学生が能動的に授業に参加できるように意識している。</p> <p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、「質疑応答」によるソクラテスマソッド形式を中心に据えた双方向授業を行っている。また、担当教員は学生全員が発言できるように、刑法の問題点に関する様々な質問を学生に行っている。両演習科目は、毎週事例問題を出題し、それをレポート課題として出題し、担当教員がそれに対して丁寧な添削を行う等しながら、起案作成能力を向上するための工夫を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>全授業において、授業内の質疑において、学生の知識習得・理解の確認を行っている。また、学生が授業内容に関して疑問が残った点については授業後の質問(各担当教員は、後述エに記載されているオフィスアワーを授業外の時間帯に設けて対応している。また、授業直後は当然、それ以外の時間帯の質問やメールによる質問にも応じる等している)を促し、それらを通じて、学生側の理解度や疑問点の確認を図っている。</p> <p>1年次の「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」においては、各学期に2回、事例問題を起案するレポート課題を出題し、教員により添削を行って、学生の理解度を確認している。</p> <p>2年次、3年次の「刑法演習」「刑事法総合」においては、毎回の授業においてレポート課題が出題されており、担当教員が毎回レポート丁寧に添削しながら、学生の理解度を確認している。また、両科目は司法試験に対応できる能力の確認のため、各学期に2～3回程度、司法試験の事例問題を出題し、2時間の</p>

	<p>時間制限を設け自宅起案を実施させる課題を提出している。それに対して、担当教員が丁寧な添削を行いながら、司法試験に対応できる法的理解力・事案分析能力・答案作成能力があるかの確認を行っている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>全授業の担当教員全員が、授業に関する質問のある学生に対して、授業外のオフィスアワーやメールで質問の対応を行っている。これらの質問は、個々の質問者に対して回答するのはもちろん、必要に応じて、次の授業の際にクラス全体に対して回答や補足説明を行うこともある。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事法総合」の全授業において、授業内で出題したレポート課題に対して、担当教員が丁寧な添削を行っている。また、学期末試験では、成績評価開示後、添削済みの学期末試験答案とともにその配点や解説を含めた講評を学生に配布し、授業全体の復習として有用となるような工夫を図っている。</p>
オ 出席の確認	<p>毎回の授業の冒頭において、教員が出欠表に出欠席者をチェックしている。少人数クラスでもあり、授業内の発言も名簿にチェックを入れる等していることから、遅刻の確認も容易に行うことが可能である。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事法総合」のいずれの科目においてもシラバスが作成されており、各回において検討する項目が事前に指示されている。</p> <p>「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」では、各回のテーマにおいて「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に従った到達目標を示し、それを修得するための問題を予習課題として出題し、ポータルサイトにアップしている。予習課題の内容は授業内で質疑応答による検討・解説を行うが、授業内で十分消化できないことを想定し、予習課題の解答を記載したレジメを授業内で配布し、授業終了後にはポータルサイトの授業教材としてアップしている。また、授業内で理解度を確認するために、及び、授業終了後の振り返りの復習課題として、毎回テーマに沿った司法試験の短答式問題を配布している。授業内で配布した資料は、欠席した学生も受け取れるように、授業終了後にポータルサイトにアップしている。</p>

	<p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、毎回のテーマに沿った事例問題を出題しているが、受講者の優秀答案を参考答案として配布したり、司法試験の出題趣旨や参考答案を配布する等をしたたりしながら、どのような能力の涵養が求められているかの確認を学生と行っている。また、教員によっては、事例問題の解説にパワーポイントを使用する場合もある。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」においては、講義形式を取り入れた授業を行い、刑法理論についての正しい知識と思考方法の定着を図っている。教員が解説を行う際は、図を用いる等、視覚的にも理解ができるように工夫を図っている。</p> <p>また、これらの科目においては、入学当初から目先の論点だけを追うような勉強方法に陥ることがないように、グループで学習したことを議論・発言させることで、刑法の基本的な争点及び論点を明らかにし、各学説がどのような理由から主張されているかといった理論的な対立軸を検討させる場を設けながら、初学者でも理解に至れるような授業の工夫を行っている。</p> <p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、「質疑応答」による双方向授業を中心に据え、各テーマについての理論的な検討を行い、全員が質疑応答できるように工夫を図っている。特に、刑法を適切に運用できる能力を涵養するため、具体的事実をいかに評価すべきかを中心に事例問題の検討を行っている。</p> <p>また、毎回の授業においては数件の課題判例が指定されているが、その事案と各審級の判断についても「質疑応答」や解説を通じて理解が深められるように配慮している。</p> <p>特に3年次に開設する「刑事法総合」においては、刑法分野の総まとめとなる科目であるため、刑法の各論点についての発展的な理論的検討、学生において学修上見落とししていた点についての知識の補充や確認、誤った理解の補正などを主眼とした授業を行っている。</p>



<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業の内容・カリキュラムは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」及びそれに則った到達目標（コアカリキュラム）を踏まえたものとなっている。</p> <p>到達目標は、法科大学院の共有フォルダに掲示して学生に公表しており、授業内で実施できない箇所の学習及び修得を明らかにして、学生の自学自修に委ねている。また、各授業内においても、授業内で解消できなかった部分を中心に自学自修すべき箇所を学生に伝えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>「刑法演習」「刑事法総合」では2クラスに分かれて授業を行っているが、各回に取り上げるテーマ・項目・課題判例は、研究者教員及び実務家教員双方で協議を行って選定を行い「共通」のものを使用している。これによりクラス毎の教育内容に大きな違いが出ないようにしている。</p> <p>また、課題事例に対して、研究者教員と実務家教員が授業前や授業終了後に検討を行ったり、合同でオフィスアワーを実施したりする場合もある。</p>

## ■ 刑事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次に「刑事訴訟法」、2年次に「刑事訴訟法演習」、3年次に「刑事法総合」を配置し、「刑事訴訟法」では、独自のテキストを用いた講義とともに刑事訴訟理法実務、理論の理解に必須となる重要判例の検討を行い、「刑事訴訟法演習」では分法体系に沿って分野毎の事例・判例演習を行い、「刑事法総合」で比較的複雑またはやや難解な総合事例問題を演習し、理論と実務の理解を図っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「刑事訴訟法」は講義中心であるが、授業中に複数回に渡って学生に質問を行うとともに、小テストとレポートを課している。「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」の授業においては、基本的に毎回レポートの作成・提出を求め、そこに含まれる要検討事項・論点毎に学生への質問と回答を繰り返し、他の学生の見解を聞く中で議論を掘り下げ、全体の理解につなげる双方向・多方向の議論を用いた手法で実施しており、刑事訴訟法の基本の知識、理解とそれを基礎とする考え方を修得できるよう努めている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「刑事訴訟法」の授業では小テストとレポートで理解度を確認している。「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」の授業においては、予習として基本的に毎回レポートの作成・提出を求め、担当教員が全てのレポートの内容を確認して添削を行い、理解度を確認している。レポートは、授業前に各学生に返却しており、毎回の授業はレポートを主な資料とした学生の理解度を踏まえ、さらに授業において双方向・多方向の議論を用いて理解の深度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>いずれの授業においても、各回の授業と同じ日の放課後にオフィスアワーを設定して各学生の質問に対応している。</p> <p>また、「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」で毎回提出されるレポートについては、丁寧な添削指導を行って授業前に返却し、各学生において毎回の授業分野の理解に関する客観的評価が分かり、効果的な復習や質問の契機を与えている。</p>

オ 出席の確認	<p>いずれの授業においても、毎回点呼を実施して出欠表に出欠状況を記録している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」においては、授業内容に応じ、適宜刑事事件の模擬記録を配布したり、複雑な事案においては時系列表を作成、配布したり、Power Point を用いて授業を実施したりしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>「ア 教育内容」に記載したとおり、対象学年に応じて各学年の学修程度に応じた授業内容、授業方法を実施し、刑事訴訟法の理解につき、無理なく導入・基本・応用・発展の修了段階をたどれるよう工夫している。</p> <p>特に、1 年次においては、担当教員作成の独自のテキストを配布して授業に用いることにより、法学未修者入学者におけるスムーズな導入教育が行えるよう工夫している。また、「判例百選」に掲載されていない判例のコピーを配布して、事案の解決方法を理解させている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>到達目標として、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業のシラバス中に明示するとともに、刑事訴訟法の到達目標（コアカリキュラム）を作成してポータルサイトを通じて学生に提示している。到達目標には各学修項目が主としてどの授業回において扱われるかを明示し、学生の自学自習に委ねる部分を明確にしている。</p>
ケ その他	<p>各科目とも、学生の理解度によって、次の授業に即応できる体制を築いている。</p>